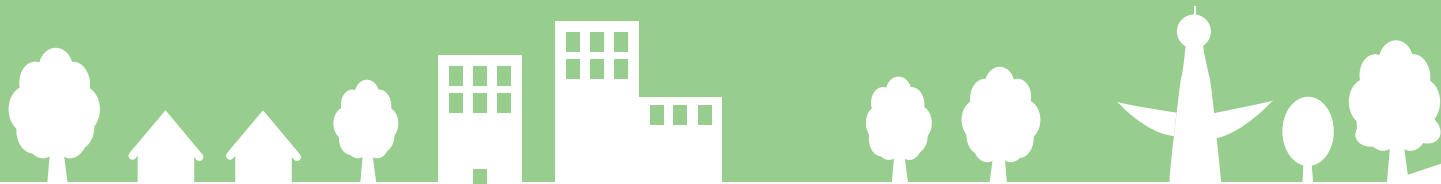


心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 まち すいた

吹田市 第2次みどりの 基本計画（改訂版）



平成28年8月 吹田市



改訂にあたって

吹田市は、公園、緑地、街路樹、河川などの計画的に整備された公共のみどりが、全市にわたって配置され、また農地、ため池、鎮守の森、住宅の庭などの地域の特性を反映する民有地のみどりが、各地域で育まれています。多様な植物相により構成されるこれらのみどりは、相互に連結してネットワークを形成し、都市環境の改善、生物多様性の保全、活動・憩いの場の提供、快適性の確保と防災性の向上、都市魅力の向上などに役立っています。さらに、市民のみどりに対するニーズは常に高く、豊かなみどり環境は、吹田市のブランドの一つともいえます。

市では、都市の貴重なみどりを保全し、さらなる緑化を推進するため、平成23年（2011年）3月に「第2次みどりの基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、「心が安らぎ、人と自然と地域を育むみどりの都市 すいた」という基本理念のもと、総合的かつ計画的なみどりのまちづくりを進めてきました。計画策定から5年が経過したことから、社会潮流の変化に対応するとともに、みどりの量の増減や施策などの進捗状況を把握・評価することにより、内容の充実・強化を図るため、第2次計画を改訂することとしました。

改訂にあたっては、第2次計画の策定後に改定及び改訂された「都市計画マスタープラン（改定版）」や「第2次環境基本計画（改訂版）」などの関連計画の内容を反映しました。また、生物多様性への配慮、都市農地の重要性への配慮、みどりのストックの安全性の確保と有効活用、グリーンインフラへの取組の推進など、近年の社会の動きに配慮しました。さらに、目標を明確にし、実行性を高めるため、地域別緑被率目標値、緑化重点地区、重点プロジェクトを設定しました。改訂作業の過程では、学識経験者、公募市民、関係部長で構成する「吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議」を庁内に設置し、十分な検討を重ねるとともに、市民懇談会などを通じて市民意見の反映に努めました。

今後は、「第2次みどりの基本計画（改訂版）」（以下、「本計画」という。）で設定したみどりの将来像の実現に向けて、市民・事業者・行政の連携・協働と地域特性に応じた創意工夫のもと、4つの基本方針（みどりを継承する、みどりを生み出す、みどりを活かす、市民参画・協働によりみどりのまちづくりを進める）に基づき、みどりのまちづくりを進めていきます。

表紙写真



目次

第1章 本計画のあらまし	1
1 本計画の構成と改訂のポイント	2
2 みどりの基本計画とは	4
3 みどりの機能	7
第2章 みどりの現況と課題	9
1 吹田市の概況	10
2 みどりの現況	12
3 みどりの課題	22
第3章 本計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	26
2 みどりの将来像	27
3 基本方針	30
4 本計画の枠組み	32
5 総量目標	33
6 都市公園の整備の方針	36
第4章 みどりのまちづくりを推進する基本施策	39
1 基本施策の体系	40
2 基本施策	41
第5章 基本施策を推進するための地区設定と重点プロジェクト	53
1 「緑化重点地区」および「保全配慮地区」の設定	54
2 基本施策を推進するための重点プロジェクトの体系	62
3 基本施策を推進するための重点プロジェクト	66
第6章 地域に応じたみどりのまちづくりの方針	87
1 地域に応じたみどりのまちづくりの考え方	88
2 地域に応じたみどりのまちづくりの方針	90
第7章 本計画の推進体制と進行管理	115
1 推進体制	116
2 進行管理	118

資料編 **119**

資料1	計画の改定・改訂にあたって	120
資料2	緑地の現況	132
資料3	吹田市の生物多様性を取り巻く状況	134
資料4	吹田市におけるヒートアイランド現象の実態	139
資料5	「地域防災計画」に基づく避難地の指定状況	141
資料6	自然環境保全に関する市民活動	142
資料7	みどりに関する市民の意向	144
資料8	本計画の策定経過	150
資料9	用語集	154





第1章

本計画のあらまし



1 本計画の構成と改訂のポイント

(1)本計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

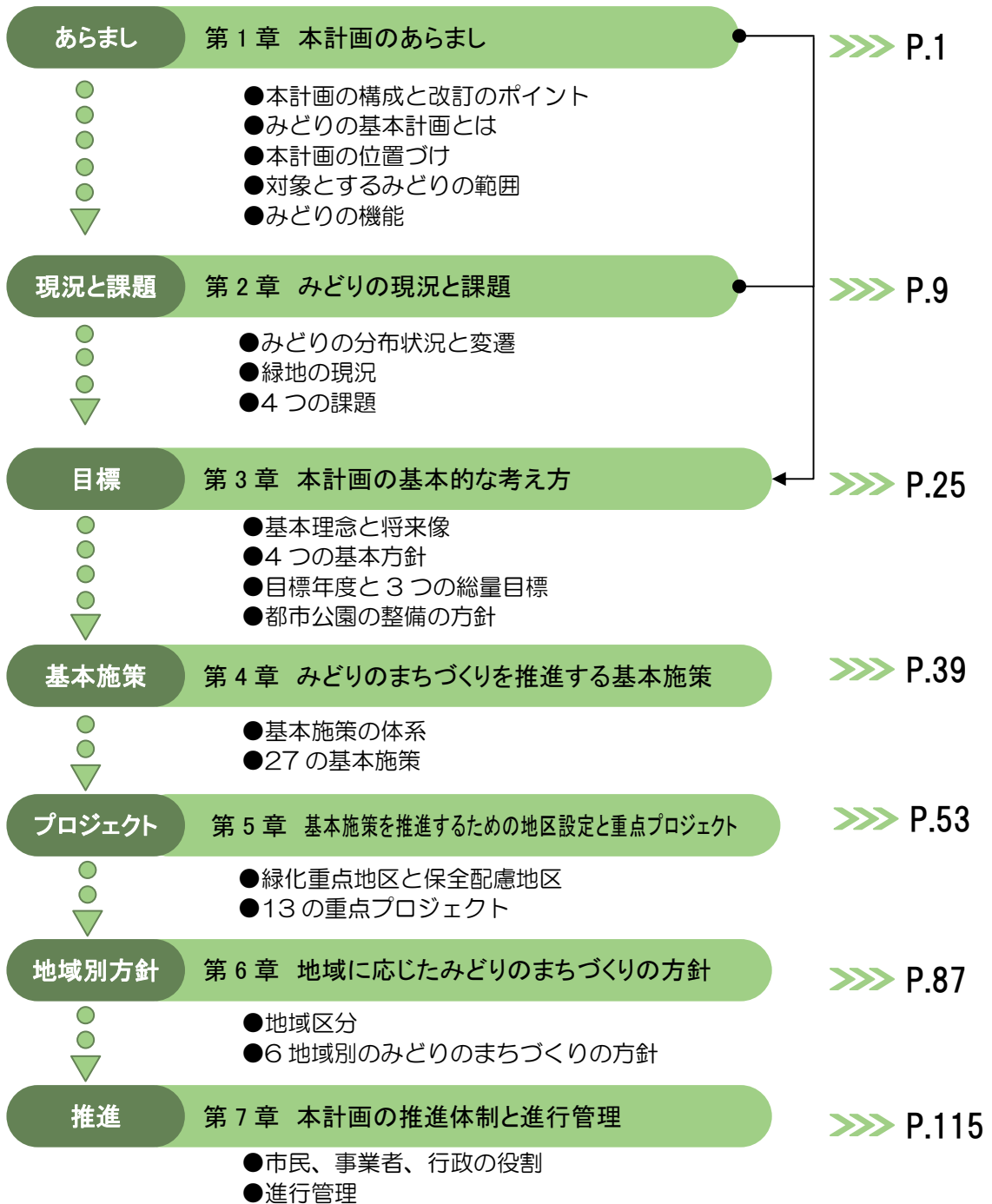


図 1.1.1 本計画の構成

(2)改訂のポイント

①社会の動きに応じたみどりの機能の強化

●生物多様性への配慮

平成 22 年（2010 年）に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）における決議などを踏まえ、翌年、生物多様性の確保に向けて都市緑地法運用指針が改正され、みどりの基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項が示されました。そのため、生物多様性の確保の観点からの検討を深め、本計画に反映しました。

●都市農地の重要性への配慮

平成 27 年（2015 年）4 月の都市農業振興基本法の成立により、都市農業の多面的機能が評価され、機能を発揮する農地の保全のため、税制上の優遇措置や的確な土地利用計画の策定などが検討されつつあります。そのため、都市農地の重要性にも一層配慮し、第 2 次計画を見直しました。

●みどりのストックの安全性の確保と有効活用

公共施設の長寿命化が必要な時代となり、公園を始め、街路樹などの既存のみどりのストックについても適切な維持管理により、安全性を確保し長期に渡り有効に活用することが求められています。そのため、これらの視点を一層強化し、第 2 次計画を見直しました。

●グリーンインフラへの取組の推進

ヒートアイランド現象の発生やゲリラ豪雨の多発など、環境問題が深刻かつ多様化する中、みどりは、社会にとって重要な都市基盤（グリーンインフラ）として捉えられるようになってきました。そのため、みどりがインフラの一部であるという再認識のもと、第 2 次計画を見直しました。

②地域別緑被率目標値の設定

第 2 次計画では、市全域で一つの緑被率目標値を設定し、その達成に向けて施策を推進してきました。改訂にあたっては、市域を 6 つのブロックに区分した地域ごとに、それぞれのまちの成り立ちや構造、みどりの特性に応じた施策を推進していくことが重要であると考え、地域別に緑被率目標値を設定しました。



図 1.1.2 地域区分

③緑化重点地区の設定と保全配慮地区候補地の選定

第 2 次計画では、計画を推進するための方策として、緑化重点地区と保全配慮地区を設定することを提案し、候補となる地区を掲げていました。改訂にあたっては、緑化重点地区を 2 地区設定し、みどりのまちづくりのモデルとして、緑化施策を総合的に進め、その取組を市全域に広げていく役割を担うものとししました。保全配慮地区については、将来的な設定に向けて、上記のみどりの機能の強化の観点から選定方法を詳細に検討し、候補地を選定しなおしました。

④みどりのまちづくり推進プロジェクトのアクションプラン化

第 2 次計画では、基本施策を進めていくための具体的な取組となるみどりのまちづくり推進プロジェクトを設定していました。改訂にあたっては、基本施策の総合的かつ効果的な推進と着実な実行に向け、みどりのまちづくり推進プロジェクトを一層実効性の高いアクションプランとしました。

2 みどりの基本計画とは

(1)みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する、みどりのまちづくりに関する総合的な計画です。

吹田市では、平成9年（1997年）3月に「いきいき吹田みどりの基本計画」（以下、「第1次計画」という。）、平成10年（1998年）3月に第1次計画を着実に実行していくための具体的な行動指針を示した「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」（以下、「マニュアル」という。）、平成23年（2011年）3月に第1次計画とマニュアルの内容を更新した第2次計画を策定しました。

本計画は、策定後5年が経過した第2次計画について、進捗状況を把握・評価したうえで、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて、基本施策やみどりのまちづくり推進プロジェクトなどの見直しを行ったものです。



(2)本計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定したものです。また、国の「緑の政策大綱」と大阪府の「みどりの大阪推進計画」の趣旨を反映した地域性を活かした計画であり、吹田市の「第3次総合計画」に即するとともに、「都市計画マスタープラン（改定版）」に適合するほか、「第2次環境基本計画（改訂版）」や「景観まちづくり計画」などの関連計画と整合した内容になっています。

今後、吹田市では、「みどりの保護及び育成に関する条例」と相まって、本計画に基づき、みどりに関する施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

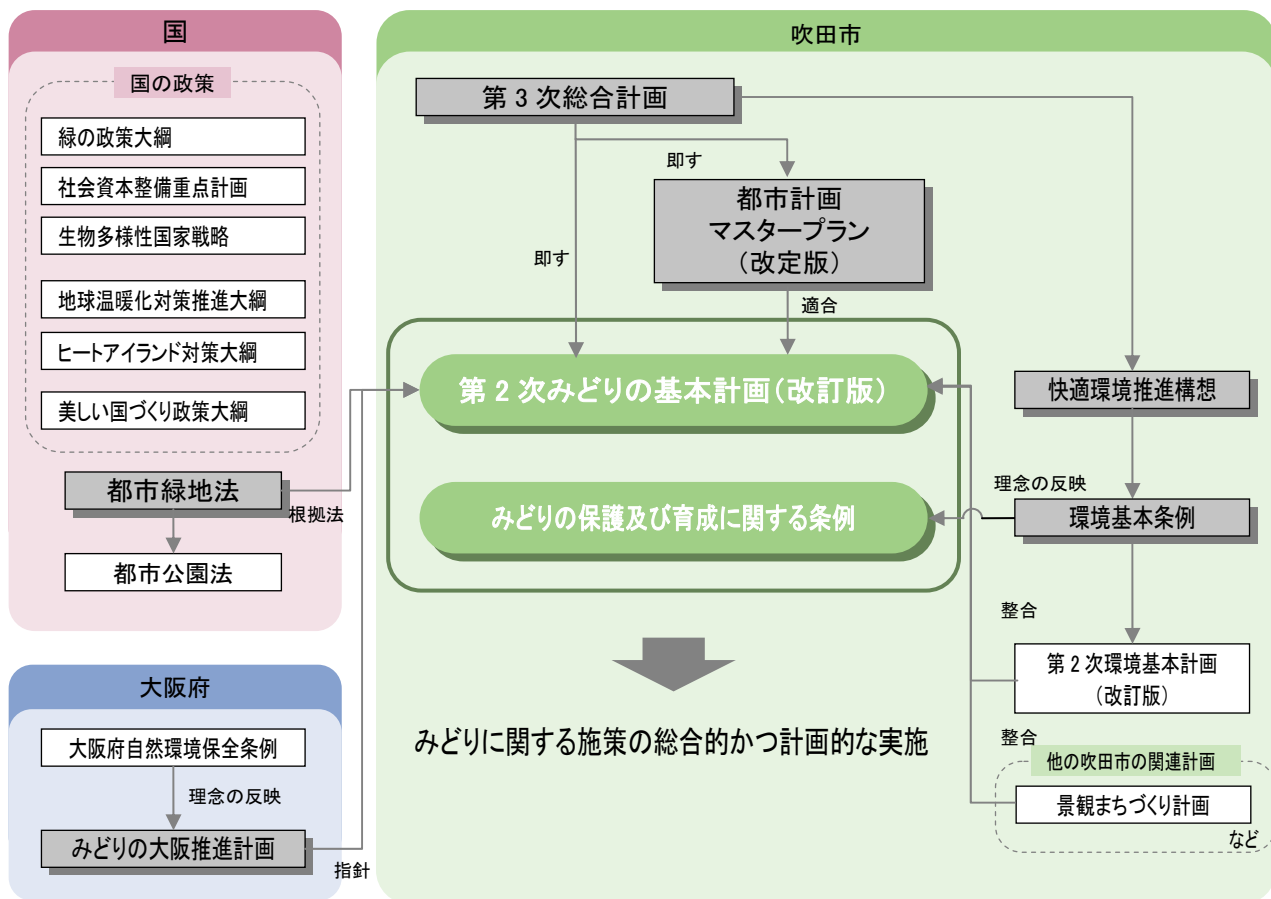


図 1.2.1 本計画の位置づけ

(3)対象とするみどりの範囲

本計画において対象とするみどりの範囲は、「樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど」とします。

また、本計画において使用する主な用語を以下のように定義します。

- みどり：樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺やオープンスペースなど。
- 緑：樹木や草花などの植物。
- 緑被地：樹木や草花などの植物で被われた土地。
- 緑被率：ある一定の区域面積に対する緑被地面積の割合。
- 緑地：将来的にも残される可能性が高い、担保性があるみどり。
- 施設緑地：都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として、吹田市、大阪府又は国が土地を所有（借地などを含む）している緑地。
 - 地域制緑地：樹林地、農地、ため池などのオープンスペース、公共施設、民有の宅地や事業地などにおいて、法や条例などにより、吹田市、大阪府又は国が土地利用を規制・誘導して確保する緑地。



図 1.2.2 みどりのイメージ

3 みどりの機能

環境の改善

- 市域中北部の千里丘陵に広がる一団のみどりは、豊かな自然環境を有しており、近畿圏における都市環境インフラとしても重要な位置を占めています。これらのみどりは、都市環境の改善に加え、地球温暖化防止に資するものとして重要な役割を果たしています。
- 小さなみどりであっても、総量が増えればヒートアイランド現象を緩和し、熱中症対策としても効果を発揮することが期待されます。大きなみどりが少ない市域南部では、このような小さなみどりの効果を活用することが必要です。
- 公園・緑地の樹木の剪定枝や落ち葉などが有効利用されることで、資源が循環され、地球環境の保全に役立ちます。



自然環境の改善

生物多様性の保全

- みどりは、生き物の生息・生育の場となっています。まとまった規模であれば、多くの生き物の生息・生育が可能となります。小さなみどりであっても、連続して生き物の移動が可能となれば、生息・生育に貢献します。
- 樹林、田畑、水辺など、みどりが多様になれば、そこに生息・生育できる生き物の種類が増えます。野生動植物の減少が進む中で、このような視点でみどりを増やし、つなげることが重要です。



生物多様性の保全

市民の活動の場・憩いの場の提供

- みどりは、休養、散策、観賞、遊戯、運動などの場として利用され、人々に心身のリフレッシュや健康の増進などをもたらしめています。
- みどりが豊かであることは、快適な生活を可能するとともに、市民の健康づくりや文化活動の興隆にもつながります。
- 公園・緑地の利用を通じて、みどりと人、人と人がふれあう機会が生まれ、人々の語らいや地域コミュニティ形成などの契機となります。
- 小さな頃からみどりや生き物とふれあうことにより、自然と人とのつながりを大切にする豊かな心と感性が育まれます。



活動の場・憩いの場の提供



地域コミュニティの形成

都市の安全性・安心性の確保と防災性の向上

- 市全域が市街化区域であり、^{ちゅう}稠密な人口密度となっている吹田市では、都市防災に対する備えが強く求められます。みどりは、緊急時の避難地・避難通路となるほか、火災時の延焼防止にも役立ちます。
- 万博公園などの大規模な公園は、地震などにより大規模な災害が発生した際の広域的な救援活動の拠点として、さらに復旧・復興段階の活動拠点としての役割を担います。
- 公園などのみどりは、日常的に市民の防災意識の高揚を図る防災訓練の場となり、みどりを介した地域コミュニティの形成により、災害に加え、犯罪にも強いまちがつけられます。
- 公園・緑地などの未舗装面では、雨水が浸透し、下水道と河川への流出量が低減され、水害が抑制されます。



火災時の延焼防止



災害時の避難場所・
復旧活動拠点



異常気象の緩和

都市魅力の向上

- みどりは、まちに彩り、四季性、美しさを感じさせるとともに、まちの風格や魅力を高めます。みどり豊かな駅前、花いっぱいの街路、気軽に立ち寄れる公園など、地域の個性に応じたみどりは人々の日常を豊かにします。
- 吹田市を訪れる人たちには、みどりのもてなしが、気持ちを楽しくさせ、吹田市の印象を高めます。
- みどりは、まちの活性化や賑わいをもたらす自由空間（広場）として機能します。



癒しと快適性の提供



第2章

みどりの現況と課題



1 吹田市の概況

(1)位置・地勢

吹田市は、大阪府の北部に位置し、南は大阪市、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市と摂津市に隣接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積 36.09k m²を占めています。また、市内とその周辺には名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道、JR 新大阪駅、大阪国際空港などの国土軸交通幹線と施設が配置され、大阪市の都心部へ 10km 圏内にあるなど、至便な交通条件にあります。

地勢としては、市域北部は北摂山地を背景に樹枝状浸蝕谷の発達した標高 20m から 117m のなだらかな千里丘陵、市域南部は安威川、神崎川、淀川をつくる標高 10m ほどの沖積低地から形成されています。

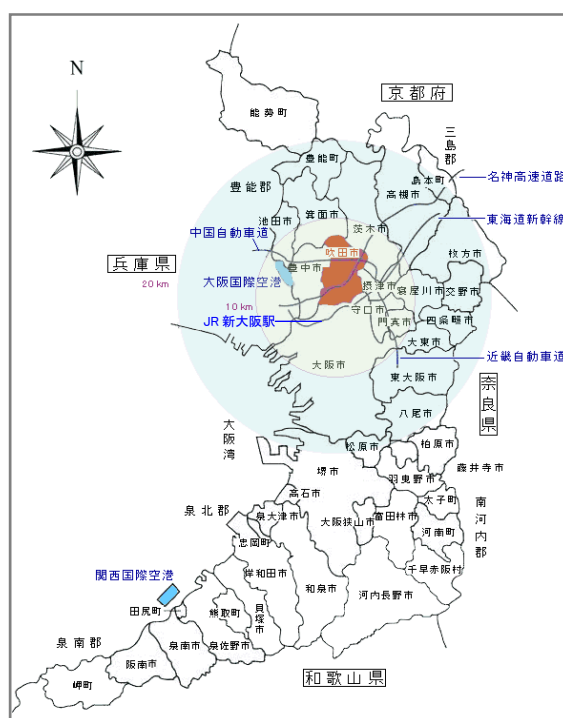


図 2.1.1 吹田市の位置
(出典：「吹田市ホームページ」)

(2)人口

①人口と世帯数の推移

平成 26 年度（2014 年度）末現在、吹田市の人口は 362,899 人です。経年変化をみると、人口は昭和 62 年（1987 年）に一旦ピークを迎え減少しましたが、平成 6 年（1994 年）を境に増加に転じ、平成 15 年（2003 年）には 35 万人都市となり、近年は増加傾向が鈍化しています。これに対して、世帯数はほぼ一貫して増加傾向にあり、1 世帯当たりの世帯人員は一貫して減少傾向にあります。これは、核家族化の進行や、単身世帯の増加によるものと考えられます。

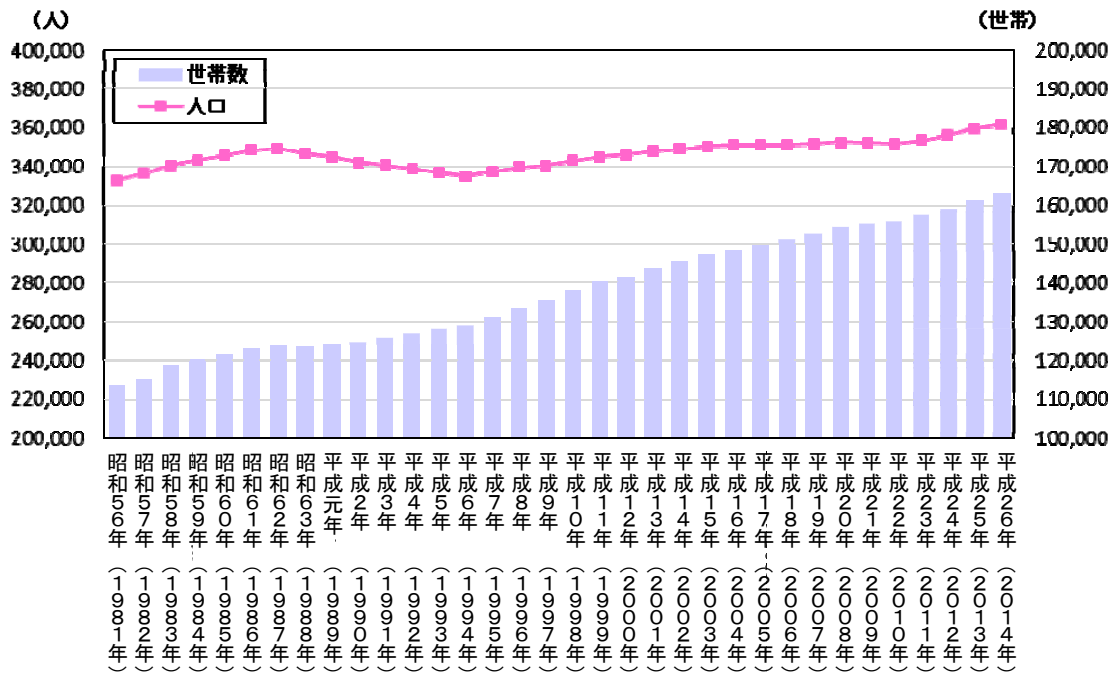


図 2.1.2 人口と世帯数の推移
(出典：「統計書」(吹田市、平成 26 年 (2014 年)))

②人口構成

昭和 60 年 (1985 年) と平成 26 年 (2014 年) の人口構成を比較すると、24 歳以下の人口減少、55 歳以上の人口増加となっており、少子高齢化が進行しています。今後もこの傾向は一層進むと見込まれています。

また、吹田市の特徴として、市内に 6 つの大学が立地していることから、人口に占める学生の割合が高く、さらに、転入・転出により、2 万人を超える市民の入れ替わりがここ 10 年以上続いていることが挙げられます。

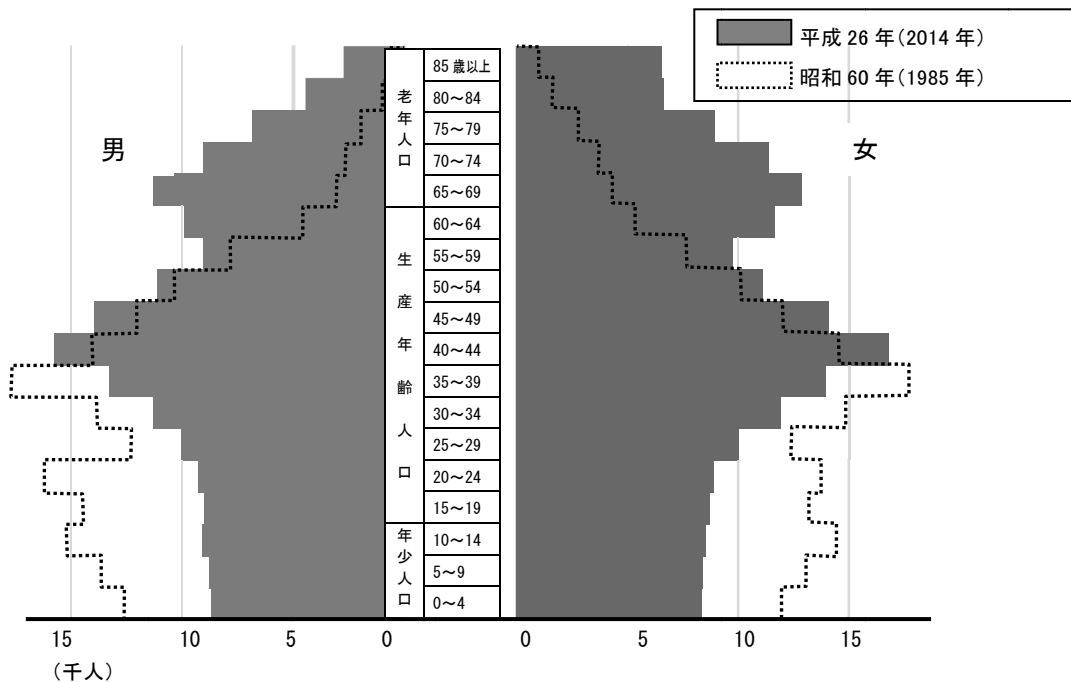


図 2.1.3 年齢階層別人口
(出典：「統計書 平成 26 年 (2014 年) 版」(吹田市、平成 26 年 (2014 年)))

2 みどりの現況

(1) みどりの分布特性

吹田市のみどりの分布には、次のような特徴があります。

① 沖積低地のみどり

市域南部は、沖積低地からなります。オープンスペースの乏しい市街地のため、片山公園や中の島公園などの都市公園と「生産緑地地区」を除き、まとまった緑被地はほとんど見られません。その一方で、市境を流下する神崎川と安威川が、貴重なまとまったみどりを形成しています。

② 丘陵・台地のみどり

市域北部は、千里丘陵と岸部台地からなり、北摂山系へとつながっています。そこには、万博記念公園をはじめ、千里緑地や大阪大学などのまとまったみどりが分布しており、今日に継承されてきました。また、市域南部の沖積低地と丘陵・台地が接している地域では、紫金山公園や垂水神社などの斜面林や、博物館や関西大学を始めとする数多くの教育関連施設と企業厚生施設のみどりが帯状に分布しています。

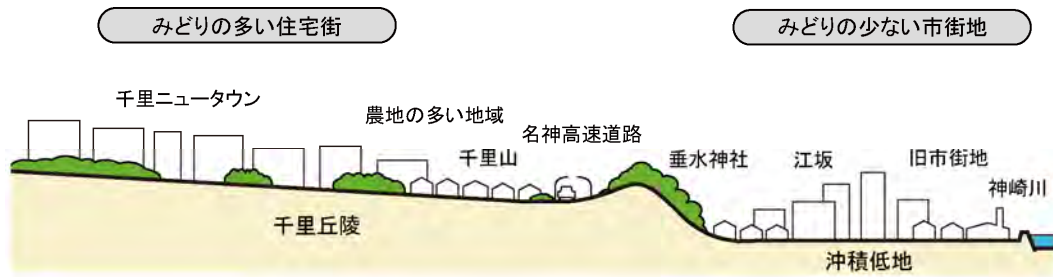


図 2.2.1 吹田市断面模式図（南北方向）

(2)みどりの現況

平成26年(2014年)時点のみどりの現況を見ると(図2.2.2参照)、市域南部では、比較的小規模なみどりが点在する程度ですが、市境に大規模な水面である神崎川と安威川が流下しています。市域中部では、多くの農地が点在しています。市域北部では、ため池を含む大規模な公園・緑地などのまとまったみどりのや、千里ニュータウンを始めとする豊かな住宅地のみどりが分布しています。

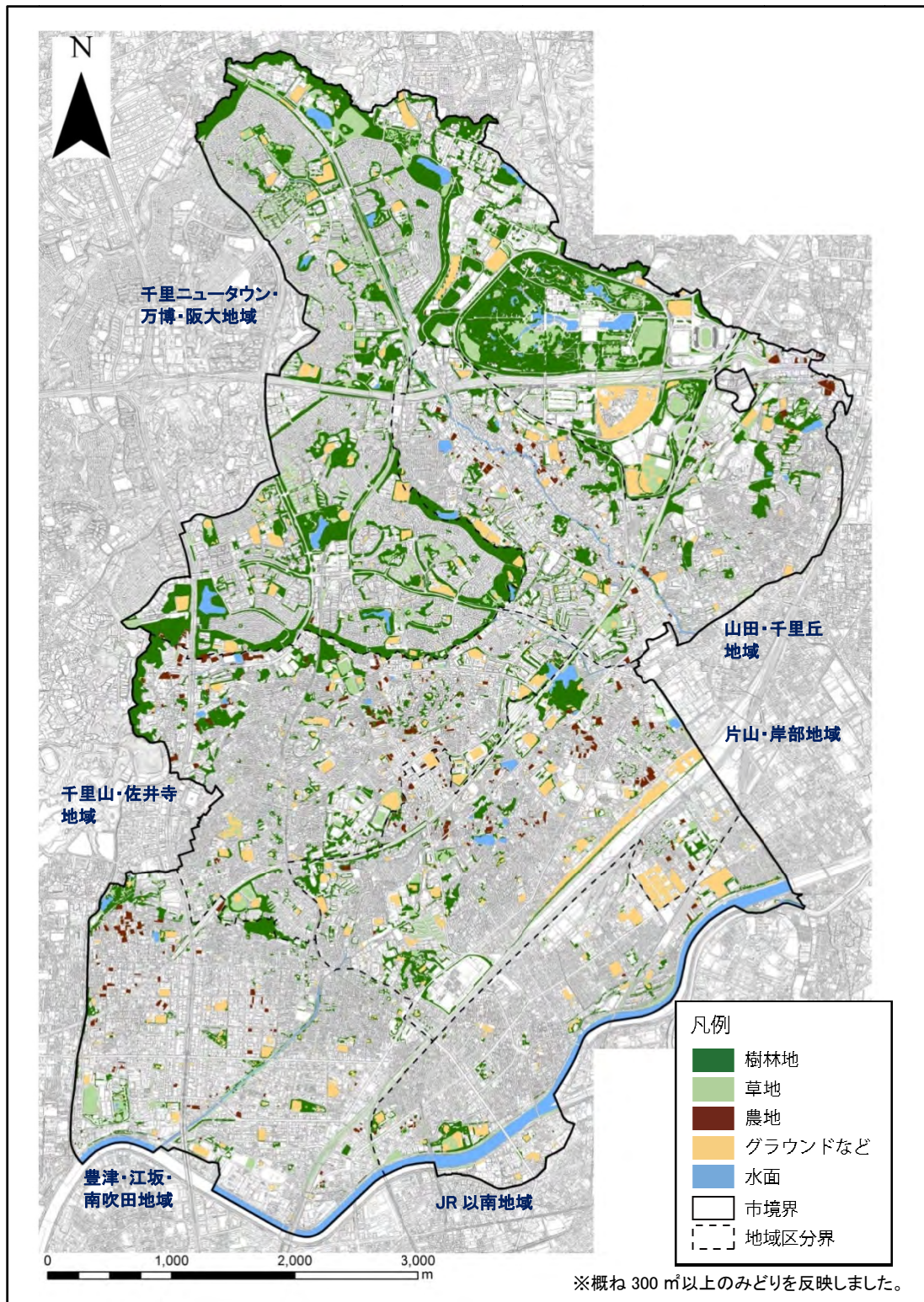


図 2.2.2 みどりの現況 (平成 26 年 (2014 年) 時点)

(3)みどりの変遷

平成21年(2009年)から平成26年(2014年)まで、最近5年間のみどりの面積の変化を見ると、片山・岸部地域、千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域を中心にみどりの面積が減少しており(図2.2.3参照)、その減少量は平成5年(1993年)から平成21年(2009年)までの16年間の減少量の約1.6倍に匹敵しています。これは、マンションや戸建住宅などの宅地開発に伴って、既存のみどりが失われていることが大きな要因となっています。

また、みどりの種類ごとに面積の変化を見ると、平成21年(2009年)から平成26年(2014年)までにかけて、樹林地が約26ha、草地が約29ha、農地が約7ha、グラウンドなどが約8ha、水面が約1ha、それぞれ減少しており、樹林地と草地が、比較的大きく減少しています。(表2.2.1参照)。

表2.2.1 みどりの面積の変化

	平成5年 (1993年)	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	経年変化		
				平成21年 -平成5年	平成26年 -平成21年	平成26年 -平成5年
樹林地	523ha	512ha	486ha	-11ha	-26ha	-37ha
草地	164ha	161ha	132ha	-3ha	-29ha	-32ha
農地	42ha	38ha	31ha	-4ha	-7ha	-11ha
グラウンドなど	160ha	136ha	128ha	-24ha	-8ha	-32ha
水面	78ha	76ha	75ha	-2ha	-1ha	-3ha
合計	967ha	923ha	852ha	-44ha	-71ha	-115ha

※概ね300㎡以上のみどりを反映しました。

※平成5年(1993年)は、平成21年(2009年)、平成26年(2014年)と精度が異なります。

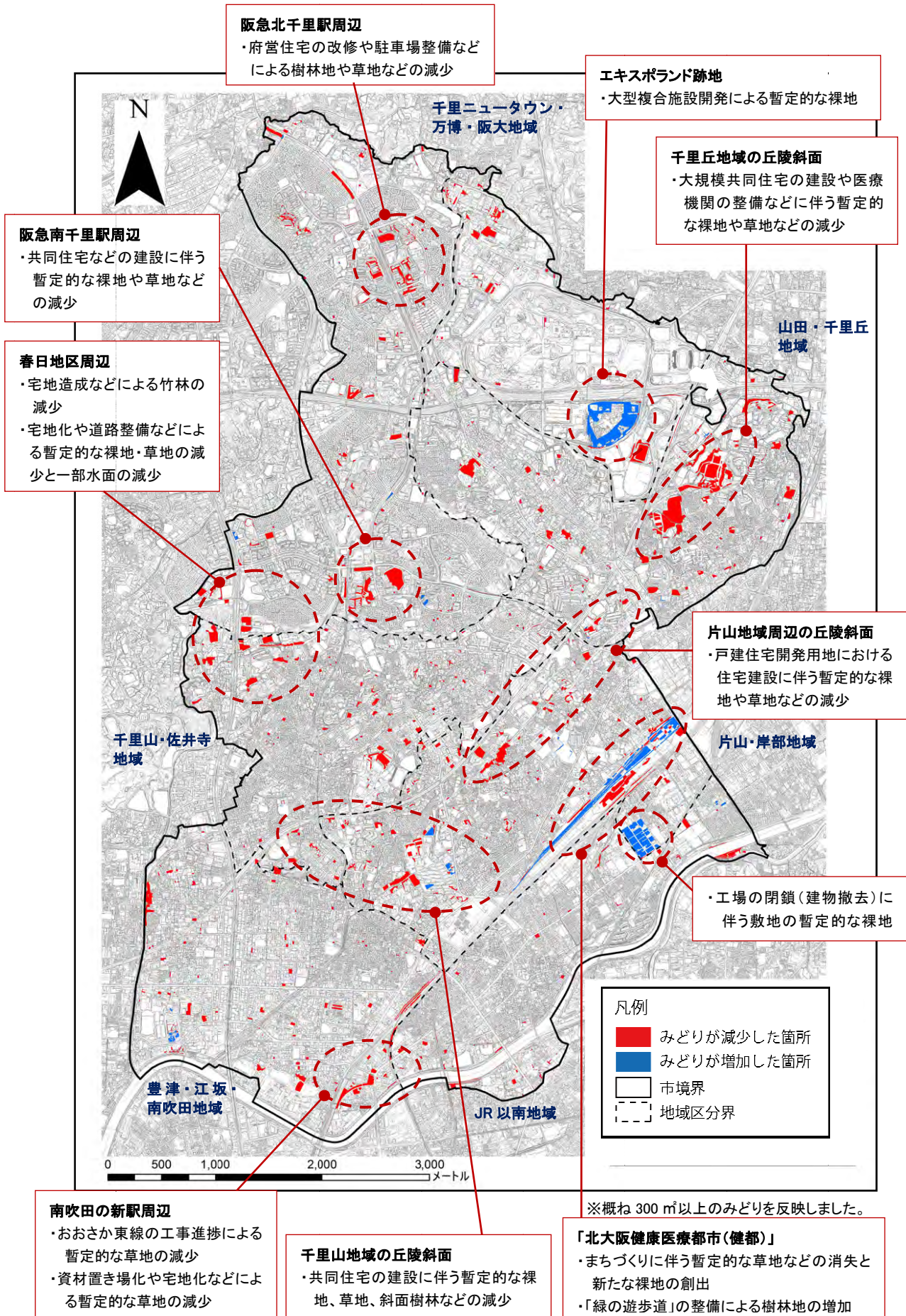


図2.2.3 平成21年（2009年）から平成26年（2014年）までのみどりの面積の変化

(4) 緑被地の現況

吹田市の緑被率は、市全域で見ると26.1%（平成25年（2013年）4月調査時点）となっています。

地域別に見ると（図2.2.4参照）、丘陵・台地が多い千里ニュータウン・万博・阪大地域（その1）では40%を超え、万博記念公園を含む千里ニュータウン・万博・阪大地域（その2）では50%を超える高い値となっていますが、市域南部の市街地では10%以下の地域もあることから、吹田市の緑被地の量的分布には地域差があり、市域北部の地域では緑被率が高く、市域南部の地域では緑被率が低いといえます。

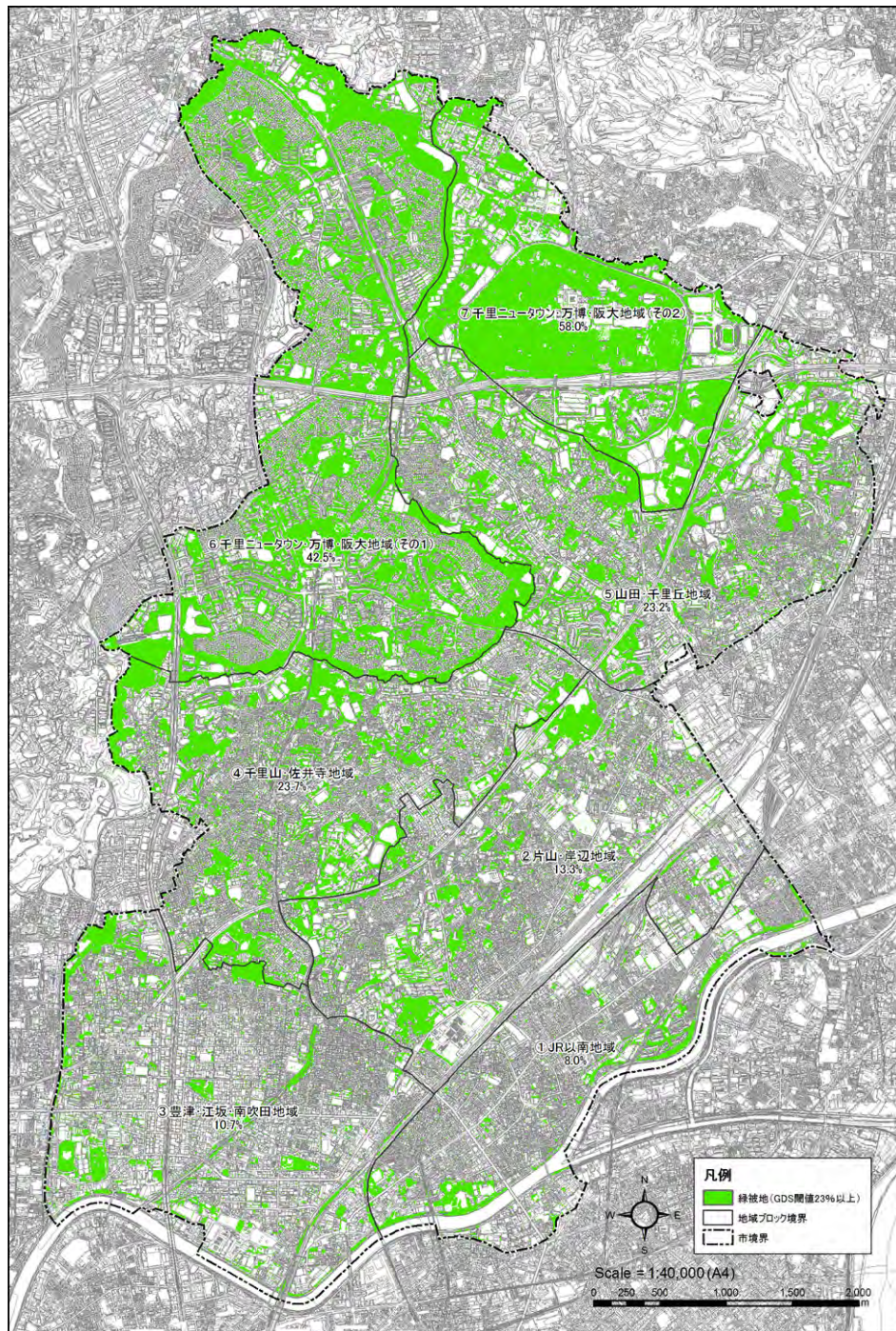


図2.2.4 地域別緑被率（平成25年（2013年）時点）

（出典：「緑被率調査報告書」（吹田市、平成26年（2014年））

<吹田市全域>

植生タイプ	植生分類	面積	割合
針葉樹林	B,E	23.9ha	6.1%
常緑広葉樹林	A	47.0ha	11.9%
落葉広葉樹林	D	96.0ha	24.3%
常緑落葉混交林	C	151.2ha	38.3%
竹林	F	76.3ha	19.3%
合計		394.4ha	100.0%

<万博公園以外の地域>

植生タイプ	植生分類	面積	割合
針葉樹林	B,E	21.1ha	6.3%
常緑広葉樹林	A	35.5ha	10.5%
落葉広葉樹林	D	83.5ha	24.8%
常緑落葉混交林	C	120.9ha	35.9%
竹林	F	75.5ha	22.4%
合計		336.5ha	100.0%

※植生分類は、すいたの自然2011(2010年調査)による。

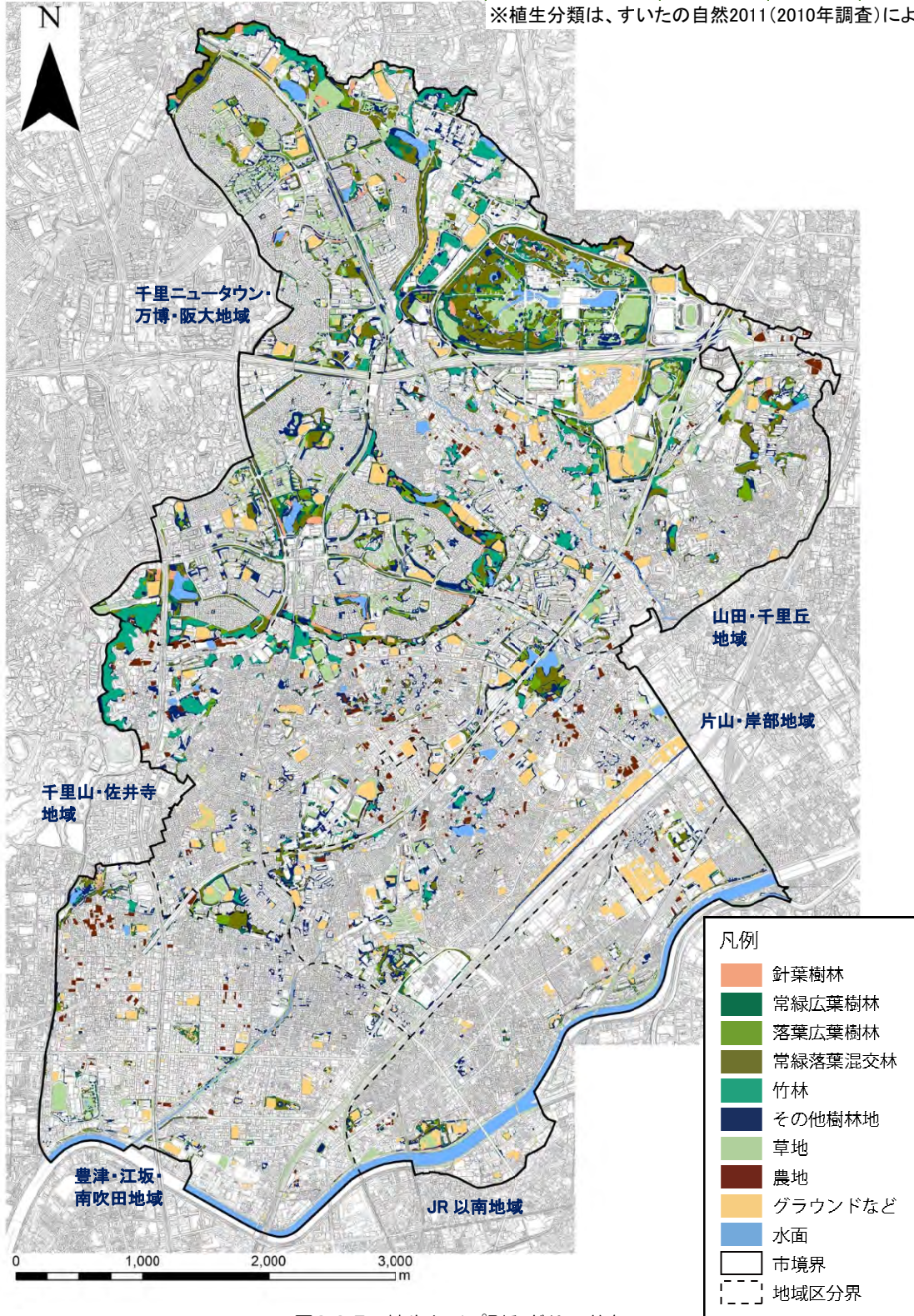


図2.2.5 植生タイプ別みどりの分布

(出典：「すいたの自然2011」(2010年調査)より樹木の植生データのみを抽出)

(5) 緑地の現況

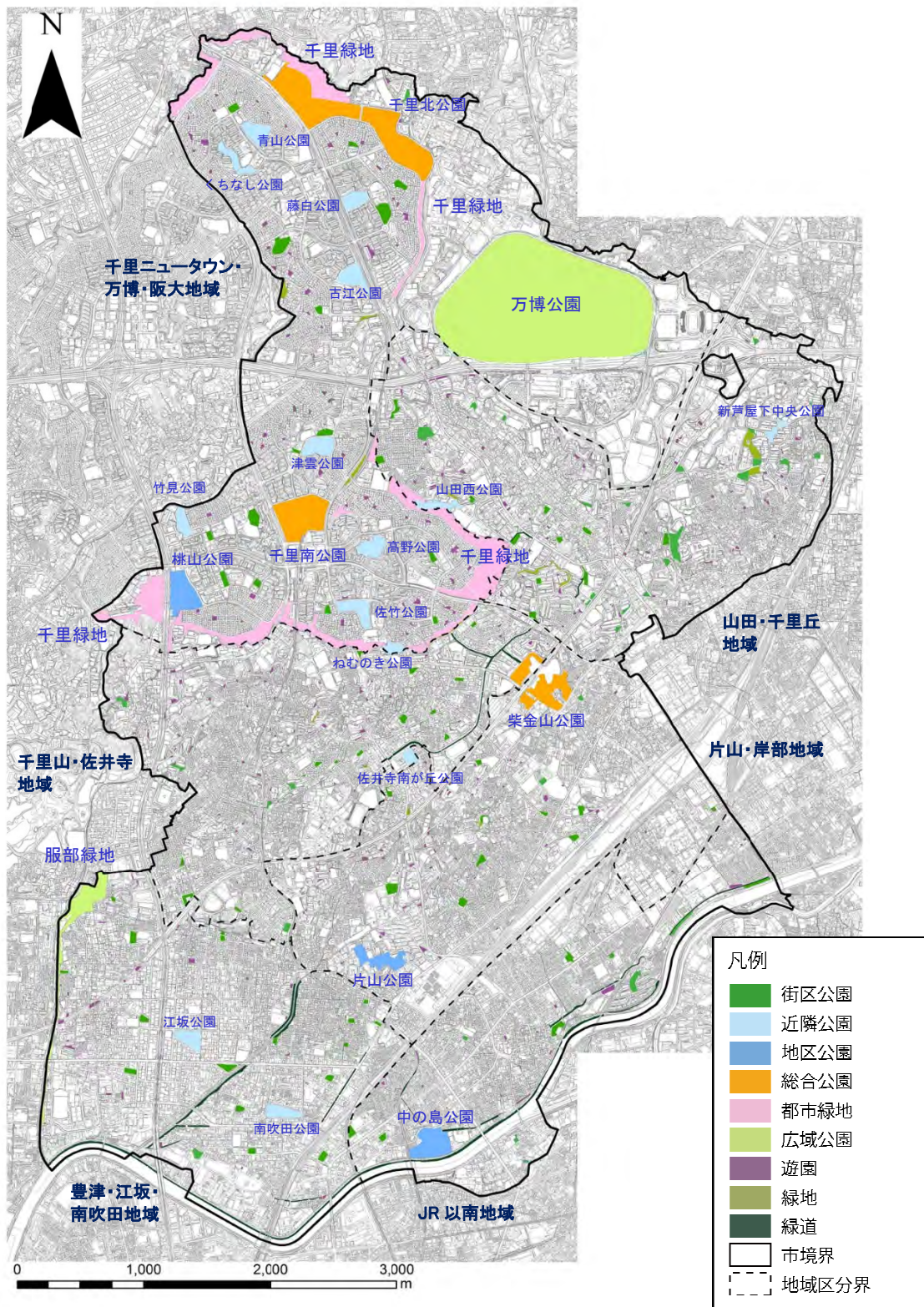
将来的にも残される可能性が高い、担保性があるみどり（緑地）は、平成26年度（2014年度）末現在、「都市公園」、「都市公園に準じる機能を持つ施設として、吹田市、大阪府又は国が土地を所有（借地などを含む）している緑地（公共施設緑地）」、「樹林地、農地、ため池などのオープンスペース、公共施設、民有の宅地や事業地などにおいて、法や条例などにより、吹田市、大阪府又は国が土地利用を規制・誘導して確保する緑地（地域制緑地）」を合わせて556.74haです。

表2.2.2 緑地の現況

分類		箇所数	面積 (ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	108	29.96
		近隣公園	14	30.30
		地区公園 (中の島公園、片山公園、桃山公園)	3	16.40
		総合公園 (千里南公園、千里北公園、紫金山公園)	3	49.00
		都市緑地 (千里緑地)	1	58.80
		広域公園 (万博公園、服部緑地)	2	137.90
		小計	131	322.36
	公共施設緑地	遊園	334	14.87
		緑地	15	3.60
		緑道	27	13.69
		街路樹	-	30.89
		公共施設の緑被地	241	35.69
		公立高校の緑被地	5	2.92
		国立大学の緑被地	1	27.56
小計	-	129.22		
地域制緑地	風致地区	3	約 41.70 ^{※1}	
	生産緑地地区	202	約 52.77	
	保安林	3	1.84	
	緑地協定	3	2.75	
	史跡	3	2.52	
	自然環境の保全と回復に関する協定	25	14.39	
	小計	239	115.97	
合計	-	557.66 ^{※2}		

※1 地区内において、30%の緑化が図られると想定しています。(参考:風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条)

※2 緑地間の重複を除いています。



※街路樹、公共施設の緑被地、公立高校の緑被地、国立大学の緑被地は表示していません。

図2.2.6 施設緑地の現況

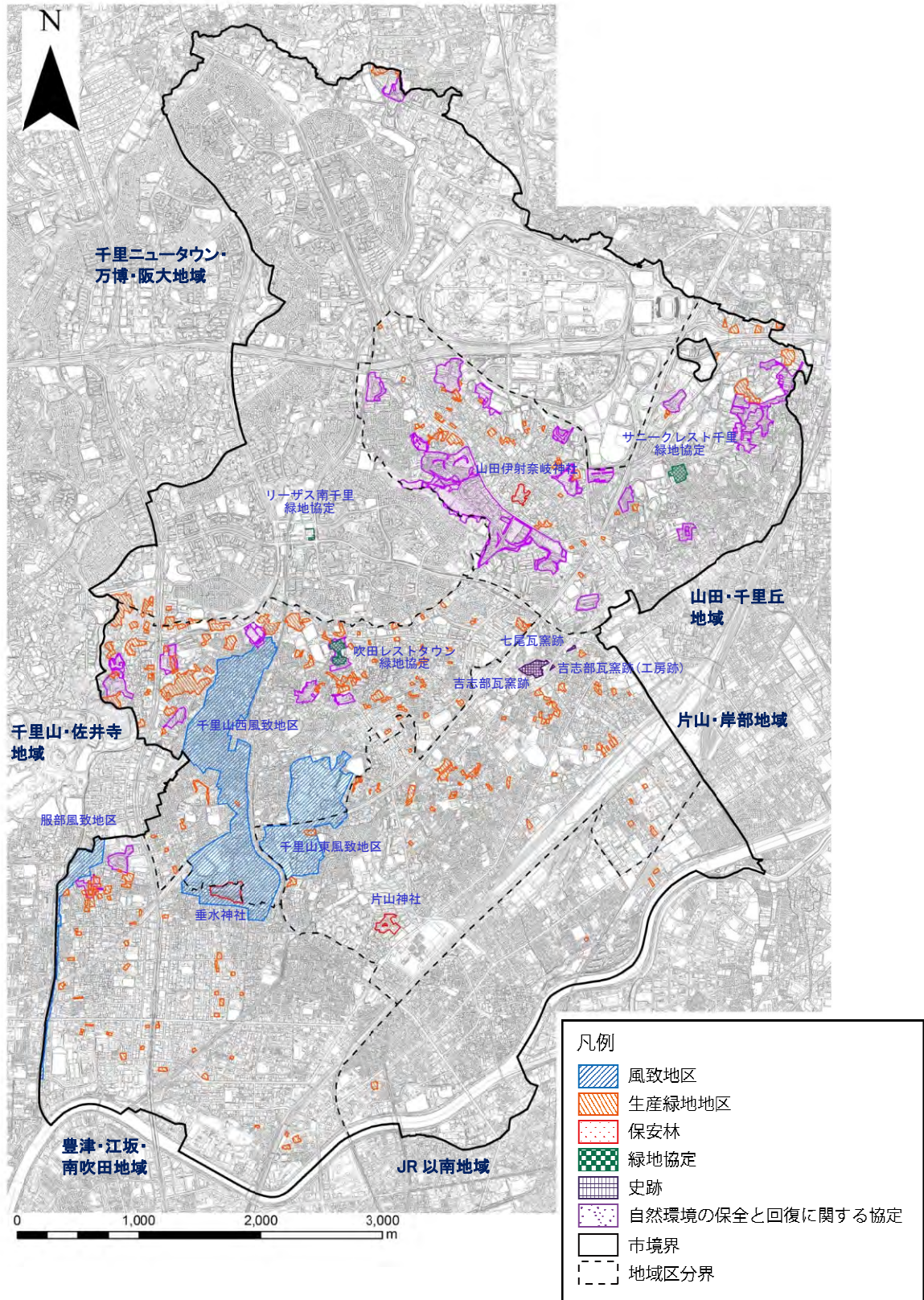


図2.2.7 地域制緑地の現況

(6)みどりのネットワークの現況

みどりの現況図から、樹林地、草地、農地、水面を対象に、相互の距離が近接し、まとまったみどりを形成している「みどりの拠点地区」を抽出しました。次に、航空写真などで現状を確認し、街路樹や河川などの帯状のみどりにより、「みどりの拠点地区」間が相互につながれている「回廊地区」を抽出したところ、下図のようなみどりのネットワークの現況が確認されました。

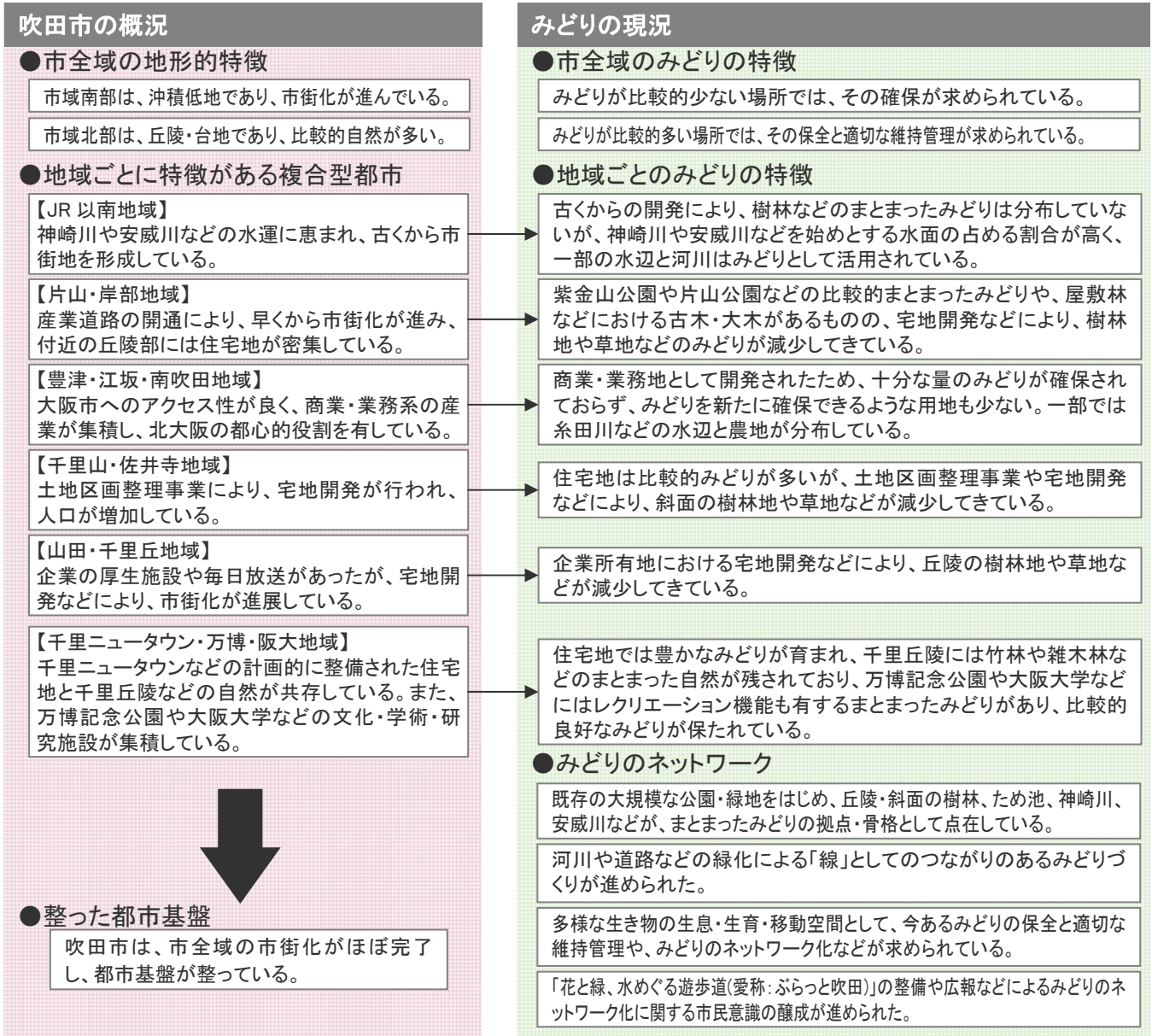


図2.2.8 みどりのネットワークの現況

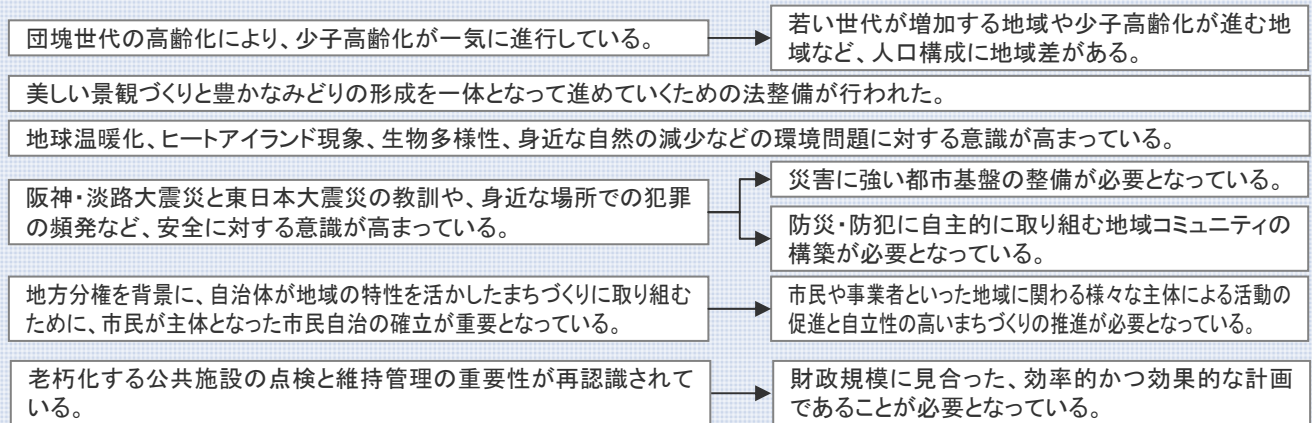
3 みどりの課題

吹田市の概況、みどりの現況、社会動向などを踏まえ、以下にみどりの課題を示します。

(1)吹田市のみどりを取り巻く状況

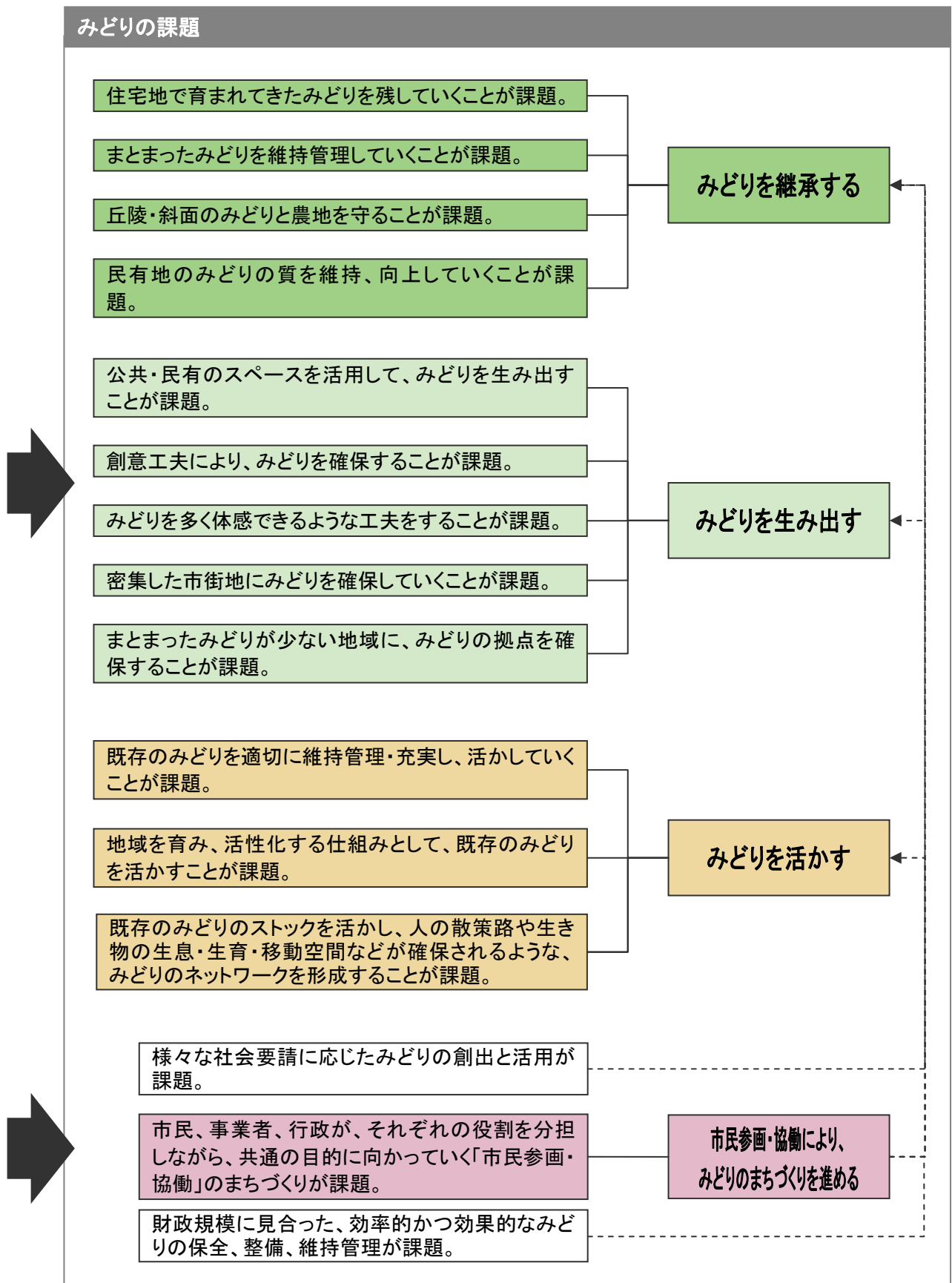


社会動向



吹田市のみどりを取り巻く状況から、みどりの課題は、「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを活かす」、「市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」の4つの分類で整理することができます。

(2)みどりの課題





コラム

「吹田くわい」と吹田市のイメージキャラクター「すいたん」

吹田市名産の伝統野菜である「吹田くわい」と「吹田くわい」がモチーフになっている吹田市のイメージキャラクター「すいたん」を紹介します。



「吹田くわい」

吹田くわいは、元禄14年（1701年）「摂陽群団／名産土産の巻」に最初の記録があります。明治維新まで毎年御所に献上されてきました。「吹田くわい」の学名は、故牧野富太郎博士によって命名され、吹田に産するという意味で、吹田にとっては植物分類学上からも貴重なものです。戦後は、絶滅寸前でしたが、歴史的、また貴重な植物ということから「吹田くわい」保存会が発足されました。吹田まつりで献上行列を再現しています。



「吹田くわい」

出典：「みんなで選ぶ吹田風物百選」（吹田市、平成19年（2007年））



吹田市のイメージキャラクター「すいたん」

- 【名前】 すいたん
- 【誕生日】 10月15日
- 【性別】 男の子
- 【身長】 毎日伸びてます！
- 【体重】 吹田くわい70個分
- 【性格】 とても元気！
- 【趣味】 スポーツ観戦（ガンバ大阪観戦）
- 【いまはまっていること】 ツイッター
市内のイベントめぐり
- 【夢】 水泳で200メートル泳げるようになりたい



吹田市のイメージキャラクター「すいたん」

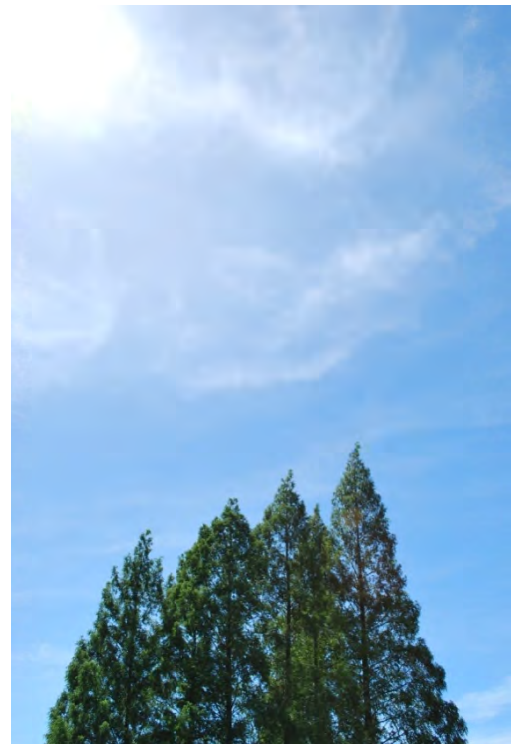
<デザイン説明>

吹田くわいがモチーフ。
市の花「さつき」と情熱を表す「ハート」を持っています。
明るい未来に向かって駆ける姿を表現！

出典：「吹田市ホームページ」



本計画の 基本的な考え方



1 基本理念

本計画は、前章までで整理した吹田市のみどりを取り巻く状況を受け、以下の基本理念のもと進めていきます。

<吹田市のみどりを取り巻く状況>

●吹田市のみどり

吹田市の地形は、市域南部の沖積低地と市域北部の丘陵・台地からなります。市域南部の沖積低地では、神崎川や安威川などの河川が貴重なまとまったみどりを形成しているほか、社寺林や農地などが点在しています。市域北部の丘陵・台地では、計画的に整備された大規模な公園・緑地をはじめとして、大学のみどり、竹林、ため池などの豊かなみどりが育まれており、特に万博記念公園は市民の誇りとして愛され続けています。

●みどりの機能

みどりは、吹田市を構成する重要な基盤であり、都市の骨格を形成するとともに、日常的な憩いの場、多様な生き物が生息する場、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の防止などの環境を保全する場、潤いのあるまちの景観を形成する場、延焼や水害を防止する場などとして、多様な機能を持っており、市民の心がやすらぐ、かけがえのないものとなっています。

●社会情勢の変化

人口増に応じて社会資本整備を進めてきた成長型社会から、既存の社会資本を適切に維持管理し、効率的に活用する成熟型社会への転換、昨今の地方分権化への流れからくる自治体の自主・自立化、少子高齢化、家族形態の多様化、地域社会の変化などが進む中、人と人とのふれあい・つながりが、近年ますます重要視されています。



<みどりのまちづくりに向けて>

みどりのまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、市民や事業者といった地域に関わる様々な主体が、共通の目的に向かい、それぞれの役割を分担しながら、主体的にみどりのまちづくり活動に取り組む、市民、事業者、行政による連携・協働の取組が必要です。



<基本理念>

人と人が互いにふれあいながら、みどりを守り、つくり、育んでいく活動の中で、みどりを介した心のやすらぎを感じ、「自然や人のつながりを大切にする豊かな心と感性を持った健やかな人」、「協働を基軸とする自律した地域社会」、「生物多様性を保全し、人と生き物が共生する自然」を育むことを目指して、本計画の基本理念を以下に掲げます。

心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 まち すいた

2 みどりの将来像

基本理念のもと、みどりの将来像を、以下のとおり設定します。大規模な公園、大学のみどり、北大阪健康医療都市（健都）のみどりを「みどりの拠点」、大規模な緑地、大規模な河川、まとまりのあるみどりを形成する丘陵斜面のみどりを「みどりの骨格」、道路のみどりや中小河川などを「みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸」として位置づけ、みどり豊かなまちの実現を目指します。

また、市域を6つのブロックに区分し、それぞれの地域特性に応じた目標を掲げ、達成に向けたみどりのまちづくりを進めます。

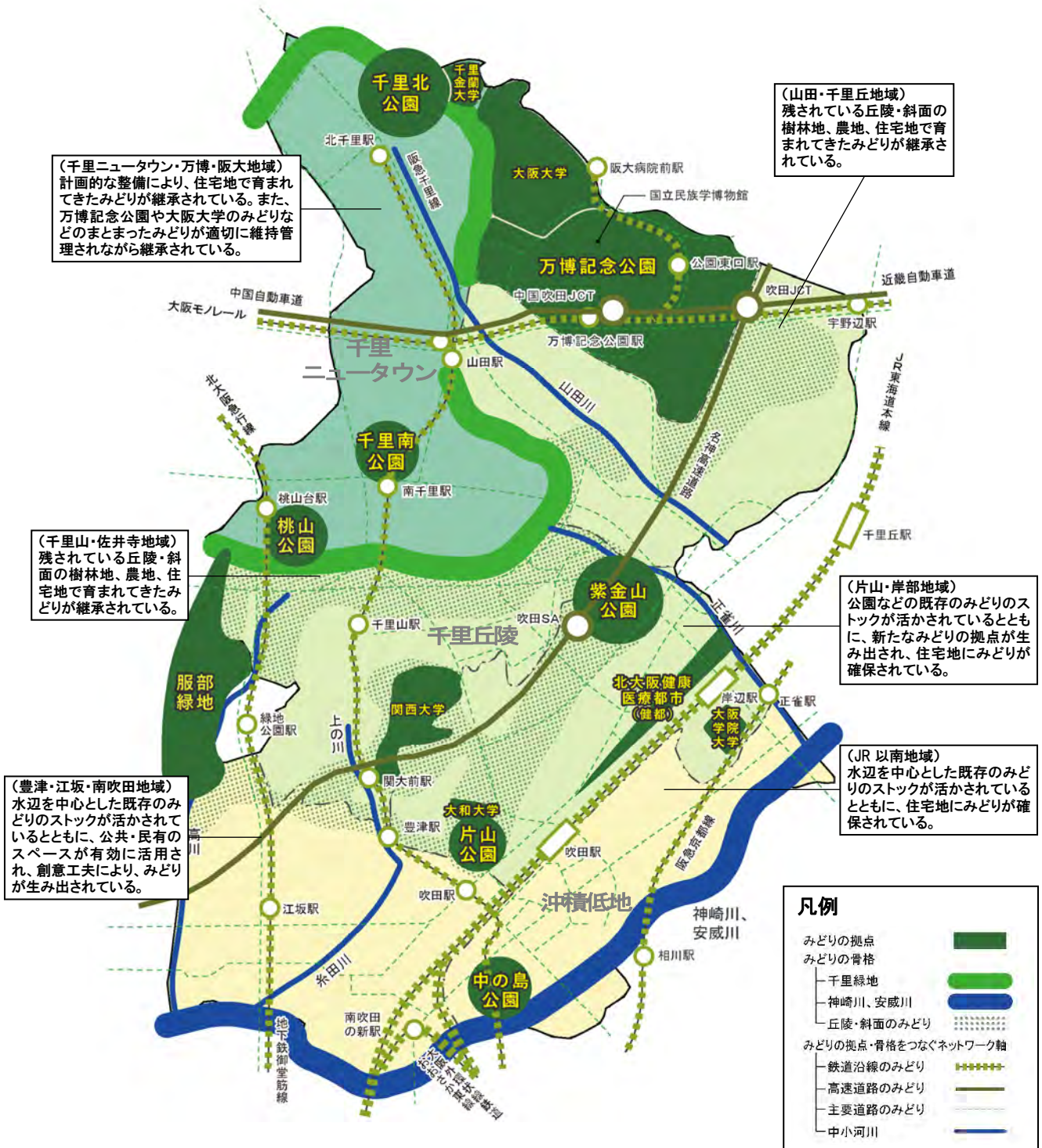


図 3.2.1 みどりの将来像

6ブロックの地域別特性とみどりの目標

JR以南地域

- ・安威川と神崎川の水運のもと交通の要衝として発展
 - ・スプロールの市街化が進行し、住宅や工場などが立地
 - ・今後は、南吹田の新駅設置に関連したまちづくりや「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくりに併せて、新たなみどりが住宅地にも確保される
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の2倍へ

片山・岸部地域

- ・丘陵地麓の緑・水資源のもと公園や工場などが立地
 - ・幹線道路と鉄道が並行して走り、戸建住宅が立地
 - ・今後は、「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくりのもと、みどり豊かな市街地形成が進み、関連街路整備も進むなど、みどりの増加が期待される
- ⇒（目標）都市再整備による公園整備と施設緑化、周辺市街地への波及を想定し、緑被率を現況の1.5倍へ

豊津・江坂・南吹田地域

- ・万博開催を機に大阪市内への至便の地として住宅・商業・業務地として市街地が形成
 - ・今後は、南吹田の新駅設置に関連したまちづくり、神崎川などの水辺の活用、立体緑化の推進などにより、みどりの増加を期待
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の1.5倍へ

千里山・佐井寺地域

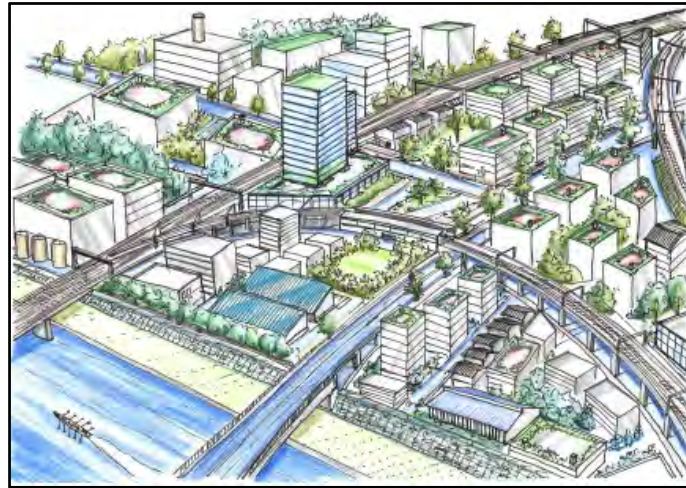
- ・千里丘陵の起伏地からなり、由緒ある社寺、旧集落、農地が残る
 - ・阪急千里線の開通で緑豊かな住宅地が形成
 - ・今後は、残された農地の保全・活用、阪急千里山駅周辺のまちづくり、大学との連携・協働などにより、みどりの増加を期待
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の1.2倍へ

山田・千里丘地域

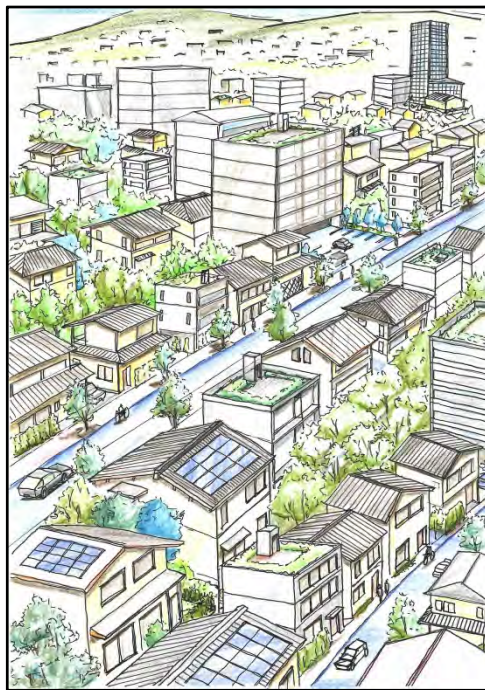
- ・山田川や旧街道沿いに集落が形成され、農地も残存
 - ・近年は民間マンションや大規模な公的施設が立地するなど急速に市街化が進行
 - ・大規模な施設建設時のみどりの確保、街路整備に伴う緑化推進などにより、みどりの増加を期待
- ⇒（目標）以上の可能性を踏まえ、緑被率を現況の1.2倍へ

千里ニュータウン・万博・阪大地域

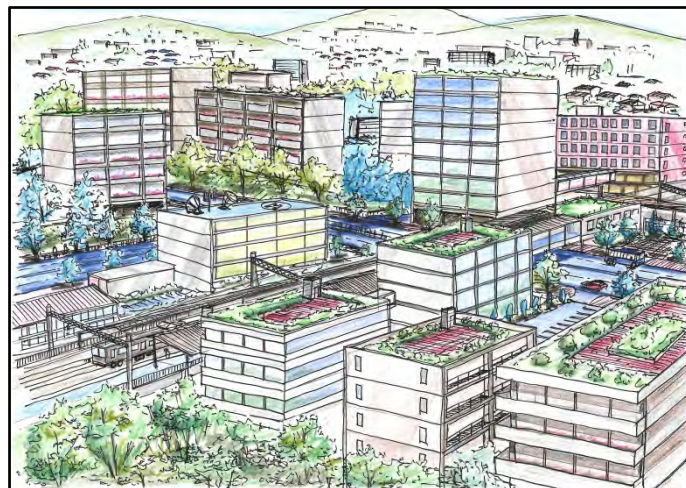
- ・かつての竹林と雑木林が広がる千里丘陵の区域に建設された計画的市街地
 - ・西側は、日本初のニュータウンとして、みどりの多い住宅、道路、公園、医療施設、大学などが立地
 - ・東側は、万博記念公園と大阪大学のキャンパスが広い面積を占め、万博公園の周辺施設の建替えが進行
- ⇒（目標）今後は、公園・緑地、大学のみどり、住宅地のみどりなどのストックを次世代に継承すべく、現況の緑被率48%を維持



沖積平野におけるみどりの将来像イメージ



千里丘陵（千里ニュータウン・万博・阪大地域以外）におけるみどりの将来像イメージ



千里丘陵（千里ニュータウン・万博・阪大地域）におけるみどりの将来像イメージ

3 基本方針

みどりの将来像の実現を目指し、基本理念のもと進めていく施策の基本方針を設定します。基本方針は、「みどりを継承する」、「みどりを生み出す」、「みどりを活かす」、「市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という4つの分類で整理したみどりの課題に対応するため、以下のとおり設定します。

基本方針 1

みどりを 継承する

今ある民有地のみどりを次世代へ継承する

集合住宅や戸建住宅などで育まれてきたみどりと、丘陵・斜面のみどりと、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。

今ある公共のみどりを次世代へ継承する

吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどりと、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。

基本方針 2

みどりを 生み出す

地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す

商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースの活用、道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫などにより、地域に応じたみどりを生み出していきます。

地域に応じたみどりの拠点をつくる

地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。

基本方針 3

みどりを 活かす

生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める

今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと、中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。

今ある公園・緑地を充実する

今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。

人と地域を育む場としてみどりを活かす

身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりと自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。

基本方針 4

市民参画・協働 により、みどりの まちづくりを 進める

市民参画・協働を支える仕組みをつくる

効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。

市民参画・協働による取組を進める

みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。

4 本計画の枠組み

(1) 目標年度

目標年度は、上位計画である「第3次総合計画」と「都市計画マスタープラン（改定版）」の期間とその見直しの年度を踏まえ、平成37年度（2025年度）とします。また、5年毎に見直しを行います。

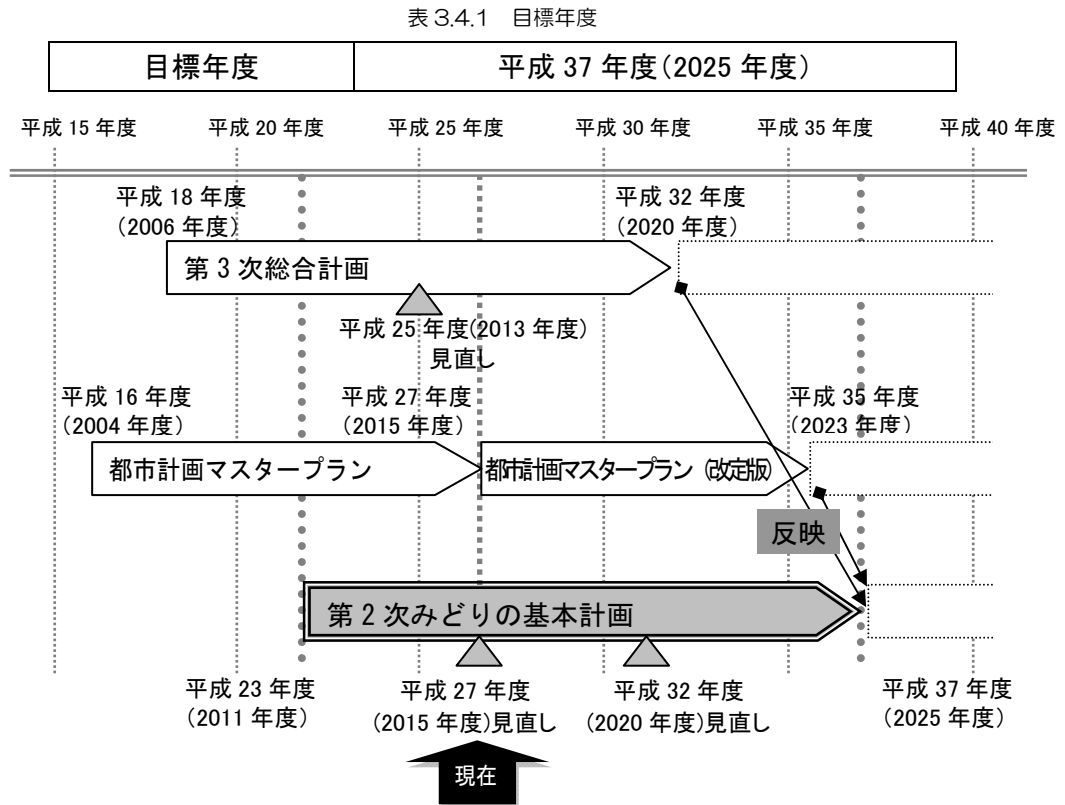


図 3.4.1 目標年度

(2) 対象区域

対象区域は、市全域（3,609ha）とします。

表 3.4.2 対象区域

対象区域	市全域(3,609ha)
------	--------------

注) 市全域が都市計画区域であり、かつ市街化区域です。

(3) 目標年度における人口

「第3次総合計画」の人口推計に基づき、目標年度における人口は341,520人とします。

表 3.4.3 目標年度における人口

	第2次計画 平成21年度(2009年度)	現状 平成26年度(2014年度)	目標年度 平成37年度(2025年度)
人口	351,493人	362,899人	341,520人
人口密度	97.4人/ha	100.6人/ha	94.6人/ha

5 総量目標

(1) 本計画の目標の考え方

みどりの将来像の実現を目指し、市全域に対する緑被地の確保、緑地の確保、都市公園の確保という視点に基づき、みどりの量を測るための指標を用いた3つの総量目標を設定します。

また、取組ごとの成果を測るための指標を用いた成果目標として、「第5章 3 基本施策を推進するための重点プロジェクト」において、取組目標を設定します。

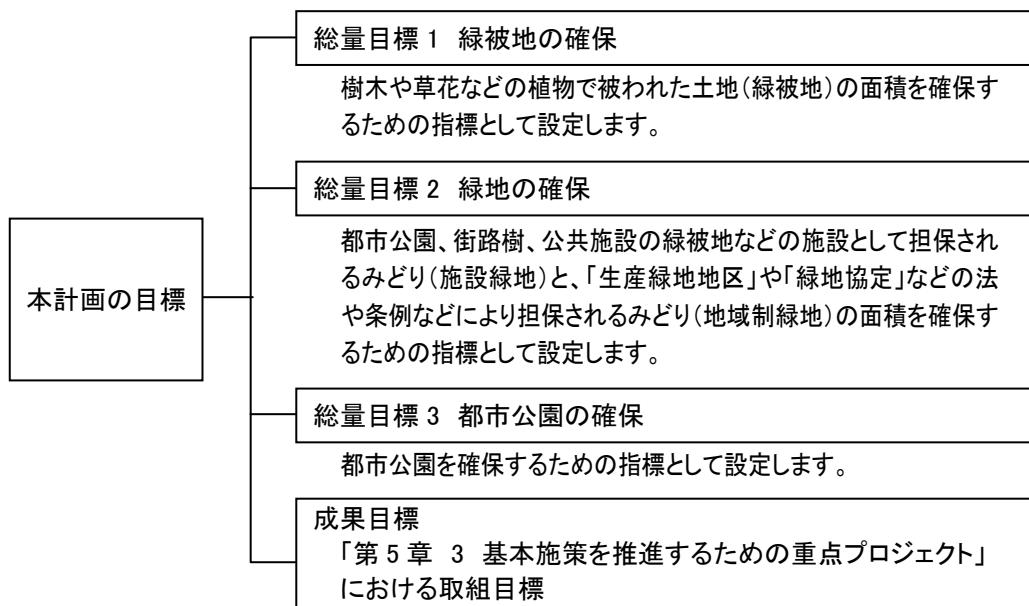


図 3.5.1 本計画の目標

(2)総量目標

総量目標 1 緑被地の確保

市域の緑被率 30%を目標とします。

●市域の目標値

都市のみどりが持つ様々な機能は、機能を併せ持つみどりが、複合的に関連し合い、系統的に配置されることで、効果的に発揮されます。系統的なネットワーク型配置を達成するためには、最低でも30%程度の緑被率が必要であり、平成5年度（1993年度）に実施した快適環境推進構想の市民意識調査においても、多くの市民が「気軽にふれあえる自然」を感じる緑被率は、30%程度でした。

このため、樹木や草花などの植物で覆われた土地（緑被地）の面積を増やし、将来的に市域の緑被率30%を目標とします。

●地域別の目標値

吹田市は、地域ごとの特色を有しており、第3次総合計画では、全市的な取組とともに、市域を6つのブロックに区分した地域別計画を策定しています。この6地域別にみどりを取り巻く状況を分析すると、量、種類、質などの現況だけでなく、開発事業の動向など将来のみどりのまちづくりも、地域ごとに異なっています。

このため、地域の特色を生かし、きめ細かなみどりのまちづくりを進めていくために地域別の緑被率目標値を設定します。目標値については、地域の概況、みどりの現況と課題、みどりに関する市民意識、緑被率の現況と増減傾向を踏まえたうえで、まちづくりの方針とみどりの将来像を総合的に評価し、下表のとおり設定します。

表 3.5.1 総量目標 1 緑被地の確保

地域名	地域面積	緑被率			
		第2次計画 平成16年 (2004年)4月	現状 平成25年 (2013年)4月	将来目標	目標達成 倍率
①JR以南地域	379.12ha	8.8%	8.0%	16.0%	2.0倍
②片山・岸部地域	530.67ha	17.1%	13.3%	20.0%	1.5倍
③豊津・江坂・南吹田地域	535.21ha	11.8%	10.7%	16.0%	1.5倍
④千里山・佐井寺地域	473.04ha	23.8%	23.7%	28.0%	1.2倍
⑤山田・千里丘地域	544.86ha	26.5%	23.2%	27.0%	1.2倍
⑥千里ニュータウン・万博・阪大地域	1,146.10ha	45.5%	47.6%	48.0%	1.0倍
市全域	3,609.00ha	26.7%	26.1%	30.0%	1.1倍

注) 1.緑被率とは、ある一定の区域面積に対する緑被地面積の割合です。

2.平成16年（2004年）4月調査時点における緑被率の値は、衛星画像データをもとに解析した緑被率の調査（「緑被率調査」（吹田市、平成20年（2008年）3月））結果に基づくものです。

3.平成25年（2013年）4月調査時点における緑被率の値は、衛星画像データをもとに解析した緑被率の調査（「緑被率調査」（吹田市、平成26年（2014年）3月））結果に基づくものです。

総量目標 2 緑地の確保

市域面積に対する緑地面積の割合 20%以上を目標とします。

都市公園、街路樹、公共施設の緑被地などの施設として担保されるみどり（施設緑地）と、「生産緑地地区」や「緑地協定」などの法や条例などにより担保されるみどり（地域制緑地）の面積を増やし、将来的に市域面積に対する緑地面積の割合 20%以上を目標とします。

表 3.5.2 総量目標 2 緑地の確保

	第1次計画 平成7年度 (1995年度)		第2次計画 平成21年度 (2009年度)		現状 平成26年度 (2014年度)		将来目標	
	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合	面積	市域面積 に対する緑地 面積の割合
施設緑地	426.92ha	11.8%	450.25ha	12.5%	451.58ha	12.5%		
都市公園	308.40ha	8.5%	320.95ha	8.9%	322.36ha	8.9%		
公共施設緑地	118.52ha	3.3%	129.30ha	3.6%	129.22ha	3.6%		
地域制緑地	124.59ha	3.5%	119.65ha	3.3%	115.97ha	3.2%		
合計	547.57ha	15.2%	564.56ha	15.6%	557.66ha	15.5%	721.80ha	20.0%

- 注) 1.公共施設緑地とは、遊園、緑地、緑道、街路樹、公共施設の緑被地、公立高校の緑被地、国立大学の緑被地です。
 2.地域制緑地とは、「風致地区（緑化率30%）」、「生産緑地地区」、「保安林」、「緑地協定」、「史跡」、「自然環境の保全と回復に関する協定」です。
 3.合計は、緑地間の重複を除いています。

総量目標 3 都市公園の確保

市民一人あたりに対する都市公園面積 10㎡以上を目標とします。

都市公園を増やし、将来的に市民一人あたりに対する都市公園面積 10㎡以上を目標とします。

表 3.5.3 総量目標 3 都市公園の確保

		第1次計画 平成7年度 (1995年度)	第2次計画 平成21年度 (2009年度)	現状 平成26年度 (2014年度)	将来目標
都市公園	街区公園	22.60ha	29.45ha	29.96ha	
	近隣公園	29.30ha	30.30ha	30.30ha	
	地区公園	16.40ha	16.50ha	16.40ha	
	総合公園	43.40ha	48.00ha	49.00ha	
	都市緑地	58.80ha	58.80ha	58.80ha	
	広域公園	137.90ha	137.90ha	137.90ha	
	合計	308.40ha	320.95ha	322.36ha	
人口		334.9千人	351.5千人	362.9千人	
市民一人あたり に対する都市公園面積		9.2㎡/人	9.1㎡/人	8.9㎡/人	10.0㎡/人

6 都市公園の整備の方針

前項で掲げた総量目標3の達成に向け、新規の都市公園の整備と未開設区域のある既存の都市公園の整備を進めていくとともに、社会要請に応じた既存の都市公園の再整備に取り組んでいきます。

(1) 都市公園の整備目標

吹田市は、市全域が市街化区域であることから、これまで計画的に都市基盤の整備が進められてきました。このため、日常生活、商業活動、業務活動を行ううえで利便性の高い市街地が形成されたものの、建物が密集している地域などでは、都市公園を整備するための新たな用地の確保が難しい状況となっています。

しかしながら、特に市域南部では、依然、みどりの量が十分ではなく、都市公園の整備と充実を望む市民の割合も高いことから、今後も都市公園の整備に取り組む必要があります。

都市公園の将来的な整備目標として、市民一人あたりに対する都市公園面積 10㎡以上を掲げます。

(2) 新規の都市公園の整備

計画的に都市公園が整備されている千里ニュータウンや土地区画整理事業が行われた地域などを除き、引き続き身近な都市公園の整備を進めていきます。さらに、大規模開発事業により、設置される公園、緑地又は広場の寄附・帰属を受けるなどして、都市公園を確保していきます。



平成27年度（2015年度）
に帰属された千里山中央公園

(3)既存の都市公園の整備

①未開設区域のある都市公園の整備

商業地・業務地をはじめとするまとまったみどりが少ない地域では、大規模な都市公園を確保する必要性が高いといえますが、市全域が市街化区域である吹田市では、都市基盤が既に整っているため、新たな都市公園を整備するための用地を確保することが容易ではありません。

このため、既に都市計画決定されており、かつ未開設区域のある都市公園の整備を優先的に進めることとし、紫金山公園と片山公園の整備を促進するとともに、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえて服部緑地の整備を促進するよう働きかけていきます。

しかしながら、近年は都市計画公園の未開設区域への対応が課題となっていることから、平成25年（2013年）6月に大阪府都市計画協会が策定した「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」を参考に、現時点において市が用地を取得していない区域の整備方針を再検討し、必要に応じて都市計画を見直します。

②都市公園の再整備

吹田市の都市公園のほとんどは、設置して以降30年以上が経過しており、施設の老朽化が激しいものもあることから、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図り、計画的に施設の長寿命化対策を行うことにより、安心性と安全性を確保することが求められます。また、災害時に役立つ防災施設がある公園づくり、環境に配慮した資源循環型の設備がある公園づくり、生き物とのふれあいを通じた環境教育・学習ができる公園づくりなど、社会要請に応じた公園づくりは、今後一層重要になっていくことが考えられます。



平成21年（2009年）
に再整備した江の木公園

これらを踏まえ、鉄道駅周辺のまちづくりなどに合わせて行う全面的な再整備も含め、施設の長寿命化、バリアフリー化、機能強化などの目的に応じた都市公園の再整備に取り組んでいきます。



コラム

市民の花・市民の木

吹田市では、さつきを市民の花として、また、くすのきを市民の木として選定しています。



市民の花 さつき

さつきは、鉢植えで手軽にきれいな花が楽しめ、公園などにも適していることから、昭和45年に市制30周年を記念して公募により選定されました。



市民の花 さつき



市民の木 くすのき

くすのきは、生命力が強く長命で、巨木となり、形もきれいなため、学校、公園、街路などの緑化に適しています。市内には多くの古木があり、市民に親しまれています。市民の木として昭和53年に選定されました。

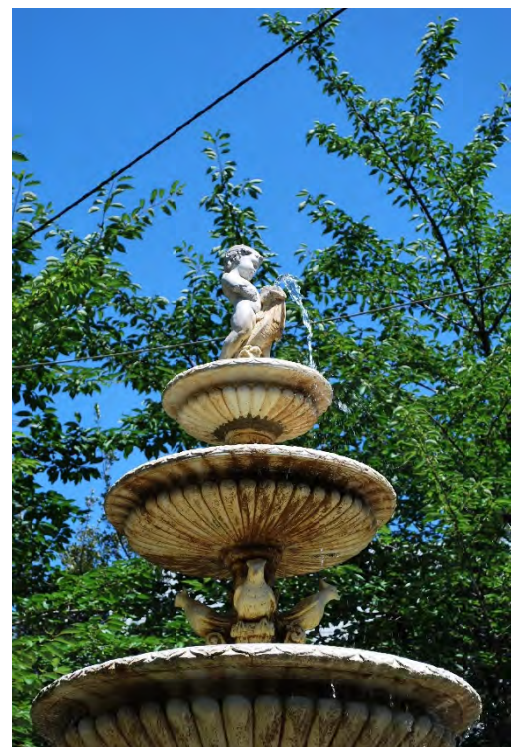


市民の木 くすのき

出典：「吹田市ホームページ」



みどりのまちづくりを 推進する基本施策



1 基本施策の体系

4つの基本方針に基づきみどりのまちづくりを進めていくために、以下の27の基本施策に取り組みます。

基本方針		基本施策	
みどりを 継承する	今ある民有地のみどりを 次世代へ継承する	1	住宅地のみどりの保全
	今ある公共のみどりを 次世代へ継承する	2	丘陵・斜面のみどりの保全
みどりを 生み出す	地域に応じた 創意工夫により、 みどりを生み出す	3	農地とため池の保全
		4	公園・緑地の適切な維持管理
	地域に応じた みどりの拠点をつくる	5	大学のみどりの保全
みどりを 活かす	生物多様性を保全し、 人と生き物に配慮した みどりのネットワークの形成を進める	6	道路のみどりの適切な維持管理
		7	河川と水路の適切な維持管理
	今ある公園・緑地を充実する	8	商業地・業務地の緑化
	人と地域を育む場として みどりを活かす	9	住宅地の緑化
市民参画・協働により、 みどりのまちづくりを 進める	市民参画・協働を支える 仕組みをつくる	10	公共施設の緑化
		11	身近な公園・緑地の新規整備
	市民参画・協働による 取組を進める	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出
		13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備
		14	拠点・骨格となるみどりの保全
		15	ネットワーク軸となるみどりの形成
		16	在来生物の生息・生育環境の保全
		17	公園・緑地の再整備
		18	公園の運営管理
		19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発
		20	みどりが持つ多様な効果の活用
		21	花とみどりの情報センターの充実
		22	みどりの人材育成
		23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
		24	みどりの助成制度の見直し
		25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
		26	みどりの調査と研究
		27	「緑化推進基金」の有効活用

2 基本施策

基本施策は、みどりのまちづくりを進めていくうえで、基本となる取組の方針として設定しています。以下に示す基本施策の内容は、基本施策ごとの必要性、取組の現状、課題などの整理を踏まえて、経常的なものを含む取組の方向性を示すものとしています。

みどりを継承する

①今ある民有地のみどりを次世代へ継承する

基本施策1 住宅地のみどりの保全

集合住宅や戸建住宅などで生まれ、定着してきたみどりは、市民の暮らしを彩るとともに、安心・安全を醸成する身近なみどりとして、快適な住環境を形成するうえでかけがえのないものとなっています。

吹田市では、「みどりの協定（みどりの保護及び育成に関する協定）」の締結、「生垣等緑化推進助成」の運用、「緑地協定」の認可、「保護樹木」・「保護樹林」の指定、開発事業者に対する誘導・指導など、様々な制度・手法を活用しながら住宅地のみどりを守り、つくり、育ててきました。しかし近年、特に千里ニュータウンでは、集合住宅の建替えと戸建住宅の宅地分割に伴うみどりの減少傾向がみられ、これまで育まれてきた住宅地のみどりを今後も守っていくことが課題となっています。

このため、これまで行ってきた取組を一層促進するとともに、制度・手法の充実を図ることにより、住宅地のみどりを次世代へ継承していきます。



住宅地のみどり

基本施策2 丘陵・斜面のみどりの保全

市全域において市街化が進む吹田市において、丘陵・斜面のまとまったみどりは、都市の骨格を構成しており、潤いある風致景観を形成することに加え、地球温暖化の防止や生物多様性の確保などの面でも大変貴重な財産であるといえます。

丘陵・斜面のみどりは、神社周辺の鎮守の森、名神高速道路のみどり、グラウンド・社宅・厚生施設などの企業所有地のみどりなどにより構成されていますが、近年の千里丘における宅地開発にみられるように、企業所有地のみどりは急激に減少しています。

このため、土地の開発が進む丘陵・斜面のみどりについては、開発事業者に対する誘導・指導や土地所有者への支援などにより、立地条件に応じて適切に保全し、市民、事業者と共に次世代へ継承していきます。



丘陵・斜面のみどり

基本施策3 農地とため池の保全

農地とため池は、農作物供給の場としてだけではなく、レクリエーションの場、環境教育の場、火災時の延焼防止や保水・遊水機能による雨水流出抑制といった災害抑制の場、生き物の生息空間の確保や地下水の涵養といった環境保全の場としての役割を担う重要なみどりといえます。

平成26年度（2014年度）末現在における市内の農地面積約56.8haのうち、「生産緑地地区」指定面積は約52.77haであり、市内に残存する農地の大半は、「生産緑地地区」の指定を受けています。一般的に「生産緑地地区」は、緑地の永続性に一定の担保性を有しているとされていますが、近年の吹田市における「生産緑地地区」の面積は、減少傾向にあります。また、平成34年（2022年）頃には、多くの「生産緑地地区」が、指定から30年を迎え、買取申出ができるようになり、土地所有者から買取申出がなされ、市が買い取らない場合には、指定が解除されるため、これらの機能を保全することが困難となります。さらに、「生産緑地地区」の指定を受けていない農地の面積は、より著しい減少傾向にあり、開発事業などによる農地の消滅や、農業従事者の高齢化により、適切な手入れがされない状態で放置されてしまうことが課題となっています。

このため、人口、土地利用、地域経済、地球環境、インフラなどを含む広い視野のもと、まちづくりのランドデザインとして、農地とため池を多面的に評価したうえで、そのあり方を再検討します。併せて、指定が解除される「生産緑地地区」のうち、特に重要なものについては、買い取りを検討するとともに、農業を継続するための土地所有者への支援や、「市民農園」としての活用などにより、民有地の農地とため池を保全していきます。



農地

②今ある公共のみどりを次世代へ継承する

基本施策4 公園・緑地の適切な維持管理

吹田市には、多くの公園・緑地が計画的に整備されています。大規模な公園・緑地では豊かなみどりが育まれており、特に万博記念公園や千里緑地などは吹田市のシンボルとして、市民に愛され続けています。また、身近な公園・緑地は、市民が日常的にみどりにふれあい、憩い、集える空間として利用されています。

公園・緑地には設置して以降30年以上が経過したものも多くあります。これらの公園・緑地を積極的に守り、次世代へ継承していくためには、施設の点検・修理、除草・剪定、清掃・美化・防犯活動などを日常的に行うだけではなく、施設の計画的な長寿命化対策や、樹木の定期的な健全度調査と調査結果に基づく改善処置などにより、安心性、安全性、快適性を確保する必要があります。また、自然豊かな緑地や公園・緑地内の水辺などでは、樹木や草花などの特性や生き物の生息・生育に配慮した管理を行うことも重要です。

今後も、これまでの取組を継続するとともに、照明電球のLED化など長寿命型の器具の導入や維持管理業務の委託内容の見直しなどを通じた更なる業務の効率化に努めます。また、人と生き物にとって、安心、安全、快適な場となるよう、また公園・緑地が持つ機能を最大限に発揮させるよう、市民、事業者を始め、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら公園・緑地を適切に維持管理していきます。



片山公園

基本施策5 大学のみどりの保全

吹田市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館があり、全国でも有数の大学のあるまちです。これらの格調高く、より質の高い教育環境を求める大学では、豊かなみどりが育まれており、市民が身近にふれあえるまとまったみどりとなっています。

大阪大学と千里金蘭大学のみどりは、万博記念公園と千里緑地、千里北公園を結び、みどりのネットワークを形成する重要な存在となっています。「風致地区」内にある関西大学のみどりは、大学の敷地のうち30%以上を占めています。平成26年（2014年）に開学した大和大学のみどりは、隣接する片山公園、片山神社の鎮守の森と一体的に配置されています。大阪学院大学のみどりは、市域南部の市街地にあって、市民に潤いと安らぎをもたらす貴重な存在となっています。国立民族学博物館は、自然豊かな万博公園内に位置しています。

これまで、「保護樹木」の指定や開発事業の際の誘導・指導などにより、大学と連携・協力しながら大学のみどりを保全してきましたが、校舎の建替えなどの際に、新たな緑化がなされる一方で、もとあった自然が減少するなど、みどりの量と質の両面からの保全が近年の課題となっています。

大学との連携・協働体制を一層強化し、大学のみどりを保全するとともに、適切に維持管理しながら次世代へ継承していきます。



大阪大学

基本施策6 道路のみどりの適切な維持管理

千里ニュータウンをはじめとする市内の道路では、豊かな街路樹や草花などが育まれてきました。平成21年（2009年）に行ったみどりに関する市民アンケート調査では、吹田市に愛着を感じるところとして、「美しい街路樹がある」と回答する割合が25.2%であり、平成5年（1993年）に行った同様の調査結果の12.1%と比較し、その割合が倍増していることから、市民の街路樹に対する評価が高くなっていることが分かります。

一方、一斉に植えられた千里ニュータウンなどの街路樹は、50年近くの樹齢を重ね、倒伏により市民の生命と財産に危険を及ぼすリスクが高まっていることや、道路によっては、葉や実などの落下、根上がりなどによる通行障害が出はじめ、交通安全上やむを得ず強剪定しなければならない街路樹もあることが課題となっています。

質の高いまちなみを維持するための固定費として適切に予算措置し、「緑あふれる未来サポーター制度」を活用した日常的な維持管理を着実に実行するとともに、街路樹台帳を整備したうえで、適正な管理の方針を定め、定期的な健全度調査と調査結果に基づく改善処置を行うなど、市民、事業者をはじめ、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら、道路のみどりを適切に維持管理していきます。



千里山佐井寺線

基本施策7 河川と水路の適切な維持管理

市域南部を流れる神崎川と安威川は、自然環境が残る貴重な水辺となっています。また、神崎川と安威川のほか、吹田市には糸田川、正雀川、山田川などの中小河川、河川に流れ込む多くの水路があります。これらの河川と一部の水路は、まちに潤いを与えるだけでなく、鳥類などの生き物が生息できる水辺として、またみどりの拠点やみどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸として重要な役割を担っており、その保全は必要不可欠です。



神崎川

神崎川、安威川、糸田川では、大阪府の「アドプト・プログラム」を活用した市民による美化活動が行われており、糸田川では、市民、吹田市、大阪府が連携・協働して堤防と川底の清掃を行う「糸田川クリーン活動」が実施されるなど、積極的な取組が進められています。

今後も、市民、事業者をはじめ、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら、適切な維持管理を行い、河川と水路からなる水辺の環境を守り育てていきます。

みどりを生み出す

①地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す

基本施策8 商業地・業務地の緑化

江坂地区や神崎川河畔などの商業地・業務地は、都心機能が集積された地域経済の中心地として都市基盤が整備される反面、まとまったみどりが乏しく、かつ建物などの密集により新たなみどりを増やすための用地を確保することが難しいという特徴があります。地下鉄江坂駅周辺などでは、これらの特徴を反映したヒートアイランド現象が発生しており（「熱環境（地表面温度較差）マップ」（吹田市、平成24年（2012年）3月）、風の道の形成や緑陰の創出などによる熱環境問題への対策が必要な地区もあります。



地下鉄江坂駅周辺

このため、限られた用地の中で可能な限りみどりを確保していくために、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用など、創意工夫を施した緑化に取り組んでいきます。

基本施策9 住宅地の緑化

住宅地における中高層建築物などの大規模開発事業は、まちのみどりに影響を及ぼすことから、「開発事業の手續等に関する条例（愛称：好いたすまいる条例）」をはじめとする条例の活用と見直し、法制度の活用を広く検討しつつ、開発事業者に対して敷地内の緑化や、公園、緑地又は広場の設置などを適切に誘導していきます。

また、既存の住宅地では、吹田市の住宅の4分の3が集合住宅である特殊性を特長ととらえ、そのベランダ部分や沿道部分を管理組合が自主的に花で飾ることを誘導・支援していくとともに、戸建住宅における地先園芸や生垣緑化などを働きかけていきます。



集合住宅のみどり

基本施策10 公共施設の緑化

公共施設は、市民が日常的に利用する施設であることから、「みどりの保護及び育成に関する条例」において緑化基準を定め、重点的に緑化を進めてきました。その結果、平成26年度（2014年）末現在において、市内にある241施設のうち、約38%にあたる92施設が緑化基準を達成しています。

利用者の快適性を向上するとともに、民間施設の緑化を先導していくためにも、建替えや大規模な改築・改修に併せ、これまで以上に公共施設の緑化を進めていきます。特に、小中学校は、公共施設の敷地面積の約62%を占めており、かつ市内におおむね均等に配置されていることから、公共施設の緑化を進めていく拠点として重要な役割を担っています。行政内部の連携だけでなく、保護者をはじめとする地域ぐるみの取組を進め、小中学校のみどりを充実していきます。



千里ニュータウンプラザ

基本施策 11 身近な公園・緑地の新規整備

身近な公園・緑地は、地域住民が日常的にみどりにふれあい、憩い、集える空間として重要な施設です。

これまで計画的に公園・緑地の整備を進めてきましたが、近年は用地を購入して新たに公園・緑地を整備していくことが困難な状況にあり、公共の遊休地の一部を活用してポケットパークを整備したり、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた すまいる条例）」に基づき、大規模開発事業により設置される公園、緑地又は広場の寄附・帰属を受けたりするなどして、身近な公園・緑地を確保してきました。

計画的に公園・緑地が整備されている千里ニュータウンや「土地区画整理事業」が行われた地区などを除き、引き続き身近な公園・緑地の整備を進めていきます。



平成 25 年度（2013 年度）に整備した阪急吹田駅前ポケットパーク

②地域に応じたみどりの拠点をつくる

基本施策 12 まちづくりに併せたみどりの拠点の創出

土地区画整理事業の施行、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備など、適切な土地利用の誘導と都市施設の整備による一体的な市街地整備が行われるまちづくりでは、都市計画道路の整備による街路緑化、駅前交通広場の整備による緑陰空間の創出、都市公園の整備などと合わせて、市民、事業者をはじめとする様々な主体との連携・協働による地域の緑化活動を行うことにより、新たなみどりの拠点を創出することができます。

現在進められている、「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくり、千里山駅周辺のまちづくり、南吹田地域のまちづくりに併せ、まちづくりの条件に応じた緑化を図ることにより、拠点的なみどりの創出に取り組んでいきます。



「北大阪健康医療都市（健都）」

基本施策 13 大規模な公園・緑地の未開設区域の整備

商業地・業務地をはじめとするまとまったみどりが少ない地域では、大規模な都市公園を確保する必要性が高いといえますが、市全域が市街化区域である吹田市では、都市基盤が既に整っているため、新たな都市公園を整備するための用地を確保することが容易ではありません。

このため、既に都市計画決定されており、かつ未開設区域のある都市公園の整備を優先的に進めることとし、紫金山公園と片山公園の整備を促進するとともに、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえて服部緑地の整備を促進するよう働きかけていきます。

しかしながら、近年は都市計画公園の未開設区域への対応が課題となっていることから、平成 25 年（2013 年）6 月に大阪府都市計画協会が策定した「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」を参考に、現時点において市が用地を取得していない区域の整備方針を再検討し、必要に応じて都市計画を見直します。

みどりを活かす

① 生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める

基本施策 14 拠点・骨格となるみどりの保全

まとまったみどりを形成する大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大学のみどり、大規模な河川は、市民に利用されるだけではなく、生物多様性の確保、環境保全、景観形成、防災などの面からも重要な役割を担っていることから、みどりの拠点・骨格として位置づけられます。

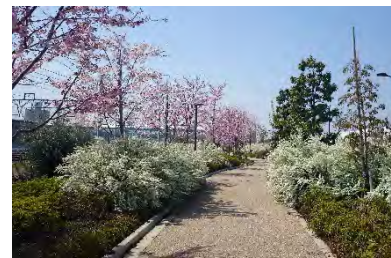
みどりのネットワークの形成を進めていくためには、新たなみどりを生み出していくことも大切ですが、今ある拠点・骨格となるみどりを保全していくことが必要不可欠であることから、市民、事業者をはじめ、大阪府などの関係機関とも連携・協働しながら、今ある拠点・骨格となるみどりを保全し、次世代へ継承していきます。



万博記念公園・千里緑地・大阪大学のみどりのネットワーク

基本施策 15 ネットワーク軸となるみどりの形成

連続性のあるみどりは、みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸を形成するための重要な要素となっています。豊かに育まれた街路樹などの道路のみどりや、水と植物が一体となった水辺空間である中小河川と水路は、市民の散策と生き物の生息・移動のための空間となるほか、延焼の防止や遅延などの防災にも役立ち、四季折々に地域の特色と個性をあらわす景観も形成します。また、駅前交通広場のみどりや車窓から見えるみどりは、普段の生活の中で、より身近にみどりを感じさせてくれます。



「緑の遊歩道」

これまで吹田市では、都市計画道路の整備による道路の緑化、糸田川における市民参画・協働による桜並木の整備、暗渠化した味舌水路の地上部における花・緑・せせらぎのある遊歩道の整備、「北大阪健康医療都市（健都）」における約 3km に及ぶ「緑の遊歩道」の整備、阪急南千里駅、阪急千里山駅、JR 岸辺駅の周辺整備による緑化など、道路、中小河川、水路、鉄道沿線の緑化により、ネットワーク軸となるみどりの形成に取り組んできました。

今後も、点在するみどりを繋いでネットワーク性を強化するため、大阪府、鉄道事業者、市民などの多様な主体と連携・協働しながら、ネットワーク軸となるみどりを形成していきます。

基本施策 16 在来生物の生息・生育環境の保全

人間は、他の生物とのつながりの中で生きており、多様な生物が相互に影響しあってバランスを維持している自然環境から様々な恵みを受けて生活を営んでいます。

近年、地球上の生物種の絶滅速度が増し、多くの生物が危機にさらされている中、吹田市においても、宅地開発などによる里山や耕作地の減少、さらに人間により持ち込まれた外来生物、地球温暖化の影響などの様々な危機に曝された結果、かつて市内で頻繁に見られたクロメダカやカンサイタンポポなどの動植物を目にする機会が少なくなっていました。一方で、市民参画・協働による取組を通じて、ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリなどの貴重な動植物が生息・生育している場所もあります。



ヤマサギソウ

今後も、市民、事業者をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら、生物調査、植生管理、外来生物の駆除などに取り組み、在来生物の生息・生育環境を保全していきます。

②今ある公園・緑地を充実する

基本施策 17 公園・緑地の再整備

公園・緑地は、日常の憩いの場、レクリエーションの場として、子供をはじめ、高齢者や障がい者などを含む全ての市民にとって利用しやすい施設である必要があります。また、災害時に役立つ防災機能がある公園・緑地、環境に配慮した資源循環型の設備がある公園・緑地、生き物とのふれあいを通じた環境教育・学習ができる公園・緑地など、社会要請に応じた公園・緑地づくりは、今後より一層重要になっていくことが考えられます。



安威川公園の防災施設

これらを踏まえ、鉄道駅周辺のまちづくりなどに合わせて行う全面的な再整備も含め、バリアフリー化や機能強化などの目的に応じた公園・緑地の再整備に取り組んでいきます。

基本施策 18 公園の運営管理

これまでの公園管理は、市民の休養、遊戯、運動、教養などの多目的な利用に対し、安全確保、機能保全、施設維持などの視点から規制的な色合いが強くありました。近年、公園を取り巻く状況は大きく変化しており、多様な利用ニーズへの柔軟な対応が求められています。多くの市民に利用され、利用者の満足度を向上するためには、これまで行ってきた、利用環境と施設条件を良好に維持することを目的とする維持管理、都市公園法や「都市公園条例」に基づき公園の健全な発達を図ることを目的とする法令管理に加え、公園利用を積極的に支援すること、多様な利用ニーズに柔軟かつ適切に対応すること、他の公園利用者や周辺住民などとの利害の対立を防ぐこと、現状の公園利用が適切かどうかを評価して必要な改善策をとること、公園施設の利用に伴う安全確保を図ることを目的とする運営管理にも取り組んでいく必要があります。

このため、市の組織や事業予算も考慮しながら、公園ごとに維持管理や運営管理などに関する方針を定めたガイドライン（パークマネジメントプラン）の策定や、運営管理の方法と運営管理体制の確立などの検討を進めていきます。

③人と地域を育む場としてみどりを活かす

基本施策 19 みどりのまちづくり意識の普及・啓発

これまで吹田市では、花とみどりの情報センターの管理運営や広報活動などを通じ、市民がみどりのまちづくりに参加するきっかけづくりとして、みどりのまちづくり意識の普及・啓発に取り組んできました。また、千里の竹林の保全啓発と竹とのふれあいの場の提供を目的とした「千里の竹あかり」と「たけのこ掘り」、緑化意識の向上を目的とした「花と緑のフェア」、街路樹の大切さについての啓発を目的とした「街路樹写真コンクール」、市民寄附による緑化を目的とした「人生節目の記念植樹」などのイベントを開催してきました。

今後、これらの取組を一層促進するとともに、イベントの開催にあたっては、市民、事業者との連携・協働のもと、企画・運営への市民参画を進め、市民が市民に対してサービスを行う仕組みづくりや地域に応じた特徴あるイベントの立案などに取り組んでいきます。



「千里の竹あかり」

基本施策 20 みどりが持つ多様な効果の活用

みどりが持つ生物多様性保全、環境保全、防災、景観形成の機能は、みどりが存在することにより、その効果を発揮するものであり、私たちの生活に自然との共生、安全な暮らし、美しい景観などを提供してくれます。また、みどりが持つレクリエーションの機能は、みどりを利用することにより、その効果を発揮するものであり、遊戯、休養、運動などの余暇活動を通じて私たちの日常生活にうるおいとやすらぎを提供してくれます。

これらの効果に加え、自然の中での観察と体験活動を通じた環境教育・学習、「花と緑、水めぐり遊歩道（愛称：ぶらっと吹田）」めぐりを通じた市民観光、公園での運動プログラムを通じた健康づくり、「移動図書館ゆめぶんこ」を活用した公園での子育て、公園での夏祭りを通じた地域コミュニティの強化など、みどりを活用することによりもたらされる副次的な効果にも着目し、公園・緑地の運営管理や情報発信などの積極的な働きかけを通じ、市民にみどりが持つ多様な効果の発見・認識を促すとともに、有機的に活用していきます。



「移動図書館ゆめぶんこ」

市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める

①市民参画・協働を支える仕組みをつくる

基本施策 21 花とみどりの情報センターの充実

吹田市では、平成8年（1996年）に江坂花とみどりの情報センター、平成24年（2012年）に千里花とみどりの情報センターを設置しました。花とみどりの情報センターでは、みどりに関する情報の収集と提供、講習会と展示会の開催、相談と指導を行うほか、講習室、会議室、展示スペースの貸出しを行うなど、花とみどりに関する情報の普及を図るとともに、花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供しています。近年は、公募による「指定管理者制度」を導入した管理運営を行っており、市民サービスの一層の向上と管理運営費の節減に努めています。



江坂花とみどりの情報センター

今後、江坂花とみどりの情報センターを「園芸緑化情報を通じたみどりの普及・啓発施設」、千里花とみどりの情報センターを「調査・研究情報を通じたみどりのまちづくり実践型シンクタンク施設」と位置付け、両施設による機能連携のもと管理運営します。本計画を実践していくための具体的な調査・研究、地域の公園・緑地や道路のみどりなどを主体的に維持管理・運営管理する市民ボランティアの育成、市民ボランティアで構成する組織の支援、プラットフォーム型の市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立・運営などに取り組み、両施設の機能の充実を進めます。

基本施策 22 みどりの人材育成

吹田市は、豊かな経験に裏打ちされた高度専門的な知識・技術を活かし、余暇活動としてみどりのまちづくりに取り組む市民ボランティアに恵まれた自治体です。

今後、地域の公園と道路のみどりを主体的にマネジメントし、本計画に基づく施策の実践を通じて諸課題の解決を目指す市民ボランティアの組織化を働きかけます。また、千里花とみどりの情報センターにおいて、会議や勉強会などの開催を通じた体制の強化や資機材の貸与などを行うことにより、運営を支援するとともに、広く市民を対象とし、樹木診断、パークマネジメント、ピオトープ管理など、みどりのまちづくりに関する高度専門的な知識・技術を習得することができる講習会を年間を通じて開催し、地域で活躍する市民ボランティアを育成します。

基本施策 23 市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立

本計画を進めていくためには、行政だけではなく、市民、事業者の積極的な参画と協働による取組が必要不可欠です。吹田市では、花とみどりの情報センターを活用し、市民参画・協働による取組を担う人材を育成するとともに、「緑あふれる未来サポーター制度」を活用した公園・緑地と道路のみどりの維持管理、「花と緑のフェア」や「千里の竹あかり」などのみどりのまちづくり意識の普及・啓発イベントの開催、市民寄附による桜並木の整備など、市民参画・協働による取組を進めてきました。

今後、このような取組を更に進めていくため、人材育成や公共のみどりの維持管理のほか、公園・緑地の運営管理、民有のみどりの保全、調査・研究、本計画の進行管理などの幅広い活動の土台となる市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織として、「(仮称)みどりのコラボ」の設立・運営に取り組んでいきます。

基本施策 24 みどりの助成制度の見直し

吹田市では、市民、事業者によるみどりの保全活動や創出活動などを支援するために、「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく「樹木等保護制度」と「みどりの協定（みどりの保護及び育成に関する協定）制度」のほか、「生垣等緑化推進助成制度」、「大気浄化植樹事業助成制度」、「遊園環境整備助成金制度」といった様々な助成制度を設けています。

「樹木等保護制度」は、民有の古木・大木を保護するため、指定した「保護樹木」・「保護樹林」の剪定や施肥などの維持管理行為に対する費用の一部を助成する制度ですが、良好に古木・大木を保全するための予防措置行為に対する助成を求める声も上がっています。また近年、地球温暖化や生物多様性に対する社会認識が高まり、みどりの機能が重要視されるなど、みどりに対する捉え方が変化し、屋上緑化・壁面緑化などの新たな助成制度の創設を求める声も上がっています。

このため、社会要請と助成の対象・条件との差異が生じている制度については、その見直しを行い、今後もみどりの保全活動や創出活動などのきっかけづくりや継続的な支援を行っていきます。



「生垣等緑化推進助成制度」

②市民参画・協働による取組を進める**基本施策 25 市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進**

市民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、みどりのまちづくりに自ら取り組んでいくことにより、より豊かなみどりを育みます。また、それぞれが連携した協働の取組を進めていくことにより、豊かな関係と多様なネットワークを有する地域コミュニティを醸成しながら、多様な主体によるみどりのまちづくりを進めていきます。

基本施策 26 みどりの調査と研究

みどりのまちづくりに関する状況把握とそれに基づく施策の具体化・見直しにあたり、基礎的な調査と幅広い研究を継続して行うことが重要です。

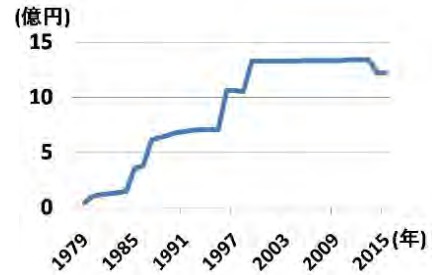
これまで吹田市では、行政が主体的に自然環境調査や緑被率調査などの調査と、本計画に基づく施策に関する研究に取り組んできました。一方近年、市民が独自の調査・研究活動を通じてみどりのまちづくりに関する提案を行うなど、まちづくりへの市民参画の気運が高まっています。それと同時に、行政では、市民が行った古木・大木の調査結果を「保護樹木」・「保護樹林」の指定に活用したり、ベニイトンボの生息状況の調査結果を開発事業者に対する適切な誘導・指導に活用するなど、市民参画・協働の取組を始めています。また、近年では、大阪大学と締結している連携・協力に関する基本協定に基づき、みどりのまちづくりに関する連携研究についての意見交換を開始しました。

今後、このような取組を更に進めるため、「(仮称)みどりのコラボ」の活用などを検討しながら、市民参画・協働によるみどりの基礎的な調査と幅広い研究を進めていきます。

「吹田の古木・大木
(NPO法人すいた市民環境会議)」

基本施策 27 「緑化推進基金」の有効活用

吹田市では、昭和54年度（1979年度）に市民から「緑化に役立ててほしい」と約4,000万円の寄附があったことを受け、昭和55年（1980年）3月31日に「積立基金条例」を改正し、「緑化推進基金」を設置しました。平成26年度（2014年度）末現在において、約12億円の基金を積み立てており、基金からの利息を一般会計の緑化予算の一部に充当し、みどりのまちづくりを進めるための事業に使用しています。



「緑化推進基金」積立額の推移

今後、利息の活用と併せて、緑化重点地区において実施する事業予算の一部に充当する場合などにおいては、適切に基金を取り崩し、有効に活用していきます。



コラム

グリーンインフラ

近年、「豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある地域づくりを進めていくために、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの※」として、国や地方自治体において、グリーンインフラの取組が推進されています。

※『「グリーンインフラ」とは（新たな国土計画における位置づけ、国土交通省）より引用

【構成要素と対象】

主に緑・水・生きものを要素として構成される公園、街路樹、農地、屋上・壁面が緑化された建物などのみどりは、全てグリーンインフラであると捉えることができます。

【特徴】

従来のインフラ（グレーインフラ）が、単一の機能を提供するために造られる人工構造物であるのに対し、グリーンインフラは、多様な機能を提供する自然的・半自然的・人口的なみどりであり、従来のインフラを代替・補足する新たな都市基盤です。

【具体的な効果】

都市魅力・居住環境の向上、生物多様性の確保、防災・減災などが図られるだけでなく、自然環境の保全・再生と併せて、居住人口・交流人口の増加、土地の資産価値の向上などが図られ、結果として、都市の活性化や雇用の増加にも資することが可能となります。持続可能な社会の実現にあたっては、みどりそのものもインフラであるという認識のもと、グリーンインフラの取組を推進していくことが重要です。



グリーンインフラの具体例（イメージ）
（国土交通省資料より引用）



都市における取組
（国土交通省資料より引用）

第5章

基本施策を推進するための
地区設定と重点プロジェクト



1 「緑化重点地区」および「保全配慮地区」の設定

(1) 緑化重点地区

① 都市緑地法に基づく緑化重点地区とは

a) 位置付け

都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑化手法の一つであり、みどりの基本計画の定めるべき事項として、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）及び当該地区における緑化の推進に関する事項」が位置付けられています。

b) 設定目的と役割

駅前などの都市のシンボルとなる地区や市街地開発事業の予定地区など、良好な都市環境の形成が望まれる地区において、戦略的・集中的に緑化を推進するために設定する事例や、みどりのまちづくりに対する市民の意識向上と普及・啓発を図るために設定する事例が多く見られます。

つまり、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑化施策を総合的に進め、その取組を市全域に広げていく役割を担っているといえます。

c) 設定によるメリット

- 戦略的・集中的に緑化事業を行うことで、みどりのまちづくりのモデルを具体化できる。
- 緑化の効果が目に見える形で示されることで、他の地区における緑化意識や機運の向上などの波及効果が期待できる。
- 小規模な公園・緑地であっても、優先して整備することが可能となる。
- 緑化推進のための基金の積極的な有効活用が期待される。

② 吹田市における緑化重点地区の設定

緑化重点地区の役割を踏まえ、以下の設定要件に基づき各候補地を評価した結果、「南吹田の新駅周辺」と「北大阪健康医療都市（健都）」を緑化重点地区として設定します。今後、本計画を推進していく中で、それぞれの地区を対象として、市民ワークショップなどを通じた市民参画・協働のもと、具体的な施策の方針を検討します。

なお、残る4つの候補地についても、地区の実情、本計画の進捗状況、緑化の推進に対する地区住民の意識の高揚などに応じて、「緑化重点地区」として設定していく可能性があります。

【緑化重点地区の設定要件】

- 特にみどりの少ない地区
- 駅前など、吹田市のまちのシンボルとなる地区
- 実施主体が明確であり、早期に取り組むことができ、優先的に緑化を進められる地区
- 市域を超える広域的な計画の位置付けがある地区
- 「市街地開発事業」などの予定地区
- 「緑地協定」の締結などにより、良好な住宅地の形成を促進する地区
- 緑化の推進に対する市民意識が高い地区
- 生物多様性の保全に係る効果が期待される地区

- ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区
- 都市公園を中心として市民の憩いの場を創出する地区
- 公共施設と民有地の一体的な緑化と景観形成により、良好な環境の保全と創出を図る地区
- 「風致地区」など、風致の維持・創出が特に重要な地区
- 防災上の課題があり、緑地の確保と緑化の推進が特に必要な地区



図 5.1.1 緑化重点地区と候補地

③「南吹田の新駅周辺緑化重点地区」

a) 区域設定にあたっての基本的な考え方

- 緑化推進の取組による効果が見える範囲とし、南吹田地域のまちづくりの区域（南吹田の新駅の位置を中心に概ね半径 500m）と同程度の範囲とする。
- 単一自治会（上新田自治会と乾町自治会）の区域を基本とし、幹線道路、河川、鉄道、南吹田駅まちづくり推進市民協議会の活動区域を考慮する。

b) 緑化推進の課題

- 新駅周辺では、樹林などのみどりがほとんどない状況であり、駅前環境として相応しい緑化を駅前周辺整備事業と一体的に推進する必要がある。
- 工場と住宅地の調和あるまちづくりに資する緑化を推進する必要がある。
- 既存公園の再整備など、周辺のみどりの質の向上を図る必要がある。
- 神崎川の水辺環境改善に資する緑化などを展開することが求められる。

c) 予定・想定される施策

- 花と緑あふれる駅前交通広場の整備
- 駅前のシンボル道路となる街路緑化の推進
- 緑地の多様な機能に応える上新田公園の再整備
- まちなかの緑の拠点としての公共施設緑化の推進（小学校や浄水場など）
- 住宅地との調和を目指した工場緑化の推進（花と緑の緩衝ゾーンの形成など）
- 生産緑地の保全・活用（市民農園など）
- 神崎川緑地帯の形成（サクラ並木など）
- 市民緑化活動の推進

など、「南吹田地域のまちづくり基本計画」に基づく施策



図 5.1.2 「南吹田の新駅周辺緑化重点地区」の区域と予定・想定される施策

④「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区」

a) 区域設定にあたっての基本的な考え方

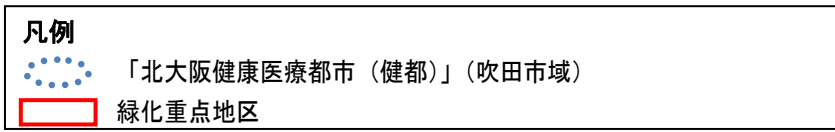
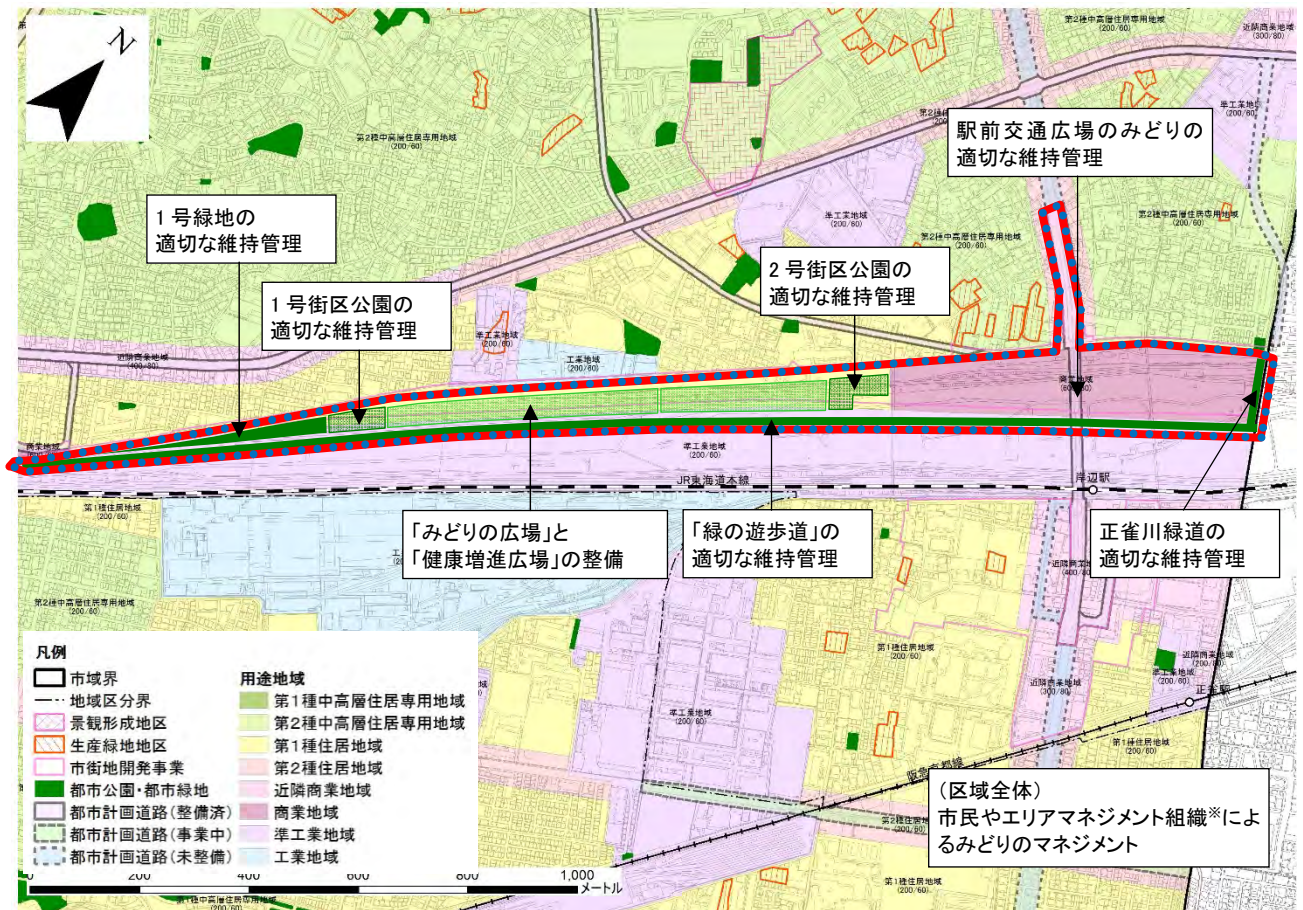
- 緑化推進の取組による効果が見える範囲とし、「北大阪健康医療都市(健都)」の区域のうち吹田市域を基本とする。
- 「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画」の区域(土地区画整理事業施行区域)の吹田市域に「緑の遊歩道」の区域を加えた17.5haと同一の区域とする。

b) 緑化推進の課題

- 地区一帯はみどりが少なく、地表面の人工化が進んでいることから、ヒートアイランド対策の視点から、みどりの拠点性や連続性の確保を図る必要がある。
- 本地区の健康・医療のまちづくりコンセプトとも呼応させながら、熱中症対策など、健康影響を低減させる緑陰の確保といった、適応策も組み合わせた取組が求められる。
- 区域内でのみどりの量的な確保に加え、良好な景観形成、環境共生、健康増進などに資する質的な側面を重視した緑化が重要である。

c) 予定・想定される施策

- 「緑のふれあい交流創生ゾーン1」における「みどりの広場」の整備
 - 「緑のふれあい交流創生ゾーン1」における「健康増進広場」の整備
 - 「緑の遊歩道」、1号緑地、1号街区公園、2号街区公園、正雀川緑道の適切な維持管理
 - まちのゲートにふさわしい駅前交通広場のみどりの適切な維持管理(JR岸辺駅北側)
 - 市民や組織化が検討されているエリアマネジメント組織によるみどりのマネジメント
- など、「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画(エコまち計画)」に基づく施策



※今後、地権者、関係事業者などによる組織化が期待

図 5.1.3 「北大阪健康医療都市（健都）周辺緑化重点地区」の区域と予定・想定される施策

(2)保全配慮地区

①都市緑地法に基づく保全配慮地区とは

a) 位置付け

都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑地保全手法の一つであり、みどりの基本計画で定めるべき事項として、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」が位置付けられています。

b) 設定目的と役割

緑地を中心として良好な自然環境の保全を図る必要がある地区において、条例を活用した保全措置などにより、市民の理解と協力を得ながら、戦略的・集中的に緑地を保全するために設定する事例や、みどりのまちづくりに対する市民の意識向上と普及・啓発を図るために設定する事例が多く見られます。

緑化重点地区と同様に、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑地保全施策を総合的に進め、その取組を市全域に広げていく役割を担っているといえます。

c) 設定によるメリット

- 独自の規制を伴う制度ではないが、設定地区における具体的な保全目標を示すことで、既存の保全制度の適用・運用や市民参画・協働による緑地保全活動の推進など、より幅広い施策展開が可能となる。
- 概念的な地区設定となるが、行政の意思を広く市民に示すことで、設定地区内の緑地の重要性についての認識を高めるとともに、緑地保全に対する意識共有を図ることが可能となる。
- 個々の緑地を対象として地区設定するのではなく、保全すべき緑地を含め、良好な自然環境を保全する地区を対象として地区設定することから、まちづくりや地域づくりの考え方に近い取組となることが期待できる。
- 都市計画決定や条例制定の必要性がないなど、設定するための手続きに多くの時間・労力を要さない。

②吹田市における保全配慮地区候補地の選定

吹田市における開発などによるみどりの減少化傾向を見ると、重要度が高い緑地については、保全配慮地区に設定し、保全に重点的な配慮を加えていくことが望ましいといえます。一方、緑地を永続的に保全していくためには、開発の際に緑地の一部を保全するよう開発事業者に義務付けたり、市が用地を買い取るなど、より実効性がある施策も展開する必要があります。

このため、今回の改訂では、次ページの条件をもとに良好な自然環境を形成している一団の緑地30地区を抽出し、このうち評価が高い11地区を保全配慮地区候補地として選定することにより、その地区が保全に重点的な配慮が必要であることを示します。また、候補地については、実効性が高い緑地保全策が展開できる一定の目途が立った時点で、地区設定します。

表 5.1.1 保全配慮地区候補地の抽出条件

条件区分	条 件	備 考
対象条件	300 m ² 以上のみどり (樹林地、草地、農地、裸地、水面)	都市緑地法における保全最小規模
除外条件	農地 (樹林地、草地、水面に隣接又は介在するものを除く)	都市緑地法における緑地の定義を厳格に適用
	裸地	都市緑地法における緑地の定義を厳格に適用
	施設緑地 (都市公園と公共施設緑地)	将来性にも残される可能性が高い、担保性があるみどりのうち、都市公園又は都市公園に準じる機能を持つ施設として、吹田市、大阪府又は国が土地を所有(借地などを含む)している緑地であり、高い担保性が認められる
	都市計画施設の計画決定区域 (未整備区域を含む)	都市計画において、施設整備を決定している
	千里ニュータウン・万博・阪大地域のみどり	本計画における緑被率目標 30%を相当程度上回り、かつ、顕著な緑地の減少化傾向が見られない地域
分断条件	幅員 15m 又は交通量 5,000 台/日以上 の道路、鉄道、強度に改変された河川	「都市における生物多様性指標(素案)(平成 25 年 5 月、国土交通省)」に基づく
一団条件	離隔 100m 以内	「都市における生物多様性指標(素案)(平成 25 年 5 月、国土交通省)」に基づく
	一団内の緑地面積の総和 1ha 以上	都市計画法における樹木の保存と表土の保全に関する面積基準

【保全配慮地区の設定要件】

- 市域を超える広域的な計画の位置付けがある地区
- 緑地の保全に対する市民意識が高い地区
- まとまったみどりが残されている地区
- みどりのネットワークを形成する上で、重要な位置にある地区
- 多様な植生が見られる地区
- 地区特有の生態系を保全する必要のある地区
- 土砂崩壊から守るために緑地を保全する必要のある地区
- 都市における環境保全に資する緑地のある地区
- 自然とのふれあいの場を提供する緑地として保全する必要のある地区
- 風致景観となる緑地を保全する必要のある地区
- 緑地を保全し、歴史的文化財の保全を図る地区

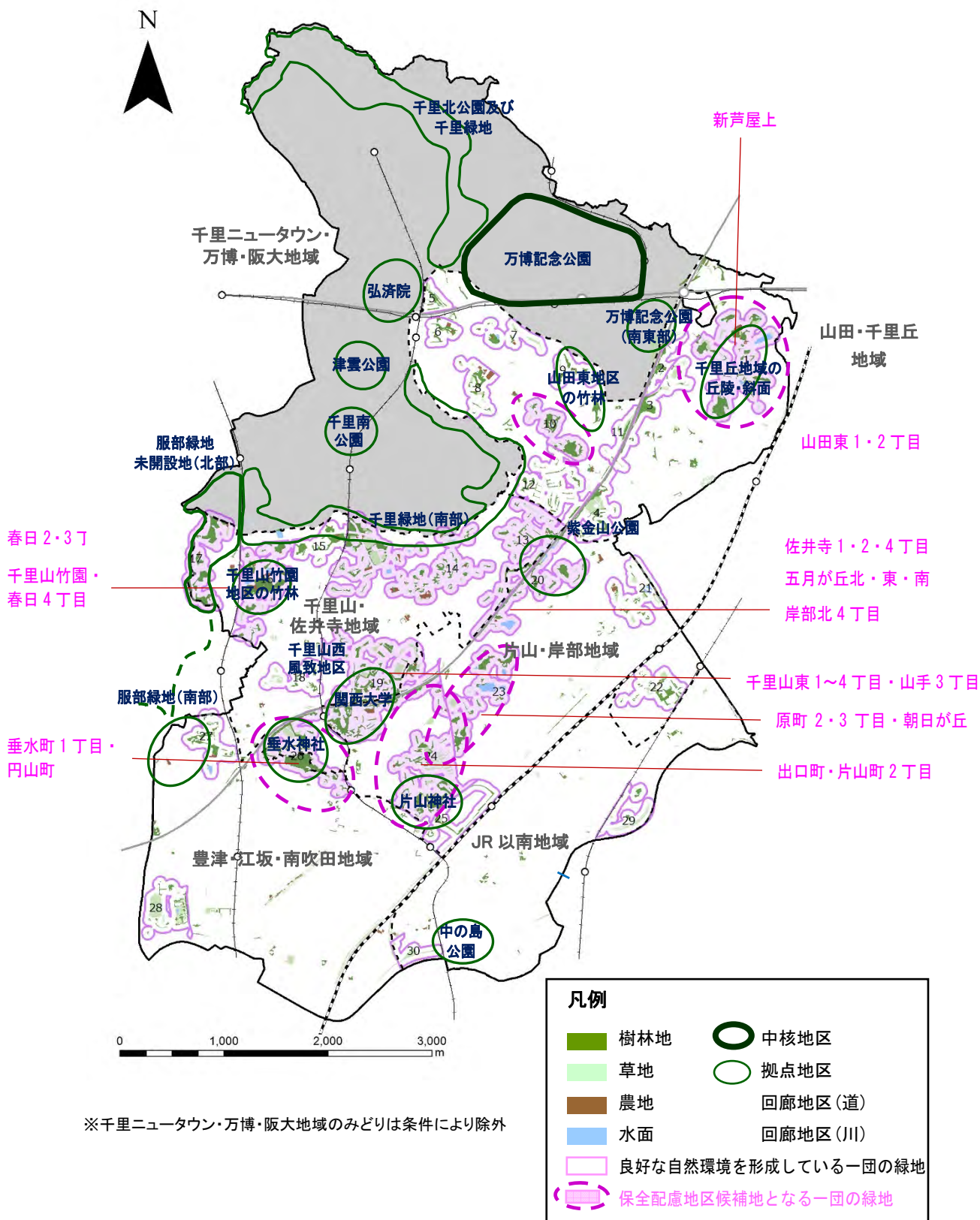
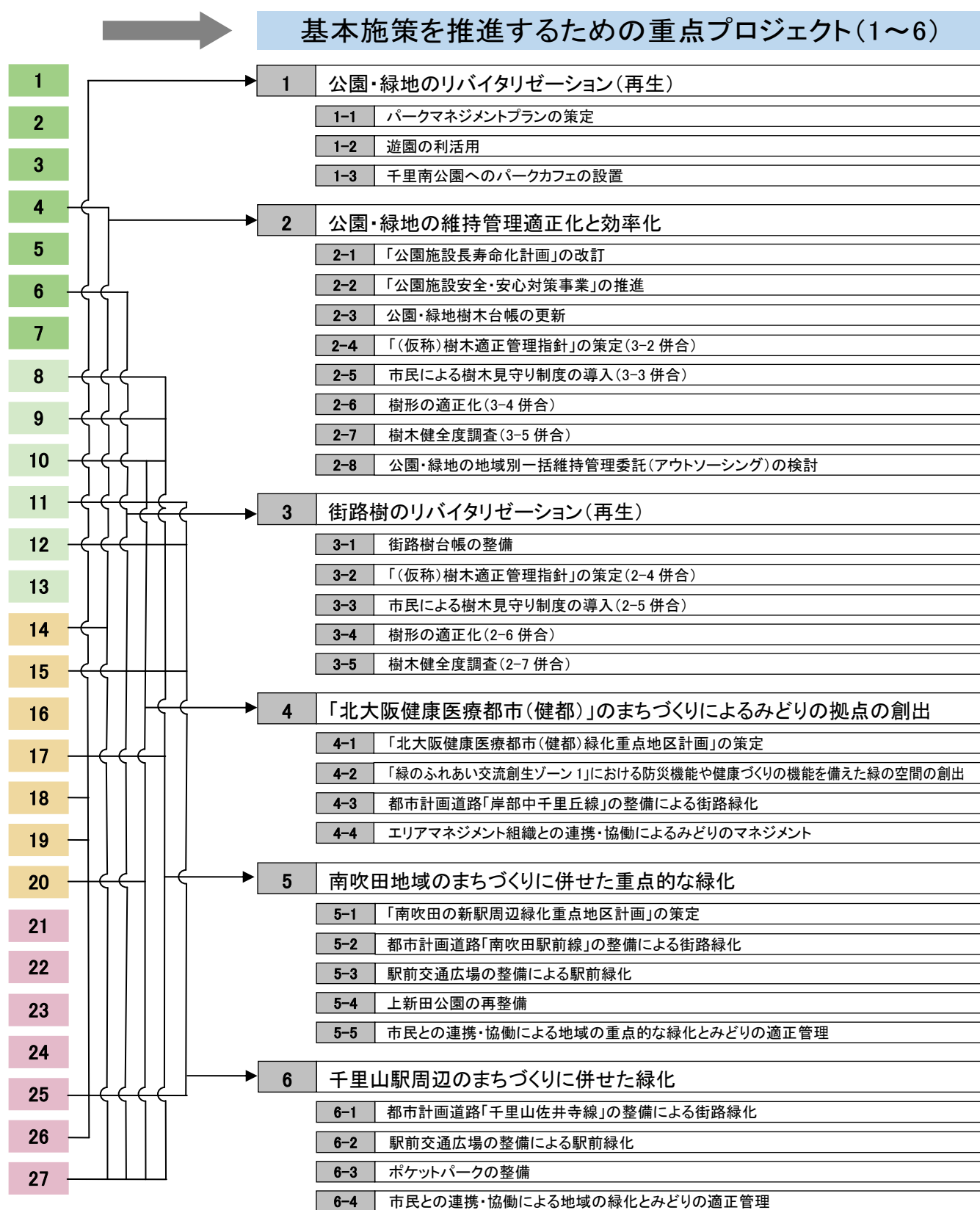


図 5.1.4 保全配慮地区候補地

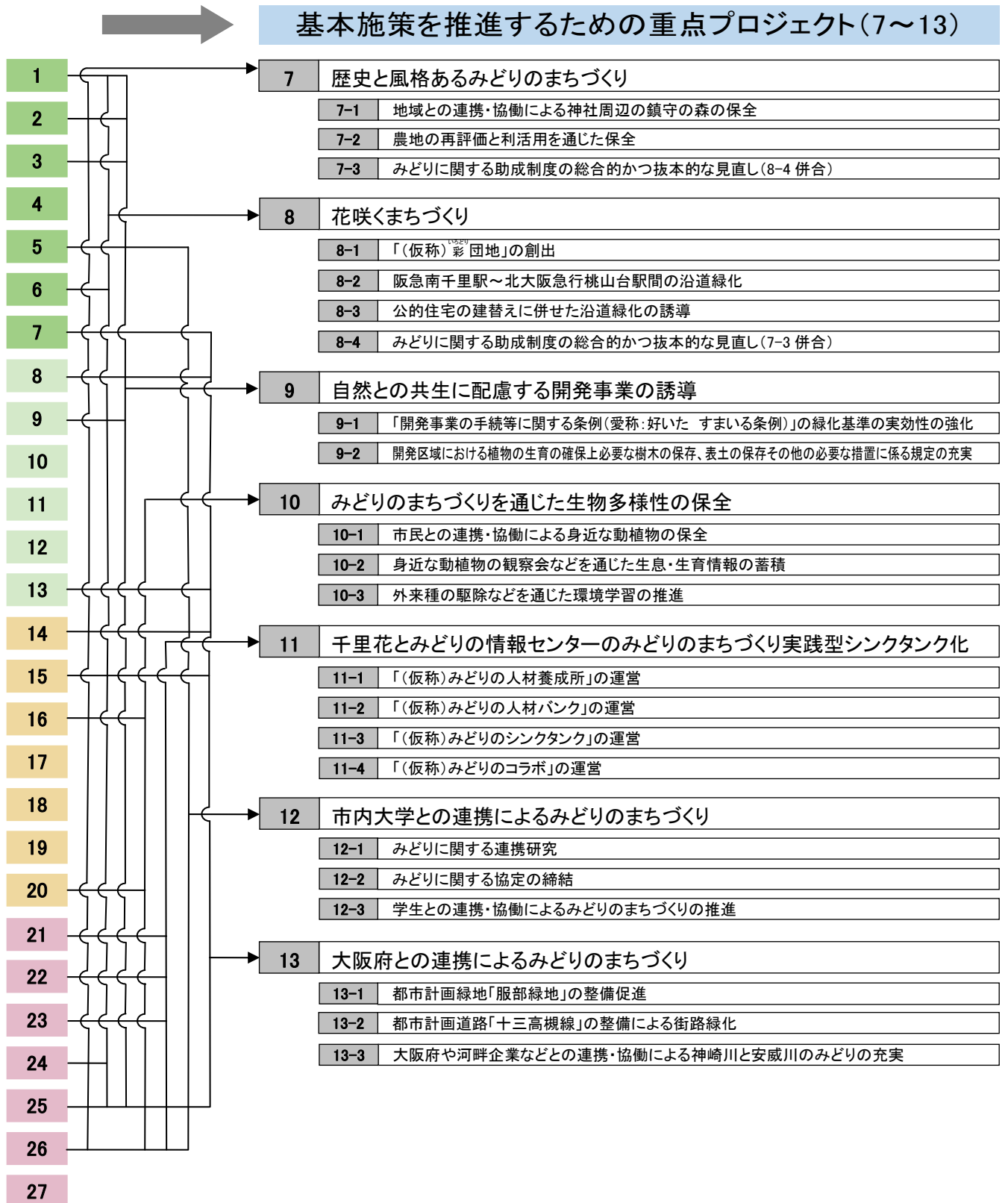
2 基本施策を推進するための重点プロジェクトの体系

27 の基本施策の総合的かつ効果的な推進と着実な実行に向けたアクションプランとして、以下の13の重点プロジェクトに取り組みます。

基本方針		基本施策	
みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する	1	住宅地のみどりの保全
	今ある公共のみどりを次世代へ継承する	2	丘陵・斜面のみどりの保全
みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す	3	農地とため池の保全
		4	公園・緑地の適切な維持管理
	地域に応じたみどりの拠点をつくる	5	大学のみどりの保全
みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める	6	道路のみどりの適切な維持管理
		7	河川と水路の適切な維持管理
	今ある公園・緑地を充実する	8	商業地・業務地の緑化
	人と地域を育む場としてみどりを活かす	9	住宅地の緑化
		10	公共施設の緑化
市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる	11	身近な公園・緑地の新規整備
		12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出
	市民参画・協働による取組を進める	13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備
		14	拠点・骨格となるみどりの保全
	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	
	16	在来生物の生息・生育環境の保全	
	17	公園・緑地の再整備	
18	公園の運営管理		
19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発		
20	みどりが持つ多様な効果の活用		
21	花とみどりの情報センターの充実		
22	みどりの人材育成		
23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立		
24	みどりの助成制度の見直し		
25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進		
26	みどりの調査と研究		
27	「緑化推進基金」の有効活用		



基本方針		基本施策		
みどりを 継承する	今ある民有地のみどりを 次世代へ継承する	1	住宅地のみどりの保全	
	今ある公共のみどりを 次世代へ継承する	2	丘陵・斜面のみどりの保全	
		3	農地とため池の保全	
		4	公園・緑地の適切な維持管理	
		5	大学のみどりの保全	
		6	道路のみどりの適切な維持管理	
		7	河川と水路の適切な維持管理	
みどりを 生み出す	地域に応じた 創意工夫により、 みどりを生み出す	8	商業地・業務地の緑化	
	地域に応じた みどりの拠点をつくる	9	住宅地の緑化	
		10	公共施設の緑化	
みどりを 活かす	生物多様性を保全し、 人と生き物に配慮した みどりのネットワークの形成を進める	11	身近な公園・緑地の新規整備	
	今ある公園・緑地を充実する	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出	
		13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備	
	人と地域を育む場として みどりを活かす	14	拠点・骨格となるみどりの保全	
		15	ネットワーク軸となるみどりの形成	
		16	在来生物の生息・生育環境の保全	
	市民参画・協働により、 みどりのまちづくりを 進める	今ある公園・緑地を充実する	17	公園・緑地の再整備
		人と地域を育む場として みどりを活かす	18	公園の運営管理
			19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発
		市民参画・協働を支える 仕組みをつくる	20	みどりが持つ多様な効果の活用
21			花のみどりの情報センターの充実	
22			みどりの人材育成	
市民参画・協働による 取組を進める		市民参画・協働による 取組を進める	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
	24		みどりの助成制度の見直し	
	市民参画・協働による 取組を進める	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進	
		26	みどりの調査と研究	
		27	「緑化推進基金」の有効活用	



3 基本施策を推進するための重点プロジェクト

(1)重点プロジェクト1

推進する基本施策

公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)

17	18	19	20	25
26				

公園・緑地を取り巻く状況が、整備から維持管理・活用へと大きく変化する中、これまで行ってきた維持管理・法令管理に運営管理の視点を加えます。運営管理の視点を加えることにより、公園利用の積極的な支援、多様な利用ニーズへの柔軟かつ適切な対応、他の公園利用者や周辺住民などとの利害の対立の予防、現状の利用状況についての評価と評価結果に基づく改善措置、公園施設の利用に伴う安全確保などを図ります。市民参画・協働により公園・緑地からもたらされる効用を引き出す、公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 1-1 パークマネジメントプランの策定

平成26年度(2014年度)末時点において、市が管理する公園・緑地・遊園・緑道は、505箇所あります。これらの中には、設置後30年以上経過したものもあることから、当初の整備計画と現在の利用ニーズが一致していない可能性があります。また、千里ニュータウン地域などでは利用者が著しく少ないものが見受けられます。近年の公園・緑地・遊園・緑道管理において顕在化しつつある課題を踏まえ、全体及び主要な公園ごとに整備と管理に関する方針を定めたガイドライン(パークマネジメントプラン)を策定します。

②重点プロジェクト 1-2 遊園の利活用

今後策定する「(仮称)全体パークマネジメントプラン」を基に、千里花とみどりの情報センターにおいて運営する「(仮称)みどりのシンクタンク」と「(仮称)みどりのコラボ」を活用しながら、遊園の利活用に関する調査・研究と実践を行います。

③重点プロジェクト 1-3 千里南公園へのパークカフェの設置

四季を通じてみどりに包まれたコミュニティ空間を創出するため、千里南公園にパークカフェを設置します。設置にあたっては、都市公園法に基づく設置・管理許可制度を活用し、多様な公園管理者による設置・管理など、機能の増進と市が負担する費用の軽減に関する方策を併せて検討します。

表 5.3.1 重点プロジェクト1の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
1-1	パークマネジメントプラン策定数	0公園	全体・7公園		行政	公園みどり室
1-2	遊園の利活用の方針決定	未決定	決定済		行政・市民	公園みどり室
1-3	千里南公園へのパークカフェの設置	未設置	設置済		行政	公園みどり室

(2)重点プロジェクト2

推進する基本施策

公園・緑地の維持管理適正化と効率化

4 14 25 27

吹田市が管理する公園・緑地は、設置後30年以上が経過したものも多くあることから、施設の点検・修理、除草・剪定、清掃・美化・防犯活動などの日常的な維持管理に加え、老朽化した施設や樹齢を重ねた樹木の計画的な更新などを行っていく必要があります。

人と生き物にとって、安心、安全、快適な公園・緑地環境を保持し、かつ公園・緑地の機能を最大限に発揮させる維持管理を継続するとともに、事業予算を一層有効に活用するため、公園・緑地の維持管理適正化と効率化プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト2-1「公園施設長寿命化計画」の改訂

予防保全的な維持管理への転換と更新費用の低減・平準化を図るため、遊具、柵、トイレなどの公園施設の健全度判定や、補修・更新時期や費用などを内容とする「公園施設長寿命化計画」を平成23年度(2011年度)に策定しました。今後は、計画に基づき実施した補修・更新の情報と策定以降に設置した公園施設の情報を反映するため、5年ごとを目途に「公園施設長寿命化計画」を改訂します。

②重点プロジェクト2-2「公園施設安全・安心対策事業」の推進

「公園施設長寿命化計画」における健全度判定の結果、更新が必要であると判断した遊具の取替え工事を行う「公園施設安全・安心対策事業」を引き続き推進します。また、「公園施設長寿命化計画」を改訂した場合は、必要に応じて事業内容を見直します。



複合型遊具(更新後)

③重点プロジェクト2-3 公園緑地樹木台帳の更新

市民に危険を及ぼす可能性が高い公園緑地境界沿いの中高木(約8千本)を対象に、樹種、植栽時期、剪定頻度、樹形、市民要望、事故履歴などの情報を個々に管理するため、「樹木健全度緊急調査業務」を平成26年度(2014年度)から平成27年度(2015年度)にかけて実施しました。今後は、この成果を活用し、既存の公園緑地樹木台帳に位置図、診断カルテ、調査結果データベースなどの情報を追加します。

樹木診断カルテ	
調査日時	2015年10月15日
調査場所	吹田市立中央公園
調査者	吹田市公園緑地課
樹種	サクラ
樹高	約15m
幹径	約10cm
樹形	標準的
植栽時期	不明
剪定履歴	不明
樹木健全度	標準的
樹木台帳登録番号	不明
位置図	不明
診断カルテ	不明
調査結果データベース	不明

樹木診断カルテ

④重点プロジェクト2-4「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」により得られた情報を活用し、公園・緑地ごとに適する樹種の選定、景観・緑陰・生態系などにも配慮した管理手法の検討、落葉・病虫害・越境枝などの課題に対応する公園・緑地ごとの目標樹形の設定、質の高いまちを維持するための長期的な維持管理費・資産価値の算出、樹木健全度調査の対象樹木・調査項目・継続手法の方針設定、市民による樹木見守り制度の検討など、公園緑地樹木を予防保全型で適正に管理するための考え方を整理した「(仮称)樹木適正管理指針」を策定します。

⑤重点プロジェクト 2-5 市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)

公園緑地樹木の日常的な点検、樹形の適正化、定期的実施する樹木健全度調査などに市民の積極的な協力が得られ、円滑な活動が推進されるよう、公園緑地樹木の維持管理に関するボランティア制度を導入します。

⑥重点プロジェクト 2-6 樹形の適正化(3-4 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」における必要な改善処置の内容を踏まえ、また、今後策定する「(仮称) 樹木適正管理指針」に基づき、良好な公園緑地樹木とする樹形の適正化に向けて剪定などを行います。取組にあたっては、「街路樹写真コンクール」の入賞作品を活用するほか、市民がわかりやすいよう工夫を凝らした「(仮称) 樹木適正管理指針」の概要パンフレットを作成・配布し、市民の理解・協力が得られるよう努めます。



自然樹形に仕立てられたアヘマキ

⑦重点プロジェクト 2-7 樹木健全度調査(3-5 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」の診断結果を踏まえ、対象樹木や診断項目などを絞り込んだうえで、概ね5年に1回の頻度で継続的に樹木健全度調査を実施します。取組にあたっては、市民による樹木見守り制度を活用します。



樹木診断

⑧重点プロジェクト 2-8 公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討

これまで行ってきた公園・緑地ごと、清掃や剪定などの維持管理委託の手法を検証し、地域ごとに公園・緑地の維持管理を包括的に委託するなど、維持管理水準の確保と事業予算の有効活用に向けた新しい手法を検討します。

表 5.3.2 重点プロジェクト 2 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
2-1	「公園施設長寿命化計画(改訂版)」の策定	未策定	策定済		行政	公園みどり室
2-2	大型遊具の更新数	4 基/年	5 基/年	5 基/年	行政	公園みどり室
2-3	公園・緑地樹木台帳の更新	未更新	更新		行政	公園みどり室
2-4	「(仮称) 樹木適正管理指針」の策定	未策定	策定済		行政	公園みどり室 道路室
2-5	市民による樹木見守り制度の導入	未導入	導入済		行政	公園みどり室 道路室
2-7	樹木健全度調査の定期的実施	実施済	実施	実施	行政・市民	公園みどり室 道路室
2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の方針決定	未決定	決定済		行政	公園みどり室

(3)重点プロジェクト3**推進する基本施策****街路樹のリバイタリゼーション(再生)**

6 15 25 27

千里ニュータウンをはじめとする市内の道路では、豊かな街路樹が育まれており、近年の街路樹に対する市民の評価も高まっています。一方、50年近くの新樹齢を重ねた千里ニュータウンなどの街路樹は、倒伏リスクの高まりや生育に伴う通行障害の発生などが課題となっています。

吹田市のブランドである豊かなみどりを存分に生かし、都市魅力を一層強化するため、街路樹のリバイタリゼーション(再生)プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 3-1 街路樹台帳の整備

全ての中高木(約2万本)を対象に、樹種、植栽時期、剪定頻度、樹形、市民要望、事故履歴などの情報を個々に管理するため、平成26年度(2014年度)から平成27年度(2015年度)にかけて実施した「樹木健全度緊急調査業務」の成果を活用し、位置図、診断カルテ、調査結果データベースなどからなる街路樹台帳を整備します。

②重点プロジェクト 3-2 「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」により得られた情報を活用し、路線ごとに適する樹種の選定、景観・緑陰・生態系などにも配慮した管理手法の検討、落葉・病虫害・越境枝などの課題に対応する路線ごとの目標樹形の設定、質の高いまちを維持するための長期的な維持管理費・資産価値の算出、樹木健全度調査の対象樹木・調査項目・継続手法の方針設定、市民による樹木見守り制度の検討など、街路樹を予防保全型で適正に管理するための考え方を整理した「(仮称)樹木適正管理指針」を策定します。

③重点プロジェクト 3-3 市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)

街路樹の日常的な点検、樹形の適正化、定期的にも実施する樹木健全度調査などに市民の積極的な協力が得られ、円滑な活動が推進されるよう、街路樹の維持管理に関するボランティア制度を導入します。

④重点プロジェクト 3-4 樹形の適正化(2-6 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」における必要な改善的処置の内容を踏まえ、また、今後策定する「(仮称)街路樹適正管理指針」に基づき、良好な街路樹とする樹形の適正化に向けて剪定などを行います。取組にあたっては、「街路樹写真コンクール」の入賞作品を活用するほか、市民がわかりやすいよう工夫を凝らした「(仮称)樹木適正管理指針」の概要パンフレットを作成・配布し、市民の理解・協力が得られるよう努めます。



平成26年度(2014年度)
街路樹写真コンクール入賞作品

⑤重点プロジェクト 3-5 樹木健全度調査(2-7 併合)

「樹木健全度緊急調査業務」の診断結果を踏まえ、対象樹木や診断項目などを絞り込んだうえで、概ね5年に1回の頻度で継続的に樹木健全度調査を実施します。取組にあたっては、市民による樹木見守り制度を活用します。

表 5.3.3 重点プロジェクト3の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度)末	平成 32 年度 (2020 年度)末	平成 37 年度 (2025 年度)末		
3-1	街路樹台帳の整備	未整備	整備済 →		行政	道路室
3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」 の策定	未策定	策定済 →		行政	道路室 公園みどり室
3-3	市民による樹木見守り制度 の導入	未導入	導入済 →		行政	道路室 公園みどり室
3-5	樹木健全度調査の定期的 実施	実施済	実施	実施 →	行政・市民	道路室 公園みどり室

(4)重点プロジェクト4

「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりによるみどりの拠点の創出

推進する基本施策

10	11	12	15	20
25	27			

昭和59年(1984年)に機能停止された「吹田操車場跡地」において、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出を基本理念として、環境面においても市内を先導する先進的な環境モデル地区の創出を目指し、「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりを進めています。平成26年(2014年)には、貨物ターミナル駅の建設に合わせ、JR吹田駅からJR千里丘駅まで東西約3kmに及ぶ緩衝緑地帯として「緑の遊歩道」が整備され、平成27年(2015年)3月に策定した「吹田操車場跡地地区低炭素まちづくり計画」では、「緑地の保全及び緑化の推進」を基本方針の1つに掲げ、「ベース緑(量で確保する緑)」と「クオリティみどり(質的な向上に資する取り組み)」による具体的な緑被率目標を定めました。



「北大阪健康医療都市(健都)」

みどりの将来像における新たなみどりの拠点、また、緑化重点地区として本計画に位置付け、「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりによるみどりの拠点の創出プロジェクトに取り組みます。



①重点プロジェクト4-1 「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区計画」の策定

「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区」におけるみどりのまちづくりに関する施策方針を示すため、今後、地権者や関係事業者、有識者、学識経験者、関係機関などで構成され組織化が期待されるエリアマネジメント組織などの参画のもと、地区の概況やみどりの現況を整理するとともに、基本理念・方針・目標や主な取組を検討し、「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区計画」を策定します。

②重点プロジェクト 4-2 「緑のふれあい交流創生ゾーン1」における防災機能や健康づくりの機能を備えた緑の空間の創出

「緑のふれあい交流創生ゾーン1（約2.1ha）」においては、市域南部に不足するみどりの確保と「緑の遊歩道」との連携を深める施設として、防災や健康増進機能を高める施設を中心とした公園の整備を進めます。土地区画整理事業により既に整備された1号緑地と1号街区公園に隣接する「緑のふれあい交流創生ゾーン1」の西側では、日常は憩いの場を提供するみどりにつつまれた広場空間、災害時には一時避難地として活用できる「みどりの広場」を整備します。また、東側では、国立循環器病研究センターと市民病院の協力・監修を受けながら、市民自らが予防医療や健康づくりが実践できる我が国トップレベルの「健康増進広場」を整備します。「健康増進広場」では、国立循環器病研究センターや市民病院の協力・監修による運動プログラムや健康イベント等の開催などにより、公園から始まる健康づくりの実践を促します。

③重点プロジェクト 4-3 都市計画道路「岸部中千里丘線」の整備による街路緑化

幹線道路大阪高槻京都線と「北大阪健康医療都市（健都）」を接続する都市計画道路「岸部中千里丘線」の整備による街路緑化を行います。

④重点プロジェクト 4-4 エリアマネジメント組織との連携・協働によるみどりのマネジメント

「北大阪健康医療都市（健都）」での低炭素化と魅力的・持続的なまちづくりに向けて、地権者、関係事業者、有識者、学識経験者、関係機関などで構成するエリアマネジメント組織などの組織化を働きかけます。また、参画主体と連携・協働しながら、広場を活用した健康・医療関連イベントの実施、緑地・広場を活用したパークマネジメント、緑の遊歩道・緑地・広場の維持管理など、「北大阪健康医療都市（健都）」の継続的な価値向上を図っていきます。

表5.3.4 重点プロジェクト4の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
4-1	「北大阪健康医療都市（健都）緑化重点地区計画」の策定	未策定	策定済		行政・事業者・市民	公園みどり室 北大阪健康医療都市推進室
4-2	「みどりの広場」と「健康増進広場」の整備	未整備	整備済		行政	北大阪健康医療都市推進室
4-3	都市計画道路「岸部中千里丘線」の整備による街路緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室

(5)重点プロジェクト5

南吹田地域のまちづくりに併せた重点的な緑化

推進する基本施策

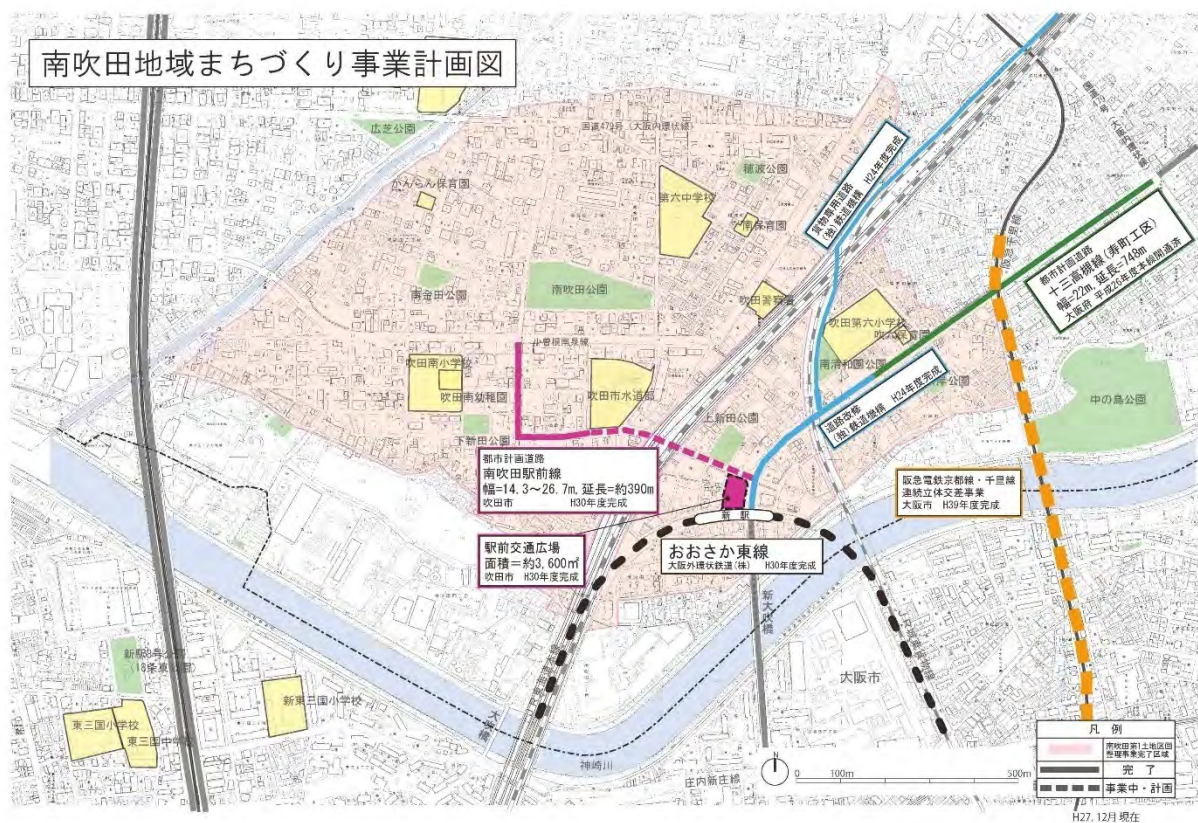
8	9	10	12	15
17	25	27		

南吹田地域においては、昭和51年（1976年）の「南吹田第1土地区画整理事業」完了以降、約40年が経過しましたが、平成20年（2008年）3月におおさか東線の南区間（放出駅～宝寺駅）が開業し、都市計画道路「十三高槻線（寿町工区）」や都市計画道路「南吹田駅前線」の整備など、新たな市街化の動きがあらわれてきました。これらを背景に、吹田市では、南吹田地域（おおさか東線の新駅の位置を中心に概ね半径500mの区域）において、今後のまちづくりの方針を示すものとして、平成21年（2009年）3月に「南吹田地域のまちづくり基本計画」を策定しました。



南吹田地域

本地域を緑化重点地区として、「南吹田地域のまちづくり基本計画」に沿って進められる、南吹田地域のまちづくりに併せた重点的な緑化プロジェクトに取り組みます。



「南吹田地域のまちづくり」事業計画図

①重点プロジェクト5-1 「南吹田の新駅周辺緑化重点地区計画」の策定

「南吹田の新駅周辺緑化重点地区」におけるみどりのまちづくりに関する施策方針を示すため、地域住民の参画によるワークショップなどを通じて、地区の概況やみどりの現況などを整理するとともに、基本的な理念・方針・目標や主な取組を検討し、「南吹田の新駅周辺緑化重点地区計画」を策定します。

②重点プロジェクト5-2 都市計画道路「南吹田駅前線」の整備による街路緑化

市では、南吹田の新駅の事業に合わせ、平成30年度(2018年度)末の完成を目標に、駅前交通広場を含む都市計画道路「南吹田駅前線」の未完成区間延長約390mの整備を進めています。都市計画道路「南吹田駅前線」の整備により、周辺の景観に配慮した街路緑化に取り組みます。



都市計画道路「南吹田駅前線」整備イメージ

③重点プロジェクト5-3 駅前交通広場の整備による駅前緑化

都市計画道路「南吹田駅前線」の一部として、駅前交通広場を整備し、駅前に相応しい緑化を図ります。整備にあたっては、交通結節点としての機能を保ちつつ、限られたスペースを有効活用し、地域の意見を可能な限り反映しながら、花や緑に配慮した施設の配置計画を検討します。



駅前交通広場 整備イメージ

④重点プロジェクト5-4 上新田公園の再整備

都市計画道路「南吹田駅前線」の整備の関連工事として、都市計画道路「南吹田駅前線」を挟んで駅前交通広場と対面し、地域の顔となる場所に位置する上新田公園(昭和50年(1975年)開設)を再整備します。再整備にあたっては、地域住民による参画のもと、防災機能を高めた施設整備の促進などを視野に入れた再整備計画を策定します。



上新田公園

⑤重点プロジェクト5-5 市民との連携・協働による地域の重点的な緑化とみどりの適正管理

「南吹田地域のまちづくり基本計画」において整理した「まちの方向性3 花や緑がいっぱいで美しいまち」に沿って、地域の玄関にふさわしい花とみどりの駅前交通広場づくり、散歩したくなる並木道づくり、住宅地での花とみどりのあふれるまちなみづくり、憩いと安らぎの場となる公園づくりなど、市民との連携・協働による地域の重点的な緑化とみどりの適正管理に取り組みます。

表5.3.5 重点プロジェクト5の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
5-1	「南吹田の新駅周辺緑化重点地区計画」の策定	未策定	策定済		行政・事業者・市民	公園みどり室 都市計画室
5-2	都市計画道路「南吹田駅前線」の整備による街路緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
5-3	駅前交通広場の整備による駅前緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
5-4	上新田公園の再整備	未整備	検討	整備済	行政	公園みどり室

(6)重点プロジェクト6

推進する基本施策

千里山駅周辺のまちづくりに併せた緑化

11 12 15 25

千里山地区は、大正末期に住宅地が開発され、みどり豊かで閑静な住宅街として市街地が形成されました。近年、地域の大きな課題となっていた、踏切を中心とした阪急千里山駅周辺の交通環境を改善するため、平成17年(2005年)から市民、UR都市機構、市などによる話し合いを開始し、老朽化したUR都市機構千里山団地の建替えと総合的・一体的に都市計画道路「千里山佐井寺線」や駅前交通広場の整備を行う「千里山駅周辺整備事業」を進めています。



千里山駅周辺

みどりの拠点の創出に向けて、千里山駅周辺のまちづくりに併せた緑化プロジェクトに取り組めます。



「千里山駅周辺整備事業」計画図

①重点プロジェクト 6-1 都市計画道路「千里山佐井寺線」の整備による街路緑化

両側 2.5～4.5m の歩行者道を備えた都市計画道路「千里山佐井寺線」の整備を促進し、歩道部分における街路緑化を進めます。また、歩道部分に透水性舗装を行い、環境負荷軽減にも努めます。



都市計画道路「千里山佐井寺線」
整備イメージ

②重点プロジェクト 6-2 駅前交通広場の整備による駅前緑化

広場及びバス・タクシーなどの待機場所となり、将来は路線バスの乗り入れが予定されている駅前交通広場の整備により、駅前に相応しい緑化を図ります。



駅前交通広場
整備イメージ

③重点プロジェクト 6-3 ポケットパークの整備

阪急千里山駅西側において計画している歩道の拡幅や交差点の改良などと併せて、憩いの場となるポケットパークを整備します。

④重点プロジェクト 6-4 市民との連携・協働による地域の緑化とみどりの適正管理

UR 都市機構千里山団地の建替えと「千里山駅周辺整備事業」を始めとする千里山駅周辺のまちづくりにおいて、市民との連携・協働による地域の緑化とみどりの適正管理に取り組みます。

表 5.3.6 重点プロジェクト 6 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
6-1	都市計画道路「千里山佐井寺線」の整備による街路緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
6-2	駅前交通広場の整備による駅前緑化	整備中	整備済		行政	地域整備推進室
6-3	ポケットパークの整備	未整備	整備済		行政	地域整備推進室

(7)重点プロジェクト7

歴史と風格あるみどりのまちづくり

推進する基本施策

2	3	14	16	24
25	26			

神社周辺の鎮守の森、里山、農地、ため池、古木・大木などの長い年月を経て育まれてきたみどりは、まちに歴史と風格ある景観を醸し出す重要な要素です。これらの多くは、永続的な担保性がない民有のみどりであり、近年、様々な要因から減少傾向にあります。

これらのみどりを次世代へ継承するため、市民参画・協働による取組や行政による支援を積極的に進めながら、歴史と風格あるみどりのまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 7-1 地域との連携・協働による神社周辺の鎮守の森の保全

森林法に基づく「保安林」として指定されている垂水神社周辺の樹林（0.86ha）、片山神社周辺の樹林（0.48ha）、山田伊射奈岐神社周辺の樹林（0.50ha）は、いずれも丘陵斜面に位置し、みどりの骨格を形成しています。「保安林」の指定面積を維持するとともに、質的にも良好な状態を保持するため、地域住民が「保安林」を含む神社周辺の樹林の維持管理に協力できるような仕組みを検討します。



垂水神社周辺の鎮守の森

②重点プロジェクト 7-2 農地の再評価と利活用を通じた保全

買取申出される「生産緑地地区」の機能保全などの課題を踏まえ、人口、土地利用、地域経済、地球環境、インフラ、防災などを含む広い視野のもと、まちづくりのランドデザインとして、農地とため池を多面的に評価したうえで、そのあり方を再検討します。また、土地所有者への開設支援や利用者への栽培講習会などを行う「市民農園整備運営事業」、種子などを配布する「花とみどりふれあい農園事業」、「吹田くわい」の栽培を支援する「農作物特産品栽培奨励事業」などを通じ、生産基盤としての機能だけではなく、農地が持っている多面的な機能を利活用することにより、農地を保全します。



「市民農園」

③重点プロジェクト 7-3 みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)

市民と事業者が、神社周辺の鎮守の森、里山、農地・ため池、古木・大木などのみどりを保全しやすい環境を整えるため、多様化する市民ニーズに対応し、利用しやすい・したくなる制度として、かつ、効果的な制度となるよう、みどりに関する様々な助成制度を総合的かつ抜本的に見直します。

表 5.3.7 重点プロジェクト7の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
7-1	地域との連携・協働による市民活動数	累計0箇所	累計1箇所	累計2箇所	行政・市民	公園みどり室
7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し	未実施	実施済		行政	公園みどり室

(8)重点プロジェクト8

花咲くまちづくり

推進する基本施策

1	6	9	15	24
25				

吹田市のブランドである豊かなみどりを存分に生かし、都市魅力を一層強化するため、地域に応じた創意工夫により、良好な景観を形成するみどりを生み出す、花咲くまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 8-1 「(仮称) ^{いろいろ}彩 団地」の創出

吹田市の住宅の4分の3が集合住宅である特殊性を特長ととらえ、そのベランダ部分や沿道部分を管理組合が自主的に花で飾ることを誘導・支援し、集合住宅ごとに色が統一され、まち全体として色彩豊かな「(仮称) ^{いろいろ}彩 団地」を創出します。

②重点プロジェクト 8-2 阪急南千里駅～北大阪急行桃山台駅間の沿道緑化

千里ニュータウンプラザと南千里庁舎が立地する阪急南千里駅周辺では、「千里南地区センター再整備事業」による市域北部の拠点的なまちづくりが進められています。阪急南千里駅周辺の魅力を一層強化するため、平成25年度(2013年度)に大阪府から吹田市へ移管された、阪急南千里駅～北大阪急行桃山台駅間の道路(桃山台41号線)を緑化します。また、大阪府との連携・協働により、隣接する府営住宅の建替えに併せて接道部の緑化を誘導するなど、道路と沿道を一体的にデザインし、花とみどり豊かな景観を創出するよう努めます。



桃山台41号線

③重点プロジェクト 8-3 公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導

市内には、阪急千里線の延伸や千里ニュータウンの開発に伴って建設されたものなど、吹田市、大阪府、大阪府住宅供給公社、UR都市機構が運営する公的住宅が多くあります。千里ニュータウンでは、まちびらきから50年以上が経過し、多くが建替え時期を迎えつつあることを機ととらえ、建替えに併せて、これまで育まれてきたみどりを可能な限り保全しながら、これまで以上にみどりが豊かになるよう、木々や草花などによる沿道の緑化を誘導します。



公的住宅の沿道緑化

④重点プロジェクト 8-4 みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)

市民と事業者が、ベランダ園芸や地先園芸などの沿道緑化、駐車場緑化、屋上・壁面緑化などの緑化に取り組みやすい環境を整えるため、多様化する市民ニーズに対応し、利用しやすい・したくなる制度として、かつ、効果的な制度となるよう、みどりに関する様々な助成制度を総合的かつ抜本的に見直します。

表 5.3.8 重点プロジェクト 8 の取組目標

重点 プロジェクト 番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度)末	平成 32 年度 (2020 年度)末	平成 37 年度 (2025 年度)末		
8-1	「(仮称)彩 ^{いろどり} 団地」数	0 棟	累計 5 棟	累計 10 棟	行政・市民	公園みどり室
8-4	みどりに関する助成制度の 総合的かつ抜本的な見直し	未実施	実施済		行政	公園みどり室

(9)重点プロジェクト9

自然との共生に配慮する開発事業の誘導

推進する基本施策

1	2	3	5	8
9	25			

近年のみどりの減少要因となっている開発事業に対応しつつ、持続可能で健全な都市の発展を目指し、自然との共生に配慮する開発事業の誘導プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 9-1 「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化

開発事業における敷地内の緑化に関する規定を見直し、「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性を強化します。具体的には、本計画における地域別緑被率目標の達成に向けた開発地域ごとの緑化率基準の設定、緑化率基準を上回る緑化に対する駐車施設の整備基準の緩和、屋上・壁面緑化や駐車場緑化などの創意工夫により生み出されるみどりに対する緑化面積の算定方法の変更などを行います。

②重点プロジェクト 9-2 開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置に係る規定の充実

都市計画法第29条に基づく開発許可を要さない開発事業を含め、開発区域で育まれてきた樹木の保存や自然的表土の保全に向けた調査や面積に関する基準を「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いたすまいる条例)」に規定するなど、開発区域における植物の生育の確保上必要な措置に係る規定を充実します。



開発区域内に保存された樹木

表 5.3.9 重点プロジェクト9の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の改正	未改正	未改正	改正済 →	行政	公園みどり室 開発審査室
9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な措置に係る規定の充実	未実施	未実施	実施済 →	行政	公園みどり室 開発審査室

(10)重点プロジェクト10

推進する基本施策

みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全

16 20 25 26

近年、地球上の生物種の絶滅速度が増し、吹田市においても生物多様性の損失が懸念されている中、市内には、市民参画・協働による取組を通じて、ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリなどの貴重な動植物が生息・生育している場所があります。

人と生き物との共生社会の実現に向けて、みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全プロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 10-1 市民との連携・協働による身近な動植物の保全

生き物調査、観察会の開催、外来種の駆除など、市民による身近な動植物の保全活動を「(仮称)みどりの人材バンク」と「(仮称)みどりのコラボ」の運営を通じて支援します。

特に、市民による積極的な保全活動が行われているヒメボタル(千里緑地(第4区))、コバノミツバツツジ(紫金山公園)、ヤマサギソウ・イヌセンブリ(青山台の道路敷・下水道敷)の生息・生育地においては、「緑あふれる未来サポーター」などの市民と連携・協働しながら、保護柵の設置など植生管理への配慮を加えた維持管理に努めます。



市天然記念物「ヒメボタル生息地とそのヒメボタル」

②重点プロジェクト 10-2 身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積

市民が開催する身近な動植物の観察会や生き物調査などを通じて、生物多様性の保全に向けた基礎情報となる生息・生育情報を花とみどりの情報センターに蓄積します。



NPO 法人すいた市民環境会議によるヤマサギソウやイヌセンブリなどの観察会

③重点プロジェクト 10-3 外来種の駆除などを通じた環境学習の推進

市民が開催する外来種の駆除活動や生物多様性保全の啓発活動などを通じて、小学校や自治会などと連携した市民の環境学習を推進します。

表 5.3.10 重点プロジェクト 10 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度(2015 年度)末	平成 32 年度(2020 年度)末	平成 37 年度(2025 年度)末		
10-1	ヒメボタル、コバノミツバツツジ、ヤマサギソウ、イヌセンブリの保全数	4 種/年	4 種/年	4 種/年	行政・市民	公園みどり室 道路室 水循環室
10-2	収集情報の整理頻度	未実施	1 回/年	1 回/年	行政・市民	公園みどり室
10-3	環境学習会開催数	未実施	6 回/年	6 回/年	行政・市民	公園みどり室

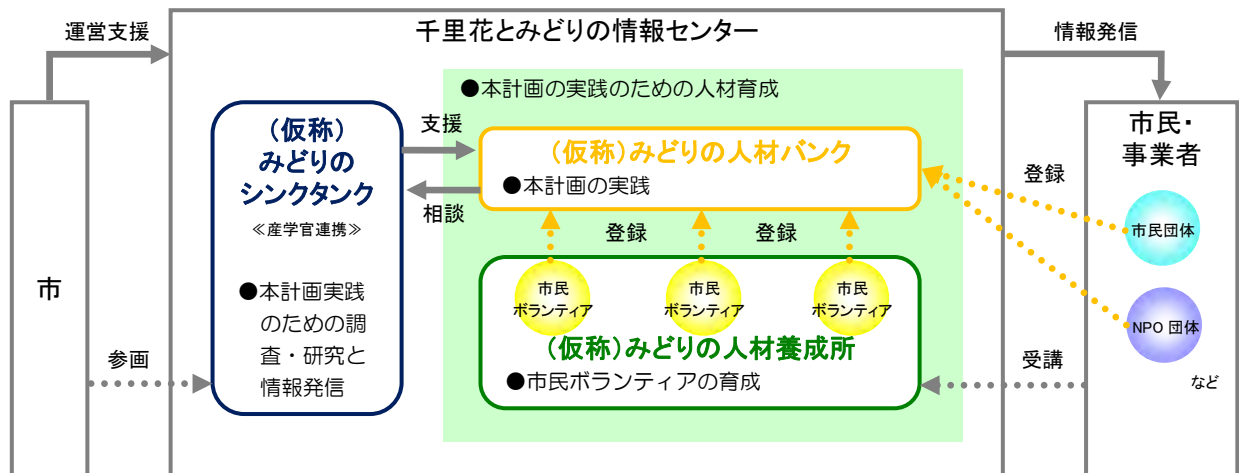
(11)重点プロジェクト11

推進する基本施策

千里花とみどりの情報センターの
みどりのまちづくり実践型シンクタンク化

21 22 23 25 26

これまでの管理運営を通じて^{つちか}培われた基盤をもとに、市民参画・協働によるみどりのまちづくりを進めていく仕組みを強化するため、江坂花とみどりの情報センターと千里花とみどりの情報センターの連携のあり方を見直します。江坂花とみどりの情報センターをみどりの普及・啓発施設として一層充実しつつ、千里花とみどりの情報センターのみどりのまちづくり実践型シンクタンク化プロジェクトに取り組みます。



千里花とみどりの情報センターの機能イメージ

①重点プロジェクト 11-1 「(仮称)みどりの人材養成所」の運営

「(仮称)みどりの人材バンク」で活躍する市民ボランティアを養成するため、園芸だけでなく、樹木診断、パークマネジメント、ビオトープ管理など、みどりのまちづくり全般に関する高度専門的な知識・技術を習得することができる講習会を開催します。

②重点プロジェクト 11-2 「(仮称)みどりの人材バンク」の運営

パークマネジメント、樹木の適正管理、「(仮称)彩団地」の創出など、重点プロジェクトを市民参画・協働により実践するため、「(仮称)みどりの人材養成所」で養成された市民ボランティアを中心とする実践体制を構築し、会議・勉強会の開催による実践体制の強化や資機材の貸与などの支援を行います。実践結果は、「(仮称)みどりのシンクタンク」にフィードバックし、更なる調査・研究に活用します。

③重点プロジェクト 11-3 「(仮称)みどりのシンクタンク」の運営

「(仮称)みどりの人材バンク」の運営を通じた市民参画・協働によるみどりのまちづくりの実践を支援するため、市、大学、事業者などの産学官による連携体制を構築し、重点プロジェクトを市民参画・協働により実行に移すための調査・研究を行います。調査・研究の成果は、シンポジウムなどを通じて吹田市内外に情報発信し、日本全国におけるみどりのまちづくりの支援に活用します。

④重点プロジェクト11-4 「(仮称)みどりのコラボ」の運営

市民参画・協働により本計画を確実に進めていくため、市民・事業者・行政が対等な立場で参画するプラットフォーム型の庁外組織「(仮称)みどりのコラボ」を設置します。「(仮称)みどりのコラボ」は、千里花とみどりの情報センターが事務局となり、調査・研究、普及・啓発イベントの開催、人材育成、本計画の進行管理など、みどりに関する幅広い活動を行います。合わせて、「(仮称)みどりの人材バンク」の運営を通じた市民参画・協働によるみどりのまちづくりの実践にあたって、みどりが持つ多様な効果を有機的に活用するため、みどり分野以外の活動を行う自治会、ボランティア団体、NPO法人、事業者なども含めた意見交換や情報共有を行います。

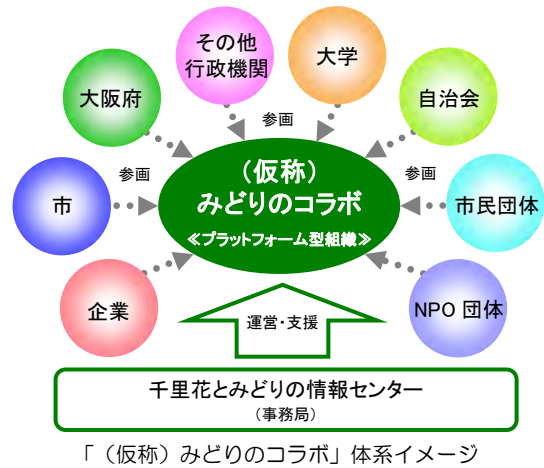


表 5.3.11 重点プロジェクト11 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成27年度(2015年度)末	平成32年度(2020年度)末	平成37年度(2025年度)末		
11-1	講習会受講者数	0人/年	40人/年	40人/年	行政	公園みどり室
11-2	「(仮称)みどりの人材バンク」登録者数	0人(累計)	累計70人	累計100人	行政・事業者・市民	公園みどり室
11-3	調査・研究数	0件/年	1件/年	1件/年	行政・事業者・市民	公園みどり室
11-4	会議開催数	0回/年	4回/年	4回/年	行政・事業者・市民	公園みどり室

(12)重点プロジェクト12

推進する基本施策

市内大学との連携によるみどりのまちづくり

5 14 25 26

吹田市には、6校の大学があり、全国でも有数の大学のあるまちです。これらの大学は、多くの学生が学ぶ大規模な教育研究施設であると同時に、校内の豊かなみどりにより形成される、みどりの拠点でもあります。市では、大学がもつ豊富な人材、情報、技術、施設などを活かして、歴史的・文化的資源の活用と知的・人的資源の交流を図り、地域連携を進めることを目的に、市内6大学と連携・協力に関する基本協定を締結しています。大学のあるまちとしての強みを活かし、市内大学との連携によるみどりのまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 12-1 みどりに関する連携研究

近年開始した大阪大学とのみどりのまちづくりに関する連携研究を推進するとともに、他の大学との連携研究にも取り組んでいきます。

②重点プロジェクト 12-2 みどりに関する協定の締結

みどりに関する連携研究に取り組むため、また、大学にある古木・大木、樹林、池などの豊かなみどりを保全するため、市と各大学との基本協定を基に情報交換などを行いながら、大学とのみどりに関する協定の締結を目指します。



関西大学の「保護樹木」

③重点プロジェクト 12-3 学生との連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

みどりに関する高度専門的な研究に取り組む学生が在籍する研究室との連携研究、自然環境保全活動サークルとの自然環境保全活動、みどりのまちづくり意識の普及・啓発イベントの開催など、学生との連携・協働によるみどりのまちづくりを推進します。

表 5.3.12 重点プロジェクト 12 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
12-1	みどりに関する調査・研究数	1 件/年	1 件/年	2 件/年	行政・事業者	公園みどり室
12-2	みどりに関する協定数	累計 0 校	累計 1 校	累計 5 校	行政・事業者	公園みどり室
12-3	連携・協働団体数	0 団体/年	2 団体/年	4 団体/年	行政・事業者・市民	公園みどり室

(13)重点プロジェクト13

推進する基本施策

大阪府との連携によるみどりのまちづくり

7	8	13	14	15
25				

吹田市には、市域を超える広域的な計画に基づき、大阪府が整備・管理する公園、道路、河川などの都市施設があります。これらの都市施設が本計画に沿ってより良く整備・管理されるよう、大阪府との連携によるみどりのまちづくりプロジェクトに取り組みます。

①重点プロジェクト 13-1 都市計画緑地「服部緑地」の整備促進

大阪府では、昭和 16 年（1941 年）に服部緑地を都市計画緑地として都市計画決定して以降、順次整備を進めてきました。その結果、現在、138.4ha（うち吹田市域 11.6ha）の都市計画決定区域のうち、126.3ha（うち吹田市域 8.9ha）の供用を開始しています。今後も、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえ、整備を促進するよう働きかけていきます。

②重点プロジェクト 13-2 都市計画道路「十三高槻線」の整備による街路緑化

大阪府では、地域の交通利便性の向上と活性化、北摂各市を結ぶ地域幹線としてのネットワーク形成を目的とし、都市計画道路「十三高槻線」のうち、正雀川で分断されている吹田市岸部南3丁目から摂津市正雀本町1丁目を結ぶ正雀工区の整備を進めています。残る区間の整備による緑化と連携を図りながら、隣接する市道部分の緑化を推進します。



都市計画道路「十三高槻線」の整備完了区間

③重点プロジェクト 13-3 大阪府や河畔企業などとの連携・協働による神崎川と安威川のみどりの充実

大阪府などの関係機関や河畔企業をはじめとする多様な主体と連携・協働しながら、「大阪アドプト・リバー・プログラム制度」を活用した市民参画・協働による神崎川と安威川の清掃活動などを進めます。また、河畔企業では、敷地内を緑化し、河川と事業所の調和ある修景を図ろうとする機運が高まっていることから、実現に向けた誘導・支援策を検討し、神崎川と安威川のみどりを充実します。



「神崎川畔企業連絡会」の活動

表 5.3.13 重点プロジェクト 13 の取組目標

重点プロジェクト番号	目標指標	現況値	目標値		主な取組主体	行政の担当室課
		平成 27 年度 (2015 年度) 末	平成 32 年度 (2020 年度) 末	平成 37 年度 (2025 年度) 末		
13-3	大阪府や河畔企業などとの連携・協働活動数	0 回/年	1 回/年	1 回/年	行政・事業者・市民	公園みどり室



コラム

みどりの風を感じる大都市 大阪

大阪府は、明るい明日の大阪づくりをスタートするため、平成20年(2008年)12月に「将来ビジョン・大阪」を策定しました。この計画では、「オンリー1・ナンバー1」、「関西の中での重点化」、「分権、民主導」という3つの視点に基づく大阪府の将来像として、「世界をリードする大阪産業」、「水とみどり豊かな新エネルギー都市 大阪」、「ミュージアム都市 大阪」、「子どもからお年寄りまで誰もが安全・安心ナンバー1 大阪」、「教育・日本一 大阪」を掲げ、「明るく笑顔あふれる大阪」の実現を目指しています。

また、「将来ビジョン・大阪」の策定を受け、大阪府の将来像、「水とみどり豊かな新エネルギー都市 大阪」の実現プランの1つとして、平成21年(2009年)12月に「みどりの大阪推進計画」を策定しました。この計画では、「みどりの風を感じる大都市 大阪」の実現に向けて、「骨格となるみどりをつなげる」、「骨格を厚く広くする」、「公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ」ことにより、「海と山をつなぐみどりの風の軸を作る」という配置方針のもと、「みどり豊かな自然環境の保全・再生」、「みどりの風を感じるネットワークの形成」、「街の中に多様なみどりを創出」、「みどりの行動の促進」という4つの基本戦略に基づき、みどりのまちづくりを進めていくこととしています。

吹田市においても、「みどりの大阪推進計画」を踏まえ、大阪府や近隣都市などと連携・協働しながら本計画に取り組み、「みどりの風を感じる大都市 大阪」づくりを進めていきます。

みどりの大阪推進計画

みどりの現状

- 周辺山系や農地においては、担い手不足等により荒廃や減少が進み、みどりの機能の低下が懸念されています。
- 府民生活に対する意識は、約4割を維持(※1)しつつ、都市部では緑化意識が向上し、約6割に増加。農地は約1割減少(※2)しています。
- 都市部では、都市化の進展により新たな緑化スペースの確保が困難となっています。
- 市街化区域に占める緑地率は、約9.9%と低い水準です。

分類	面積(㎡)
緑地・緑地	330
農地	41
森林	32
河川	51
水産	22

●大阪の都市にはみどりが「少ない」と感じる府民が約8割と多くいます。(府民全体については約5割)

みどりを取り巻く課題と対応

- (1) 広域的なみどりのネットワークが必要
⇒周辺山系を軸とした「みどりの風の軸」の創出
- (2) 府民が実感できるみどりづくりが必要
⇒みどりの有効性を発揮させる「周辺山系の保全・再生」
- (3) 連携・協働の推進を促し、実施が必要
⇒協議を進めながら「みどりのマニフェスト」の創出づくりや府民との連携による「みどりの連携性」の創出

計画の特徴と目標・指標

- 計画期間：21世紀の第1四半期(2025年1/31)まで
- 緑地の確保目標：府民生活に対する割合を約4割以上確保
- 緑化の目標(市街化区域)：緑地率20%、(緑地の15%)
- 緑化の目標(農地)：緑地率10%以上確保
- 指標(3年毎)：
 - 大阪府全体にみどりの風を感じる府民の割合を増やします
 - 農地・森林にみどりの風を感じる府民の割合を増やします
 - 市街化区域にみどりの風を感じる府民の割合を増やします
- 計画の持続と見直し：
 - 施策の実施状況に応じた実行計画の策定
 - 府民生活や環境意識の調査・公表(毎年)
 - 評価・検証の手法・サイクルの検討
 - 目標、実績数値、指標の検証、必要に応じて計画の見直し

将来ビジョン・大阪
「みどりの風を感じる大都市 大阪」の実現

みどりの配置方針と4つの基本戦略

骨格となるみどりをつなげる
周辺山系、農地帯、主要河川、主要道路、主要河川、大規模公園等の骨格となるみどりの創出や再生を促進し、生物多様性保全の取組も進めます。

骨格を厚く広くする
骨格周辺の多様な緑地によるみどりの創出と連携し、海と山をつなぐみどりの風の軸を作ります。

公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ
公園、広場、学校、商店街、駅前、市民センターなど、民有地のみどりの創出を促し、骨格となるみどりと連携させます。

海と山をつなぐ
みどりの風の軸を作る

基本戦略-1 みどり豊かな自然環境の保全・再生

周辺山系や農地、大規模公園等の自然環境の保全・再生により、「みどりの連携性」を創出し、「生物多様性の創出」(市民生活の豊か)を実現

- 周辺山系の保全・再生
 - 緑地保全指定制度の創設
 - 新たな国立自然公園の指定
 - 里山保全地域指定制度の創設
 - 放牧森の創設
 - 「生きた山系花壇」等の創設
- 農地の保全・再生
 - 農地保全指定制度の創設
 - 農地バンクの創設
 - 農地バンクの創設
 - 農地バンクの創設
- 農地の保全・再生
 - 農地バンクの創設
 - 農地バンクの創設
 - 農地バンクの創設

基本戦略-2 みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路・主要河川・大規模公園等の骨格と軸点として、山や海を軸としたネットワークを創出します

- 海・河川を軸としたネットワーク
 - 中環の創出
 - 高木並木による緑地づくり
 - 「水の都大阪」の再生
 - 持続可能な多様な河川環境の創出
- みどりの連携性や厚みと広がり確保
 - 「府民みどりの風を感じるネットワーク」の創出
 - 主要道路沿いの緑地帯、大規模公園などを軸とした緑地帯の創出
 - 企業による緑地帯の創出
 - 企業による緑地帯の創出
 - 企業による緑地帯の創出
- ネットワークの創出と大規模公園の創出
 - 高木並木によるみどりの創出
 - 企業による緑地帯の創出
 - 企業による緑地帯の創出
 - 企業による緑地帯の創出

基本戦略-3 街の中に多様なみどりを創出

屋上・壁面など多様な空間にみどりを創出し、分権・民主導、「都市の中でもみどりの風を感じるまちづくり」を実現

- 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
- 民有地のみどりの創出
 - 建築物等に緑化推進の推進・強化
 - 建築物等に緑化推進の推進・強化
 - 建築物等に緑化推進の推進・強化

基本戦略-4 みどりの行動の促進

府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを活かした地域の再生」を目指します

- みどりを活かした地域の再生
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
- 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
- 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等
 - 府民生活の緑化推進等

図 「みどりの大阪推進計画」の概要

出典：「大阪府ホームページ」



地域に応じたみどりの まちづくりの方針



1 地域に応じたみどりのまちづくりの考え方

(1) 地域区分

吹田市は、全市的に市街化が進む中で、地域ごとに異なる特色を併せもっています。「第3次総合計画」では、全市的な取組とともに、身近な生活の場である地域からまちづくりに取り組みながら、地域の特色を活かした、住み続けることができるまちの実現を目指すべく、市域を6つのブロックに区分した地域別の計画を策定しています。

一方、「第3次総合計画」の地域別にみどりの現況と課題を整理すると、量だけではなく、種類や質、さらには、開発事業の動向といったみどりのまちづくりを進める上での外的要因についても地域ごとに異なる特色を併せもっていることが分かります。

このため、市域をよりきめ細やかに捉え、地域に応じたみどりのまちづくりを進めていくことが重要であることから、「第3次総合計画」の地域ブロックと同様に、市域をJR以南地域、片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域、千里ニュータウン・万博・阪大地域の6つのブロックに区分し、地域に応じたみどりのまちづくりの方針を定めます。

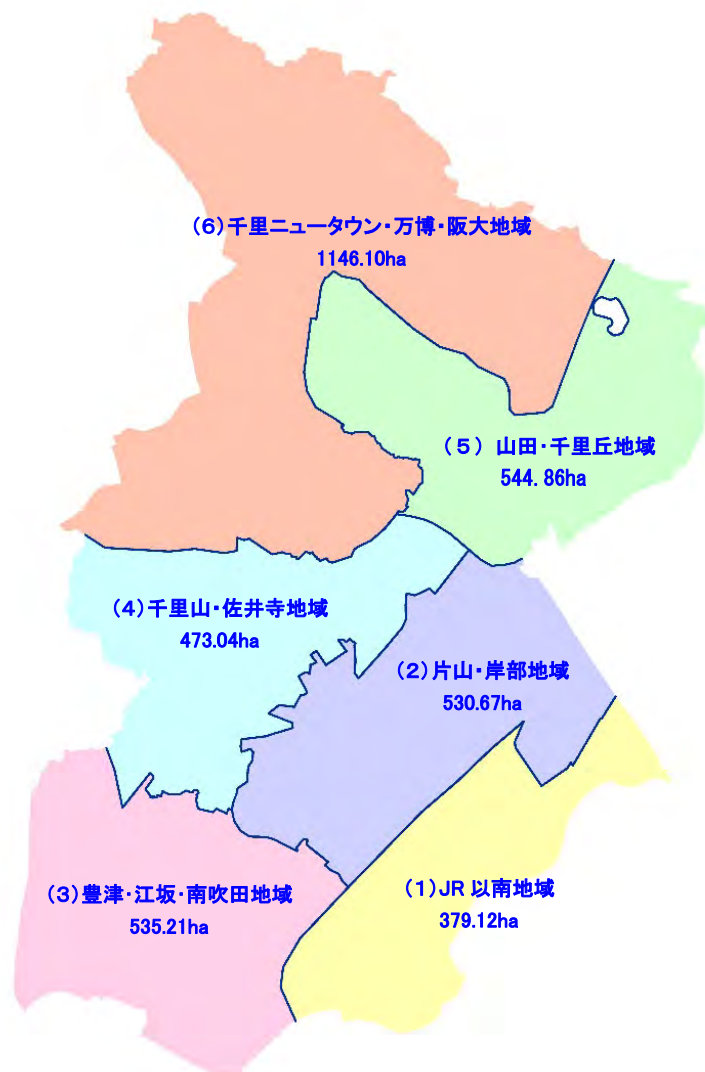


図 6.1.1 地域区分

(2)地域に応じた基本施策と重点プロジェクト

概ね市全域に共通する27の基本施策以外に、6つのブロックに区分した地域に対応する重点プロジェクトは、以下の表に示すとおりです。

表6.1.1 地域に応じた重点プロジェクト

基本施策を推進する重点プロジェクト	JR以南地域	片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域	千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域	千里ニュータウン・万博・阪大地域	市全域
1 公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)							●
2 公園・緑地の維持管理の適正化と効率化							●
3 街路樹のリバイタリゼーション(再生)							●
4 「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりによるみどりの拠点の創出		●					
5 南吹田地域のまちづくりに併せた重点的な緑化	●		●				
6 千里山駅周辺のまちづくりに併せた緑化				●			
7 歴史と風格あるみどりのまちづくり							●
8 花咲くまちづくり							●
9 自然との共生に配慮する開発事業の誘導							●
10 みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全							●
11 千里花とみどりの情報センターのみどりのまちづくり実践型シンクタンク化	○	○	○	○	○	●	
12 市内大学との連携によるみどりのまちづくり	○	●	○	●	○	●	
13 大阪府との連携によるみどりのまちづくり	●		●	●			

※「○」は、みどりのまちづくりを間接的に推進する基本施策です。

2 地域に応じたみどりのまちづくりの方針

(1) JR以南地域

① 地域の概況とみどりの現況

JR 以南地域は、古くから交通の要衝として、市内でも早くから開けてきた地域です。すいた発祥の地といわれ、旧集落のまちなみ、高浜神社、護国寺などの由緒ある社寺などがあります。また、JR 吹田駅周辺では、古くから商店が軒を連ね、商業の中心地として発展してきた地域です。

地域のみどりの特徴を見ると、古くからの開発により、河川を除く身近な自然の大半が消失しており、みどりの乏しい地域となっていますが、高浜町や南高浜町などにある旧街道沿いの古い社寺が貴重なみどりを提供しているほか、歴史街道集落の古い住宅には大木が残されています。また、住宅が密集している地区では、プランターや植木鉢などの軒下のみどりが潤いを提供しています。

地域の緑被率は 8.0%となっており、市内で最も緑被率が低い地域です。

地域内には、大規模な都市公園である中の島公園と身近な都市公園を合わせて 12 箇所の都市公園が設置されています。



図 6.2.1 JR 以南地域の緑被現況

(出典：「緑被率調査報告書」(吹田市、平成 26 年 (2014 年))

表6.2.1 JR以南地域の主なみどり

みどりの将来像における位置づけ		施設などの名称
みどりの拠点		中の島公園
みどりの骨格		神崎川、安威川
みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸	鉄道沿線のみどり	阪急千里線、阪急京都線、JR 東海道本線
	高速道路のみどり	—
	主要道路のみどり	十三高槻線、大阪高槻京都線など
	河川・水路	正雀川

②みどりの課題

- まとまったみどりが乏しく、かつ、建物などの密集により、新たなみどりを増やすために用地を確保することが難しいため、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用など、創意工夫を施した緑化に取り組んでいくことが課題です。
- 神崎川と安威川の河川敷における自然性の高い河川空間の形成などにより、まとまったみどりを創出していくことが課題です。
- 街路樹などによる道路の緑化や緑道の整備などにより、みどりのネットワークの形成を進めるとともに、吹田の渡し跡や高浜神社などの市街地に残る歴史的・文化的資源を活用していくことが課題です。
- 残されている貴重な住宅の屋敷林や社寺林を保全していくことが課題です。



中の島公園



神崎川



吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）



高浜神社

③みどりのまちづくりの方針

表 6.2.2 JR 以南地域のみどりのまちづくりの方針

基本施策							
1	住宅地のみどりの保全	8	商業地・業務地の緑化	14	拠点・骨格となるみどりの保全	22	みどりの人材育成
3	農地とため池の保全	9	住宅地の緑化	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
4	公園・緑地の適切な維持管理	10	公共施設の緑化	16	在来生物の生息・生育環境の保全	24	みどりの助成制度の見直し
6	道路のみどりの適切な維持管理	11	身近な公園・緑地の新規整備	17	公園・緑地の再整備	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
7	河川と水路の適切な維持管理			18	公園の運営管理	26	みどりの調査と研究
				19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	27	「緑化推進基金」の有効活用
				20	みどりが持つ多様な効果の活用		

基本施策を推進する重点プロジェクト			
1	公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)	1-1	中の島公園パークマネジメントプランの策定
		1-2	遊園の利活用
2	公園・緑地の維持管理の適正化と効率化	2-1	「公園施設長寿命化計画」の改訂
		2-2	「公園施設安全・安心対策事業」の推進
		2-3	公園・緑地樹木台帳の更新
		2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)
		2-5	市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)
		2-6	樹形の適正化(3-4 併合)
		2-7	樹木健全度調査(3-5 併合)
		2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討
3	街路樹のリバイタリゼーション(再生)	3-1	街路樹台帳の整備
		3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)
		3-3	市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)
		3-4	樹形の適正化(2-6 併合)
		3-5	樹木健全度調査(2-7 併合)
5	南吹田地域のまちづくりに併せた重点的な緑化	5-1	「南吹田の新駅周辺緑化重点地区計画」の策定
		5-5	市民との連携・協働による地域の重点的な緑化とみどりの適正管理
7	歴史と風格のあるみどりのまちづくり	7-2	農地の再評価と利活用を通じた保全
		7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)
8	花咲くまちづくり	8-1	「(仮称)彩団地」の創出
		8-3	公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導
		8-4	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)
9	自然との共生に配慮する開発事業の誘導	9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化
		9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保存その他の必要な措置に係る規定の充実
10	みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全	10-1	市民との連携・協働による身近な動植物の保全
		10-2	身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積
		10-3	外来種の駆除などを通じた環境学習の推進
13	大阪府との連携によるみどりのまちづくり	13-2	都市計画道路「十三高槻線」の整備による街路緑化
		13-3	大阪府や河畔企業などとの連携・協働による神崎川と安威川のみどりの充実



図 6.2.2 JR 以南地域の重点プロジェクト

(2)片山・岸部地域

①地域の概況とみどりの現況

片山・岸部地域は、千里丘陵のすそ野にあたり、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれてきました。明治時代にはビール工場、大正時代には吹田操車場が設けられ、都市基盤の整備とともに、商店街や住宅地が発達してきた地域です。

地域のみどりの特徴を見ると、名神高速道路に沿って、原町などにまとまった樹林、農地、大小様々なため池などが残っており、都市環境の保全、生き物の生息などにおいて貴重な自然空間を提供しています。近年の都市計画道路の整備や宅地開発などにより、これらのみどりは減少傾向にあります。紫金山公園と吉志部神社、片山公園と片山神社など、社寺と一体となったみどりは、ながく市民に親しまれてきています。また、大阪高槻京都線沿いには、多くの商工業施設が分布しており、なかでもアサヒビール吹田工場の緑化は市民に評価されています。さらに、緑道が貴重なみどりの空間となっているほか、住宅が密集している地区では、プランターや植木鉢などの軒下のみどりがうるおいを提供しています。

現在、昭和59年に機能停止された吹田操車場跡地において、まちの低炭素化や省エネ・緑化による先進的な環境モデル地区の形成をめざして「北大阪健康医療都市（健都）」のまちづくりが進められています。

地域の緑被率は13.3%となっており、比較的緑被率が低い地域です。

地域内には、大規模な都市公園である紫金山公園と片山公園のほか、身近な都市公園を合わせて14箇所の都市公園が設置されています。

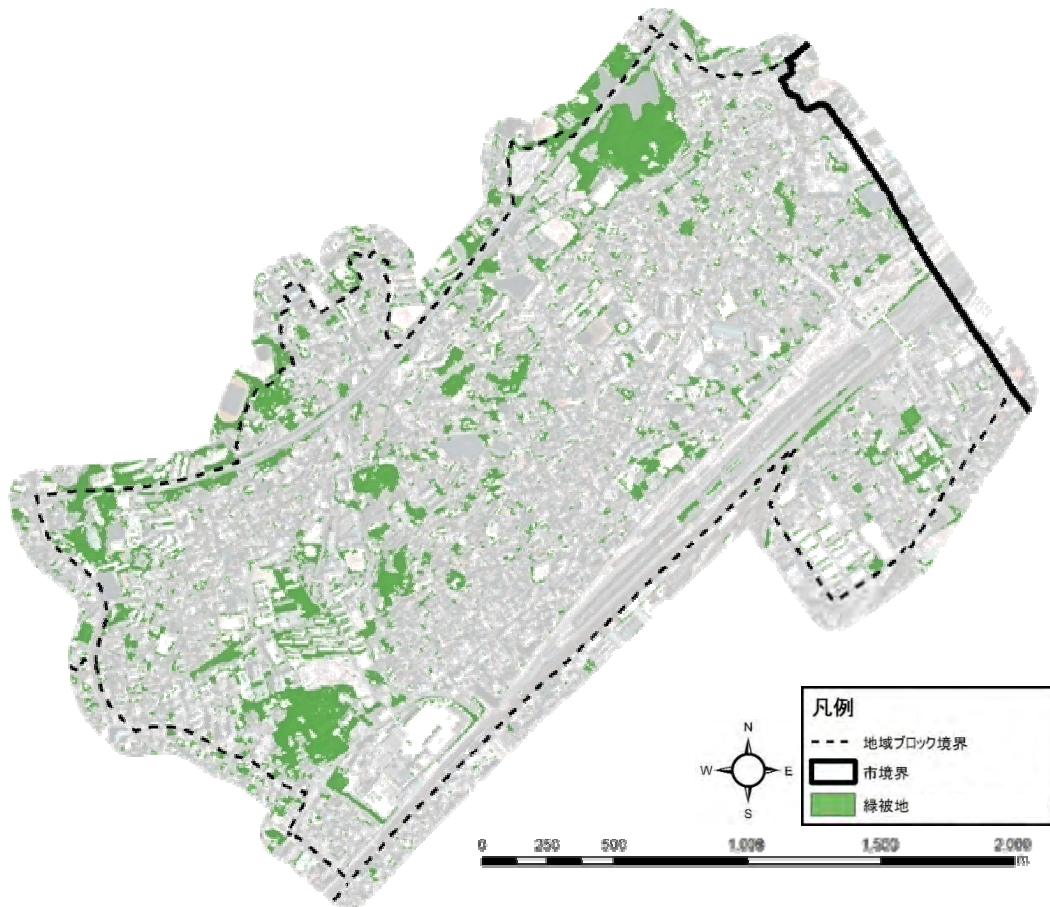


図 6.2.3 片山・岸部地域の緑被現況

(出典：「緑被率調査報告書」(吹田市、平成26年(2014年))

表6.2.3 片山・岸部地域の主なみどり

みどりの将来像における位置づけ		施設などの名称
みどりの拠点		「北大阪健康医療都市（健都）」、紫金山公園、片山公園、大阪学院大学、大和大学
みどりの骨格		丘陵・斜面
みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸	鉄道沿線のみどり	JR東海道本線、阪急京都線、阪急千里線
	高速道路のみどり	名神高速道路
	主要道路のみどり	大阪高槻京都線、佐井寺片山高浜線、豊中岸部線など
	河川・水路	正雀川・山の谷水路

②みどりの課題

- 商業地・業務地、駅前などにおいて、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用など、創意工夫を施した緑化に取り組んでいくことが課題です。
- 街路樹の整備や接道部の緑化などにより、みどりを創出していくことが課題です。
- 新たなみどりの拠点となる「北大阪健康医療都市（健都）緑化重点地区」における取組を進めていくことが課題です。
- 紫金山公園の里山には、まとまった樹林やため池があり、都市環境を保全する機能の面からも、貴重な存在となっていることから、これらを適切に保全・活用していくことが課題です。
- 多様な生き物が生息できるよう、身近な自然が残されている農地、ため池、丘陵・斜面の樹林をきめ細やかに保全していくことが課題です。
- 片山神社の周辺にある樹林は、地域住民にとっての身近な鎮守の森として、貴重な財産として保全していくことが課題です。



紫金山公園



「北大阪健康医療都市（健都）」



大阪学院大学



「アサヒビール吹田工場」

③みどりのまちづくりの方針

表 6.2.4 片山・岸部地域のみどりのまちづくりの方針

基本施策							
1	住宅地のみどりの保全	8	商業地・業務地の緑化	14	拠点・骨格となるみどりの保全	22	みどりの人材育成
2	丘陵・斜面のみどりの保全	9	住宅地の緑化	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
3	農地とため池の保全	10	公共施設の緑化	16	在来生物の生息・生育環境の保全	24	みどりの助成制度の見直し
4	公園・緑地の適切な維持管理	11	身近な公園・緑地の新規整備	17	公園・緑地の再整備	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
5	大学のみどりの保全	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出	18	公園の運営管理	26	みどりの調査と研究
6	道路のみどりの適切な維持管理	13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備	19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	27	「緑化推進基金」の有効活用
7	河川と水路の適切な維持管理			20	みどりが持つ多様な効果の活用		

基本施策を推進する重点プロジェクト			
1	公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)	1-1	紫金山公園・片山公園パークマネジメントプランの策定
		1-2	遊園の利活用
2	公園・緑地の維持管理の適正化と効率化	2-1	「公園施設長寿命化計画」の改訂
		2-2	「公園施設安全・安心対策事業」の推進
		2-3	公園・緑地樹木台帳の更新
		2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)
		2-5	市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)
		2-6	樹形の適正化(3-4 併合)
		2-7	樹木健全度調査(3-5 併合)
		2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討
3	街路樹のリバイタリゼーション(再生)	3-1	街路樹台帳の整備
		3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)
		3-3	市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)
		3-4	樹形の適正化(2-6 併合)
		3-5	樹木健全度調査(2-7 併合)
4	「北大阪健康医療都市(健都)」のみどりのまちづくりによるみどりの拠点の創出	4-1	「北大阪健康医療都市(健都)緑化重点地区計画」の策定
		4-2	「緑のふれあい交流創生ゾーン1」における防災機能や健康づくりの機能を備えた緑の空間の創出
		4-3	都市計画道路「岸部中千里丘線」の整備による街路緑化
		4-4	エリアマネジメント組織との連携・協働によるみどりのマネジメント
7	歴史と風格のあるみどりのまちづくり	7-1	地域との連携・協働による片山神社周辺の鎮守の森の保全
		7-2	農地の再評価と利活用を通じた保全
		7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)
8	花咲くまちづくり	8-1	「(仮称)彩団地」の創出
		8-3	公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導
		8-4	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)
9	自然との共生に配慮する開発事業の誘導	9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化
		9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保存その他の必要な措置に係る規定の充実
10	みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全	10-1	市民との連携・協働による身近な動植物の保全
		10-2	身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積
		10-3	外来種の駆除などを通じた環境学習の推進
12	大阪学院大学・大和大学との連携によるみどりのまちづくり	12-1	みどりに関する連携研究
		12-2	みどりに関する協定の締結
		13-3	学生との連携・協働によるみどりのまちづくりの推進

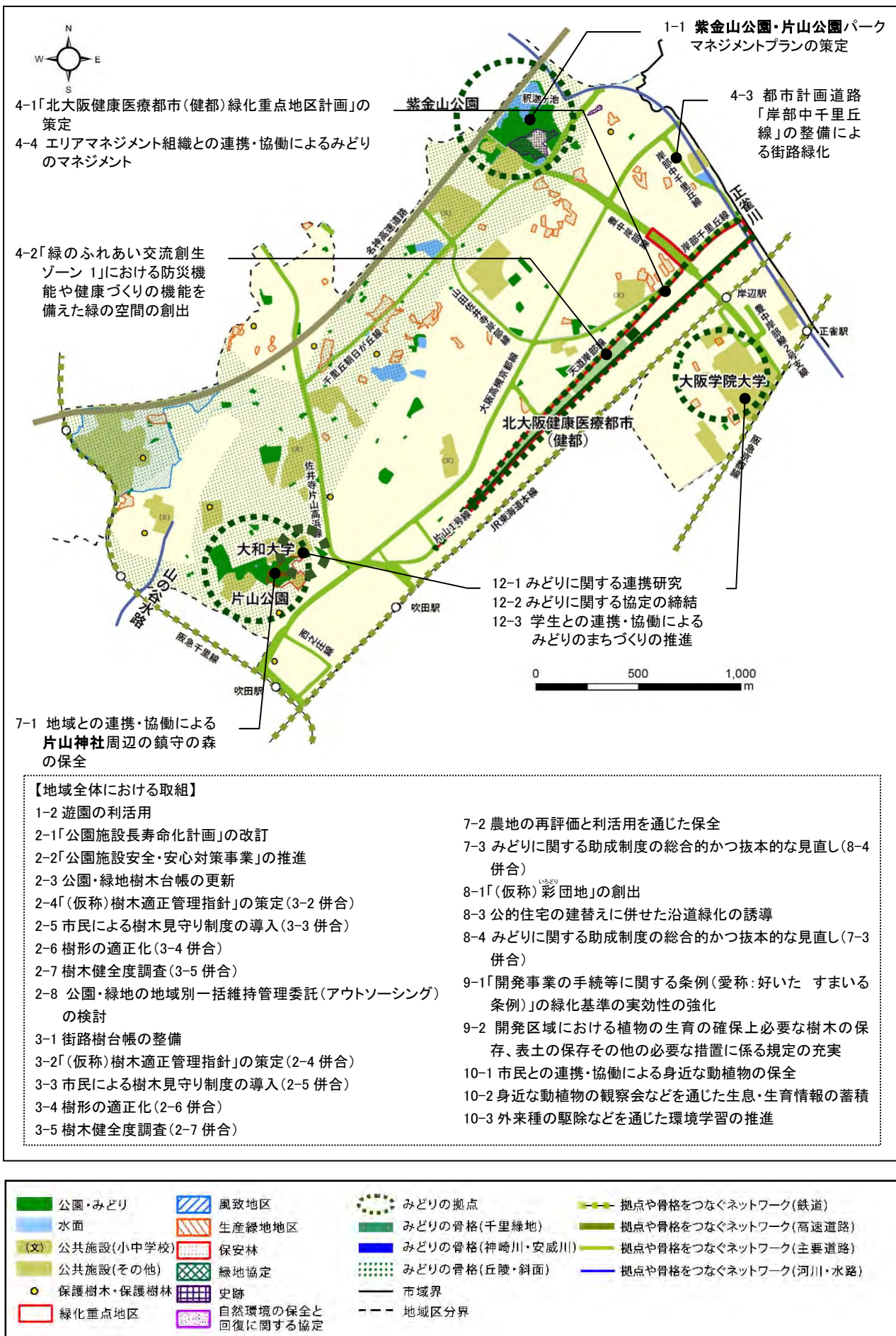


図 6.2.4 片山・岸部地域の重点プロジェクト

(3)豊津・江坂・南吹田地域

①地域の概況とみどりの現況

豊津・江坂・南吹田地域は、千里丘陵の南側にあり、地下水が豊富で垂水神社などの水にゆかりのある史跡が多くあります。江坂駅を中心に、北大阪の都心的役割としての商業・業務施設やアミューズメント施設の集積する地区となっていますが、その周辺には旧集落の面影を残したまちなみや、北部には閑静な住宅地が形成されています。

地域のみどりの特徴を見ると、北大阪の都心的機能に特化した商業地・業務地として開発されたため、みどりが少ない地域となっていますが、江坂公園のように市民の評価が高い都市的なみどりも創出されています。また、松並木のある高川、桜並木のある糸田川は、まちなかでの貴重な緑と水の空間となっています。さらに、垂水神社の周辺にある樹林は自然性が高く、貴重なみどりとして残っています。服部緑地の周辺には「生産緑地地区」に指定されている農地が多く残っています。

現在、南吹田の新駅を中心に概ね半径 500m の区域において、新駅の設置や主要道路の整備などを主な事業とする、南吹田地域のまちづくりが進められています。

地域の緑被率は 10.7%となっており、JR以南地域に次いで 2 番目に緑被率が低い地域です。

地域内には、大規模な都市公園である服部緑地のほかに、地域を代表する江坂公園や南吹田公園などの身近な都市公園も多く、20 箇所の都市公園が設置されています。

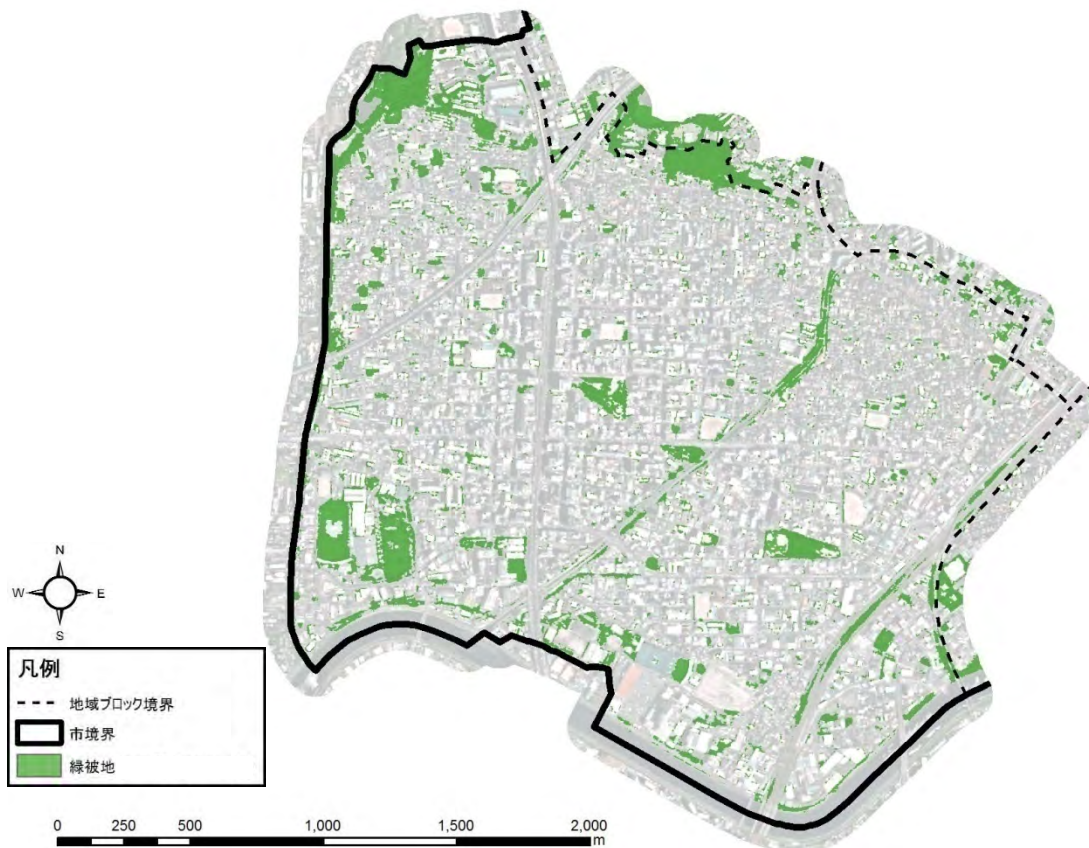


図 6.2.5 豊津・江坂・南吹田地域の緑被現況

(出典：「緑被率調査報告書」(吹田市、平成 26 年(2014 年))

表 6.2.5 豊津・江坂・南吹田地域の主なみどり

みどりの将来像における位置づけ		施設などの名称
みどりの拠点		服部緑地
みどりの骨格		神崎川、丘陵・斜面
みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸	鉄道沿線のみどり	JR東海道本線、地下鉄御堂筋線・北大阪急行、阪急千里線
	高速道路のみどり	名神高速道路
	主要道路のみどり	御堂筋線、豊中吹田線、十三高槻線など
	河川・水路	糸田川、高川

②みどりの課題

- まとまったみどりが乏しく、かつ、建物などの密集により、新たなみどりを増やすために用地を確保することが難しいため、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用など、創意工夫を施した緑化に取り組んでいくことが課題です。
- 道路、高川、糸田川をみどりの資源として有効に活用し、街路樹の整備などにより、みどりを充実していくことが課題です。
- 吹田市の西の玄関口として、地下鉄江坂駅周辺のみどりの機能を強化するために、駅や商業施設などの施設緑化を進めていくことが課題です。
- 神崎川沿いに引き続きみどりを生み出していくために、大阪府などの関係機関や河畔企業を始めとする多様な主体と連携・協働しながら、緑化を進めていくことが課題です。
- 垂水神社の周辺にある樹林は、地域住民にとっての身近な鎮守の森として、貴重な財産として保全していくことが課題です。
- みどりのまちづくりの拠点として、江坂花とみどりの情報センターを有効活用し、市民参画・協働の輪を広げていくことが課題です。
- 南吹田地域において、新駅の設置や主要道路の整備などと併せ、花や緑がいっぱいで美しいまちづくりを進めていくことが課題です。



江坂公園



神崎川



糸田川の桜並木



穂波フラワーロード

③みどりのまちづくりの方針

表 6.2.6 豊津・江坂・南吹田地域のみどりのまちづくりの方針

基本施策							
1	住宅地のみどりの保全	8	商業地・業務地の緑化	14	拠点・骨格となるみどりの保全	21	花とみどりの情報センターの充実
2	丘陵・斜面のみどりの保全	9	住宅地の緑化	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	22	みどりの人材育成
3	農地とため池の保全	10	公共施設の緑化	16	在来生物の生息・生育環境の保全	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
4	公園・緑地の適切な維持管理	11	身近な公園・緑地の新規整備	17	公園・緑地の再整備	24	みどりの助成制度の見直し
6	道路のみどりの適切な維持管理	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出	18	公園の運営管理	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
7	河川と水路の適切な維持管理	13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備	19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	26	みどりの調査と研究
				20	みどりが持つ多様な効果の活用	27	「緑化推進基金」の有効活用

基本施策を推進する重点プロジェクト			
1	公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)	1-1	江坂公園パークマネジメントプランの策定
		1-2	遊園の利活用
2	公園・緑地の維持管理の適正化と効率化	2-1	「公園施設長寿命化計画」の改訂
		2-2	「公園施設安全・安心対策事業」の推進
		2-3	公園・緑地樹木台帳の更新
		2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)
		2-5	市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)
		2-6	樹形の適正化(3-4 併合)
		2-7	樹木健全度調査(3-5 併合)
		2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討
3	街路樹のリバイタリゼーション(再生)	3-1	街路樹台帳の整備
		3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)
		3-3	市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)
		3-4	樹形の適正化(2-6 併合)
		3-5	樹木健全度調査(2-7 併合)
5	南吹田地域のまちづくりに併せた重点的な緑化	5-1	「南吹田の新駅周辺緑化重点地区計画」の策定
		5-2	都市計画道路「南吹田駅前線」の整備による街路緑化
		5-3	駅前交通広場の整備による駅前緑化
		5-4	上新田公園の再整備
		5-5	市民との連携・協働による地域の重点的な緑化とみどりの適正管理
7	歴史と風格のあるみどりのまちづくり	7-1	地域との連携・協働による垂水神社周辺の鎮守の森の保全
		7-2	農地の再評価と利活用を通じた保全
		7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)
8	花咲くまちづくり	8-1	「(仮称)彩団地」の創出
		8-3	公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導
		8-4	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)
9	自然との共生に配慮する開発事業の誘導	9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化
		9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保存その他の必要な措置に係る規定の充実
10	みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全	10-1	市民との連携・協働による身近な動植物の保全
		10-2	身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積
		10-3	外来種の駆除などを通じた環境学習の推進
13	大阪府との連携によるみどりのまちづくり	13-1	都市計画緑地「服部緑地」の整備促進
		13-2	都市計画道路「十三高槻線」の整備による街路緑化
		13-3	大阪府や河川企業などとの連携・協働による神崎川のみどりの充実



図 6.2.6 豊津・江坂・南吹田地域の重点プロジェクト

(4)千里山・佐井寺地域

①地域の概況とみどりの現況

千里山・佐井寺地域は、市域中央部に位置しており、千里丘陵の起伏に富んだ地形からなり、古くから尾根筋に佐井寺、谷筋に春日などの集落が形成され、歴史的資源やまちなみが残されています。千里山地区は、郊外住宅地として開発され、みどり豊かで閑静な住宅地として発展してきました。広大な敷地に豊かなみどりとオープンスペースを持つ関西大学は、地域文化や学生向けのにぎわいのある商業空間を形成してきました。また、佐井寺地区では、「土地区画整理事業」により、新しい住宅が多く建設されました。

地域のみどりの特徴を見ると、千里山地区には、古くからの計画的な住宅地が存在し、落ち着いたみどりを提供しています。また、斜面には樹林や竹林が残っています。佐井寺地区では「土地区画整理事業」が行われた結果、竹林などの自然が減少しています。春日地区周辺には昔の面影を残す竹林、農地、ため池が残っています。関西大学にはクスノキの大木などが多くあり、貴重なみどりを提供しています。その他、生垣緑化やガーデニングなどの市民の取組により、貴重なみどりが提供されています。

現在、千里山地区において、老朽化した「都市再生機構（UR）千里山団地」の建替えと千里山駅周辺整備を総合的・一体的に行うまちづくりが進められています。

地域の緑被率は 23.7%となっており、千里ニュータウン・万博・阪大地域と山田・千里丘地域に次いで3番目に緑被率が高い地域です。

地域内には、大規模な都市公園である紫金山公園と千里緑地のほかに、地域を代表する佐井寺南が丘公園などの身近な都市公園も多く、22箇所の都市公園が設置されています。

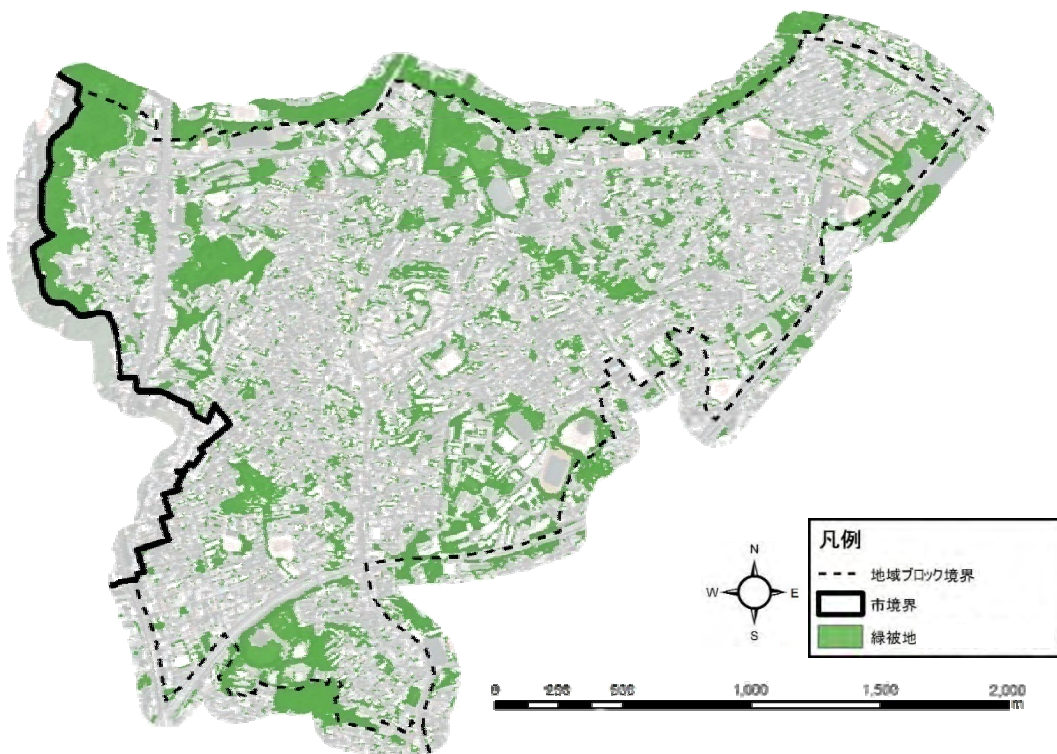


図 6.2.7 千里山・佐井寺地域の緑被現況

(出典：「緑被率調査報告書」(吹田市、平成 26 年 (2014 年))

表 6.2.7 千里山・佐井寺地域の主なみどり

みどりの将来像における位置づけ		施設などの名称
みどりの拠点		紫金山公園、関西大学
みどりの骨格		千里緑地、丘陵・斜面
みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸	鉄道沿線のみどり	阪急千里線、北大阪急行
	高速道路のみどり	名神高速道路
	主要道路のみどり	御堂筋線、豊中岸部線、佐井寺片山高浜線など
	河川・水路	正雀川、高川、上の川

②みどりの課題

- 竹林、農地、ため池が一体的に残されている春日地区などの里山は、吹田市の原風景として保全・活用していくことが課題です。
- 集合住宅などの開発に際して、既存の豊かに生育した樹木や樹林を守るために、みどりを保全するための仕組みを強化・見直していくことが課題です。
- 閑静なみどりの住宅地として、生垣、樹林、竹林などを保全するとともに、「都市再生機構（UR）千里山団地」の建替えと千里山駅周辺整備を総合的・一体的に進め、千里山の丘陵地形や豊かな緑環境を、大切に継承していくことが課題です。
- ため池を始めとする地域内に分布する水辺の自然を保全していくために、水辺を活かしたみどりの環境整備や、地域住民による維持管理などに取り組んでいくことが課題です。
- 比較的のみどりが不足している上の川などの河川を緑化していくことが課題です。



佐井寺南線（せせらぎの道）



関西大学



春日地区の農地



「千里山西風致地区」

③みどりのまちづくりの方針

表 6.2.8 千里山・佐井寺地域のみどりのまちづくりの方針

基本施策							
1	住宅地のみどりの保全	8	商業地・業務地の緑化	14	拠点・骨格となるみどりの保全	22	みどりの人材育成
2	丘陵・斜面のみどりの保全	9	住宅地の緑化	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
3	農地とため池の保全	10	公共施設の緑化	16	在来生物の生息・生育環境の保全	24	みどりの助成制度の見直し
4	公園・緑地の適切な維持管理	11	身近な公園・緑地の新規整備	17	公園・緑地の再整備	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
5	大学のみどりの保全	12	まちづくりに併せたみどりの拠点の創出	18	公園の運営管理	26	みどりの調査と研究
6	道路のみどりの適切な維持管理	13	大規模な公園・緑地の未開設区域の整備	19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	27	「緑化推進基金」の有効活用
7	河川と水路の適切な維持管理			20	みどりが持つ多様な効果の活用		

基本施策を推進する重点プロジェクト			
1	公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)	1-1	紫金山公園パークマネジメントプランの策定
		1-2	遊園の利活用
2	公園・緑地の維持管理の適正化と効率化	2-1	「公園施設長寿命化計画」の改訂
		2-2	「公園施設安全・安心対策事業」の推進
		2-3	公園・緑地樹木台帳の更新
		2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)
		2-5	市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)
		2-6	樹形の適正化(3-4 併合)
		2-7	樹木健全度調査(3-5 併合)
		2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討
3	街路樹のリバイタリゼーション(再生)	3-1	街路樹台帳の整備
		3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)
		3-3	市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)
		3-4	樹形の適正化(2-6 併合)
		3-5	樹木健全度調査(2-7 併合)
6	千里山駅周辺のみちづくりに併せた緑化	6-1	都市計画道路「千里山佐井寺線」の整備による街路緑化
		6-2	駅前交通広場の整備による駅前緑化
		6-3	市民との連携・協働による地域の緑化とみどりの適正管理
7	歴史と風格のあるみどりのまちづくり	7-2	農地の再評価と利活用を通じた保全
		7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)
8	花咲くまちづくり	8-1	「(仮称)彩団地」の創出
		8-3	公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導
		8-4	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)
9	自然との共生に配慮する開発事業の誘導	9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化
		9-2	開発区域における植物の生育の確保に必要な樹木の保存、表土の保存その他の必要な措置に係る規定の充実
10	みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全	10-1	市民との連携・協働による身近な動植物の保全
		10-2	身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積
		10-3	外来種の駆除などを通じた環境学習の推進
12	関西大学との連携によるみどりのまちづくり	12-1	みどりに関する連携研究
		12-2	みどりに関する協定の締結
		12-3	学生との連携・協働によるみどりのまちづくりの推進
13	大阪府との連携によるみどりのまちづくり	13-1	都市計画緑地「服部緑地」の整備促進

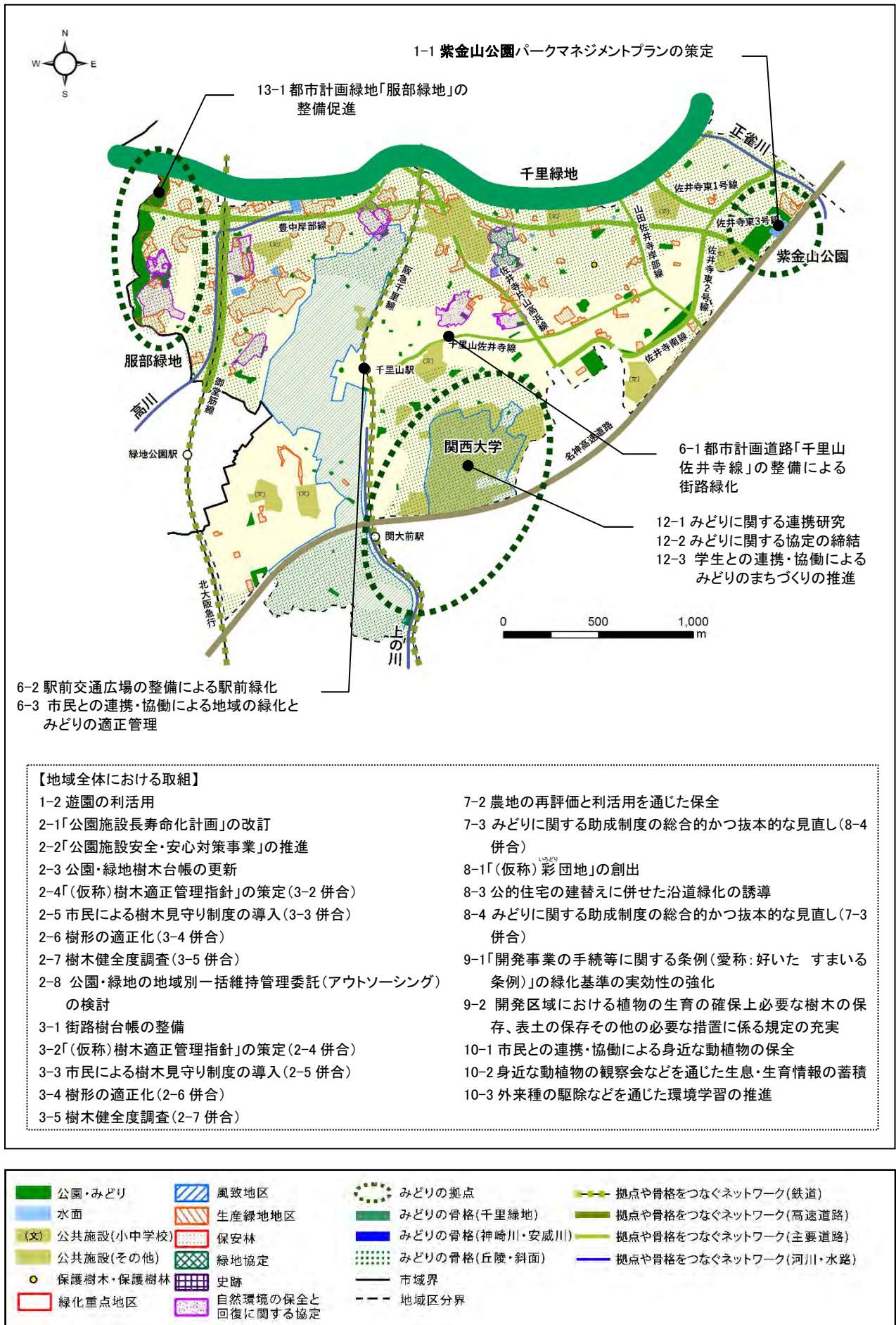


図 6.2.8 千里山・佐井寺地域の重点プロジェクト

(5)山田・千里丘地域

①地域の概況とみどりの現況

山田・千里丘地域は、山田川や旧小野原街道沿いに古くからの集落が形成され、社寺や歴史的資源が多く残っています。近年、集合住宅を始めとする開発により、市街化が進んだ地域です。

地域のみどりの特徴を見ると、他の地域と比較して私有地の樹林が多い点があげられます。青葉丘地区、新芦屋地区、千里丘地区周辺に多くみられる社宅の敷地内には、かつては多くの樹林が残されていましたが、近年の宅地開発などにより、減少傾向にあります。また、旧山田街道沿いの屋敷周辺における雑木林や竹林、山田伊射奈岐神社の周辺にある樹林などが貴重なみどりとして残されています。さらに、山田佐井寺岸部線では街路樹が豊かに生育しており、美しい景観を創出しています。

地域の緑被率は 23.2%となっており、千里ニュータウン・万博・阪大地域に次いで市内で2番目に緑被率が高い地域です。

地域内には、大規模な都市公園である千里緑地のほかに、地域を代表する新芦屋中央公園などの身近な都市公園も多く、33箇所の都市公園が設置されています。

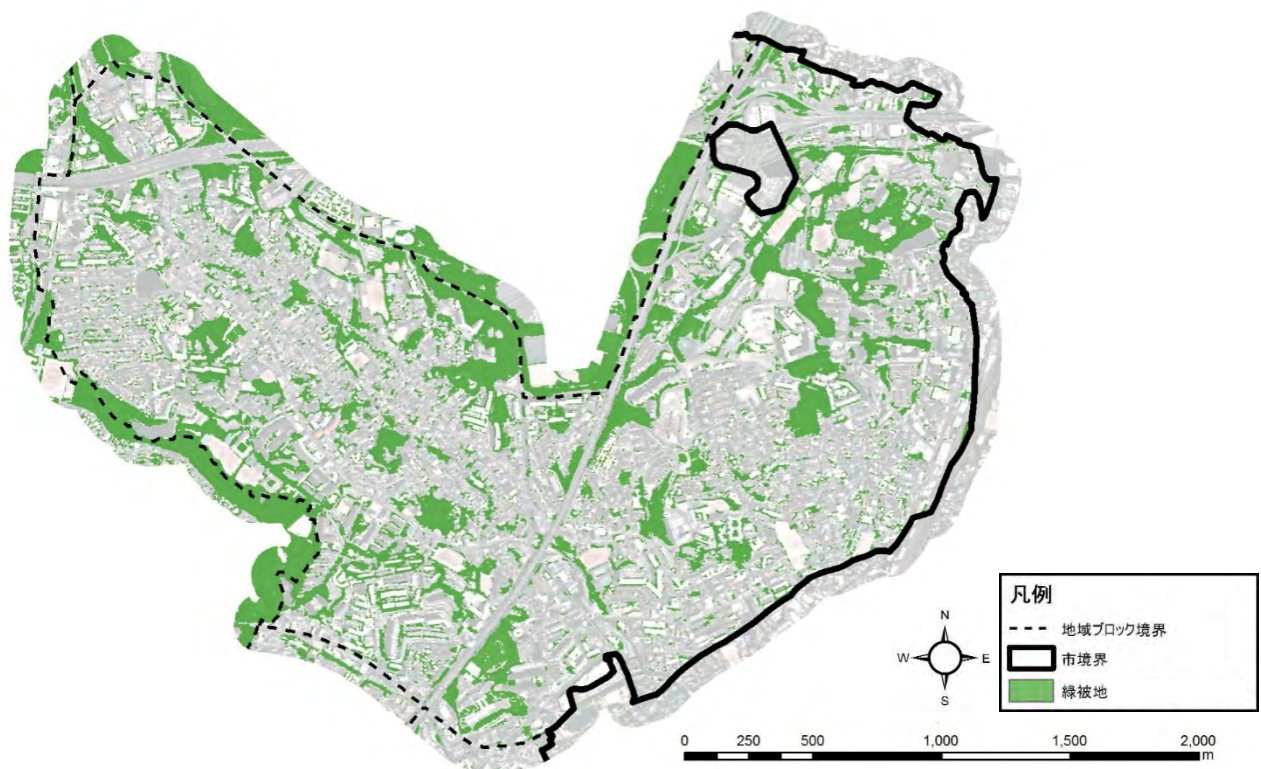


図 6.2 9 山田・千里丘地域の緑被現況

(出典：「緑被率調査報告書」(吹田市、平成 26 年(2014 年))

表 6.2.9 山田・千里丘地域の主なみどり

みどりの将来像における位置づけ		施設などの名称
みどりの拠点		—
みどりの骨格		千里緑地、丘陵・斜面
みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸	鉄道沿線のみどり	大阪モノレール、JR東海道本線
	高速道路のみどり	名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道
	主要道路のみどり	大阪中央環状線、大阪高槻京都線、箕面山田線など
	河川・水路	山田川

②みどりの課題

- 山田伊射奈岐神社の周辺にある樹林は、地域住民にとっての身近な鎮守の森として、貴重な財産として保全していくことが課題です。
- 丘陵・斜面に残されている貴重な樹林を保全していくことが課題です。
- 身近な公園を活かしていくために、地域住民と連携・協働しながら適切に維持管理するとともに、充実していくことが課題です。
- 道路のみどりを充実していくために、「緑あふれる未来サポーター制度」を活用しながら街路樹を適切に維持管理していくことが課題です。
- ヒメボタルやベニイトトンボなどの生き物にも配慮しながら、市民参加・協働により千里緑地を適切に維持管理するとともに、充実していくことが必要です。



山田佐井寺岸部線（こもれば通り）



山田伊射奈岐神社周辺の鎮守の森



千里丘北の星ヶ池



山田川

③みどりのまちづくりの方針

表 6.2.10 山田・千里丘地域のみどりのまちづくりの方針

基本施策							
1	住宅地のみどりの保全	8	商業地・業務地の緑化	14	拠点・骨格となるみどりの保全	22	みどりの人材育成
2	丘陵・斜面のみどりの保全	9	住宅地の緑化	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
3	農地とため池の保全	10	公共施設の緑化	16	在来生物の生息・生育環境の保全	24	みどりの助成制度の見直し
4	公園・緑地の適切な維持管理	11	身近な公園・緑地の新規整備	17	公園・緑地の再整備	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
6	道路のみどりの適切な維持管理			18	公園の運営管理	26	みどりの調査と研究
7	河川と水路の適切な維持管理			19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	27	「緑化推進基金」の有効活用
				20	みどりが持つ多様な効果の活用		

基本施策を推進する重点プロジェクト			
1	公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)	1-2	遊園の利活用
2	公園・緑地の維持管理の適正化と効率化	2-1	「公園施設長寿命化計画」の改訂
		2-2	「公園施設安全・安心対策事業」の推進
		2-3	公園・緑地樹木台帳の更新
		2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)
		2-5	市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)
		2-6	樹形の適正化(3-4 併合)
		2-7	樹木健全度調査(3-5 併合)
		2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討
3	街路樹のリバイタリゼーション(再生)	3-1	街路樹台帳の整備
		3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)
		3-3	市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)
		3-4	樹形の適正化(2-6 併合)
		3-5	樹木健全度調査(2-7 併合)
7	歴史と風格のあるみどりのまちづくり	7-1	地域との連携・協働による山田伊射奈岐神社周辺の鎮守の森の保全
		7-2	農地の再評価と利活用を通じた保全
		7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)
8	花咲くまちづくり	8-1	「(仮称)彩団地」の創出
		8-3	公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導
		8-4	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)
9	自然との共生に配慮する開発事業の誘導	9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化
		9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保存その他の必要な措置に係る規定の充実
10	みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全	10-1	市民との連携・協働による身近な動植物の保全
		10-2	身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積
		10-3	外来種の駆除などを通じた環境学習の推進



図 6.2.10 山田・千里丘地域の重点プロジェクト

(6)千里ニュータウン・万博・阪大地域

①地域の概況とみどりの現況

千里ニュータウン・万博・阪大地域は、昭和45年に日本万国博覧会が開催された現在の万博記念公園、日本で初めてのニュータウンとして計画的に整備された千里ニュータウン、大阪大学が地域の大部分を占めています。近年、少子高齢化の進展などの様々な課題がみられるようになり、また、老朽化した住宅の建替えが始まり、その動きが本格化する時期を迎えています。

地域のみどりの特徴を見ると、千里ニュータウンは、その周囲を千里緑地が囲み、大規模な公園などが豊かなみどりを提供しており、街路樹、住宅地内の樹木も整備され、みどり豊かな街並みを形成しています。一方、身近な公園・緑地の中には利用頻度が低くなっているものもあります。また、万博記念公園は、まとまったみどりを提供しており、自然性の高い自立した森を形成しています。大阪大学のみどりは、万博記念公園と千里緑地をつなぐ貴重な存在となっています。また、地域の道路は、大阪中央環状線、中国自動車道、御堂筋線のほか、主要道路と生活道路が計画的に配置されており、比較的幅員が広い道路が多く、様々な樹種の街路樹が整備され、美しい景観を形成しています。さらに、樹林やため池などの比較的自然度の高いみどりにおいては、昆虫や水鳥などの多様な生き物が生息しています。

地域の緑被率は47.6%となっており、市内の中で最も緑被率が高い地域です。

地域内には、他の地域と比較して大規模な都市公園が多く、平成26年4月に独立行政法人日本万国博覧会記念機構から大阪府に継承された万博記念公園、吹田市が設置管理する千里北公園、千里南公園、桃山公園、千里緑地と身近な都市公園を合わせて30箇所の都市公園が設置されています。



図 6.2.11 千里ニュータウン・万博・阪大地域の緑被現況

(出典：「緑被率調査報告書」(吹田市、平成26年(2014年))

表6.2.11 千里ニュータウン・万博・阪大地域の主なみどり

みどりの将来像における位置づけ		施設などの名称
みどりの拠点		万博記念公園、千里北公園、千里南公園、桃山公園、大阪大学、千里金蘭大学
みどりの骨格		千里緑地
みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸	鉄道沿線のみどり	阪急千里線、北大阪急行、大阪モノレール
	高速道路のみどり	中国自動車道
	主要道路のみどり	大阪中央環状線、箕面山田線、千里中央線など
	河川・水路	山田川

②みどりの課題

- 千里北公園、千里南公園、千里緑地など、それぞれのみどりの設置目的に応じた保全と維持管理に取り組んでいくことが課題です。
- 住宅の建替えなどの開発の際に、豊かに育まれた木々が失われないよう、その保全に努めていくことが課題です。
- 身近な公園・緑地の中には、利用頻度が低くなっているものもあるため、地域住民のニーズや地域の特性に応じて再整備していくことが課題です。
- 生き物の生息空間を保全していくことはもちろんのこと、さらに生息しやすい環境を創出していくことが課題です。
- 美しい景観を創出している豊かな街路樹を守り、育ていくために、状況に応じた適切な維持管理や樹種の選定などに取り組んでいくことが課題です。



万博公園



千里南公園



大阪大学



箕面山田線（千里けやき通り）

③みどりのまちづくりの方針

表 6.2.12 千里ニュータウン・万博・阪大地域のみどりのまちづくりの方針

基本施策							
1	住宅地のみどりの保全	8	商業地・業務地の緑化	14	拠点・骨格となるみどりの保全	21	花とみどりの情報センターの充実
2	丘陵・斜面のみどりの保全	9	住宅地の緑化	15	ネットワーク軸となるみどりの形成	22	みどりの人材育成
3	農地とため池の保全	10	公共施設の緑化	16	在来生物の生息・生育環境の保全	23	市民参画・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立
4	公園・緑地の適切な維持管理	11	身近な公園・緑地の新規整備	17	公園・緑地の再整備	24	みどりの助成制度の見直し
5	大学のみどりの保全			18	公園の運営管理	25	市民参画・協働によるみどりのまちづくりの推進
6	道路のみどりの適切な維持管理			19	みどりのまちづくり意識の普及・啓発	26	みどりの調査と研究
7	河川と水路の適切な維持管理			20	みどりが持つ多様な効果の活用	27	「緑化推進基金」の有効活用

基本施策を推進する重点プロジェクト			
1	公園・緑地のリバイタリゼーション(再生)	1-1	千里北公園・千里南公園・桃山公園パークマネジメントプランの策定
		1-2	遊園の利活用
		1-3	千里南公園へのパークカフェの設置
2	公園・緑地の維持管理の適正化と効率化	2-1	「公園施設長寿命化計画」の改訂
		2-2	「公園施設安全・安心対策事業」の推進
		2-3	公園・緑地樹木台帳の更新
		2-4	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(3-2 併合)
		2-5	市民による樹木見守り制度の導入(3-3 併合)
		2-6	樹形の適正化(3-4 併合)
		2-7	樹木健全度調査(3-5 併合)
		2-8	公園・緑地の地域別一括維持管理委託(アウトソーシング)の検討
3	街路樹のリバイタリゼーション(再生)	3-1	街路樹台帳の整備
		3-2	「(仮称)樹木適正管理指針」の策定(2-4 併合)
		3-3	市民による樹木見守り制度の導入(2-5 併合)
		3-4	樹形の適正化(2-6 併合)
		3-5	樹木健全度調査(2-7 併合)
7	歴史と風格のあるみどりのまちづくり	7-2	農地の再評価と利活用を通じた保全
		7-3	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(8-4 併合)
8	花咲くまちづくり	8-1	「(仮称)彩団地」の創出
		8-2	阪急南千里駅～北大阪急行桃山台駅間の沿道緑化
		8-3	公的住宅の建替えに併せた沿道緑化の誘導
		8-4	みどりに関する助成制度の総合的かつ抜本的な見直し(7-3 併合)
9	自然との共生に配慮する開発事業の誘導	9-1	「開発事業の手続等に関する条例(愛称:好いた すまいる条例)」の緑化基準の実効性の強化
		9-2	開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保存その他の必要な措置に係る規定の充実
10	みどりのまちづくりを通じた生物多様性の保全	10-1	市民との連携・協働による身近な動植物の保全
		10-2	身近な動植物の観察会などを通じた生息・生育情報の蓄積
		10-3	外来種の駆除などを通じた環境学習の推進
11	千里花とみどりの情報センターのみどりのまちづくり実践型シンクタンク化	11-1	「(仮称)みどりの人材養成所」の運営
		11-2	「(仮称)みどりの人材バンク」の運営
		11-3	「(仮称)みどりのシンクタンク」の運営
		11-4	「(仮称)みどりのコラボ」の運営
13	大阪大学・千里金蘭大学・国立民族学博物館との連携によるみどりのまちづくり	12-1	みどりに関する連携研究
		12-2	みどりに関する協定の締結
		12-3	学生との連携・協働によるみどりのまちづくりの推進



図 6.2.12 千里ニュータウン・万博・阪大地域の重点プロジェクト

コラム

緑被率と緑視率

緑被率

緑被率は、ある一定の区域面積に対する緑被地（樹木や草花などの植物で覆われた土地）面積の割合のことであり、平面的な緑の量を把握するための指標として用いられています。緑の量と配置は、みどりのまちづくりを進めていく上での重要な要素であり、緑の状況が正確に把握できること、把握が容易であること、精度が一定保たれることなどの利点もあることから、国や地方自治体などにおいて、主に市域レベルなどの広範囲を対象として継続的な調査が行われています。

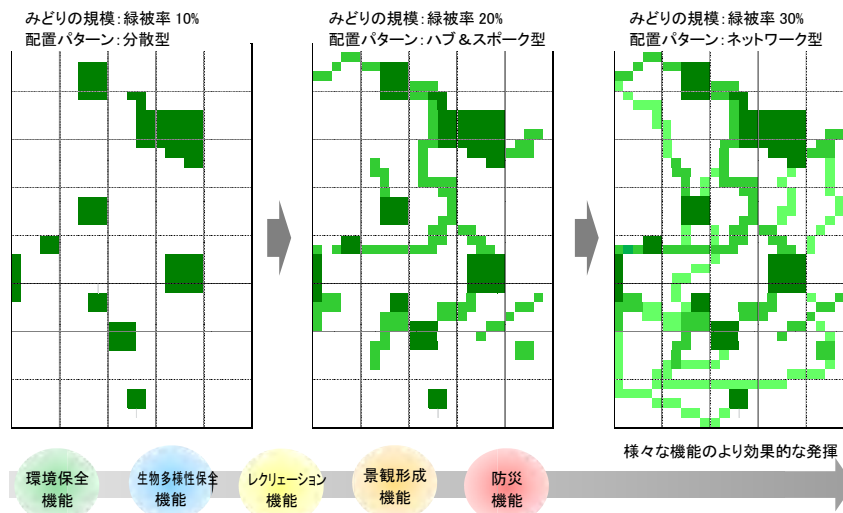


図 みどりの規模と配置の発展パターン

緑視率

緑視率とは、人の視野に占める緑（樹木や草花などの植物）の面積の割合のことであり、人が実感できる緑の量を把握するための指標として用いられています。視覚的な緑の量を簡易に把握できるため、みどりづくりの取組前後における緑の変化を継続的に調査できることや、わかりやすく伝えることができることなどの利点があります。アメニティの向上が求められる来訪者数の多い場所や、熱中症への適応策としての緑化が求められるヒートアイランド現象が顕著な場所など、特定の場所におけるみどりづくりに取り組む上での目標指標として活用されています。

【まちの緑視率測定イメージ】

国道309号（松原市）歩道部より（平成25年7月撮影）
 緑視率約21%（緑視率＝緑の面積÷撮影範囲）



（大阪府ホームページより引用）

（参考）

平成16年度に国土交通省が行った「都市の緑量と心理効果の相関関係の社会実験調査」によると、緑視率がおよそ25%を超えると緑が多いと感じ始めるという結果が出ています。



本計画の 推進体制と進行管理



1 推進体制

みどりのまちづくりを進めていくためには、少子・高齢化の進行、地域社会のニーズと価値観の多様化、財政規模の縮小など、社会・経済環境が大きく変化していく中で、行政だけではなく、市民や事業者といった地域に関わる様々な主体が特色を活かした役割を担う必要があります。

そのため、市民、事業者、行政が、「みどりの保護及び育成に関する条例」に定められている役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かしながら、連携・協働により、「心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 すいた」を基本理念とする、みどりの将来像の実現を目指して、本計画を進めていきます。

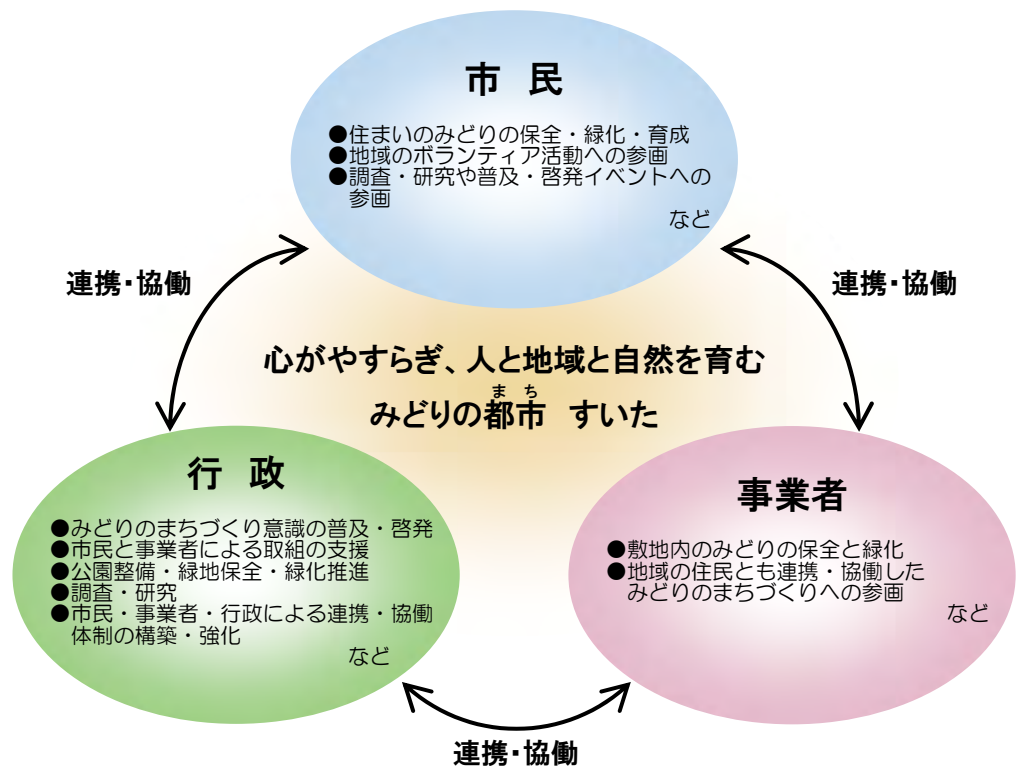


図 7.1.1 本計画の推進体制

(1)市民の役割

市民は、民有地におけるみどりの保全活動や地域の特性に応じた緑化活動を行うことが求められます。そのためには、市民一人ひとりが主体的に住まいのみどりを守り、つくり、育むとともに、地域のボランティア活動などに積極的に参画することにより、豊かな人のつながりを築きながら、みどりのまちづくりに対する理解を深めていくことが重要です。

これらの活動に加えて、各団体同士や行政との情報交換を行いながら、みどりに関する調査・研究や普及・啓発イベントの開催などに取り組むことも必要です。

(2)事業者の役割

事業者は、事業活動に伴う環境影響と環境保全に対する社会的責任を認識し、周辺のみどり、自然環境、景観などに配慮した敷地内のみどりの保全と緑化に積極的に取り組むとともに、地域の住民とも連携・協働しながら、敷地周辺における緑化・清掃活動などのみどりのまちづくりへの参画が求められます。

特に、開発事業者は、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた すまいる条例）」や「環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」などを遵守し、地域に配慮したみどりの保全と緑化を行うことが必要です。

(3)行政の役割

行政は、市民・事業者といった地域に関わる様々な主体との積極的な連携・協働のもと、本計画に基づく基本施策と重点プロジェクトに取り組みます。

みどりの保全・緑化活動に対して、市民、事業者から理解と協力が得られるよう、普及・啓発活動を進めるほか、各主体が自主的にみどりのまちづくりに取り組めるよう支援します。また、開発事業者に対して、みどりの保全と緑化に向けた誘導と指導に取り組みます。

行政が主体的に行う公園・緑地の整備、みどりの保全、緑化の推進にあたっては、事業予算を有効に活用するために、国や大阪府の補助制度の活用と「緑化推進基金」の有効活用に取り組み、地域のみどり、自然環境、景観などと調和したみどりのまちづくりを進めます。

市内のみどりの現況や経年変化について、定期的な調査を行うとともに、みどりに関する幅広い研究にも取り組みます。

さらに、市民参画・協働によるみどりのまちづくりを一層推進するため、市民、事業者、行政が容易に情報共有・意見交換できる体制を構築・強化していきます。

2 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、設定した基本施策と重点プロジェクトを実施し、総量目標と取組目標の達成状況の把握・評価を踏まえて、計画全体の改善・見直しを行う工程を繰り返す、PDCA サイクルによる成果管理型の進行管理手法を採用します。

具体的には、1年ごとに市が基本施策と重点プロジェクトの実施状況と取組目標を把握し、その内容について、「(仮称)みどりのコラボ」やホームページなどを活用して、市民・事業者と情報共有します。また、庁内助言機関として学識経験者、公募市民、関係部長などで構成する検討会議を設置し、5年ごとに総量目標の達成状況などを含む計画全体の進捗状況を把握・評価するとともに、評価結果や社会動向などを踏まえて、計画の改善・見直しを行います。

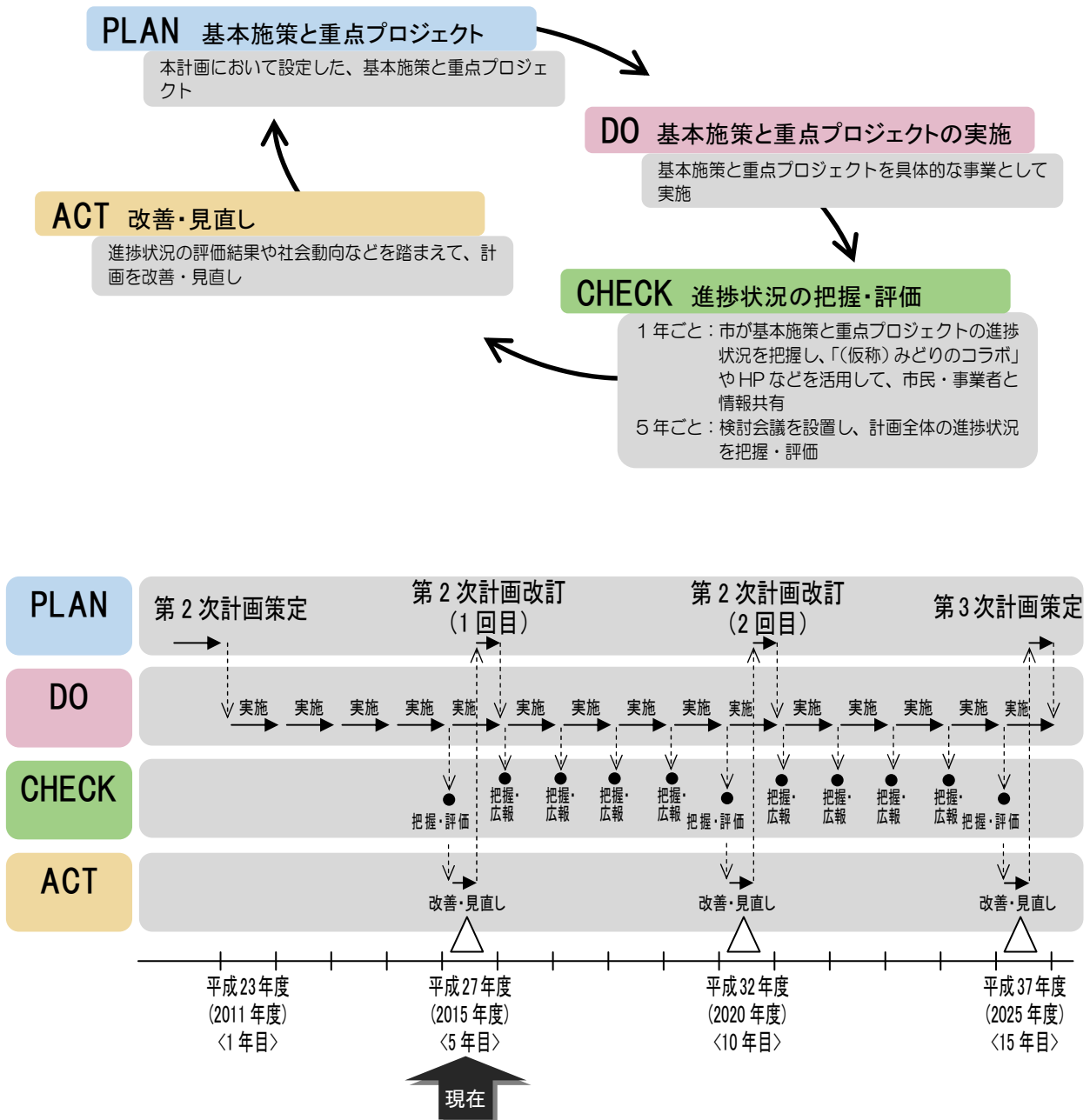
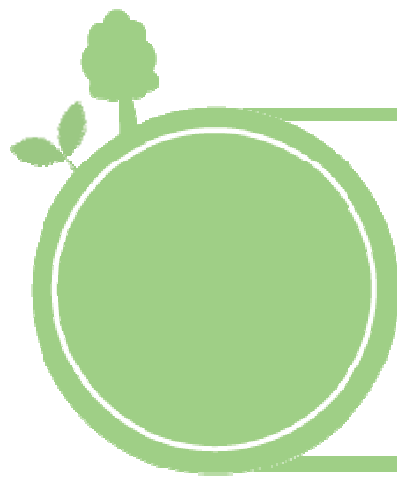
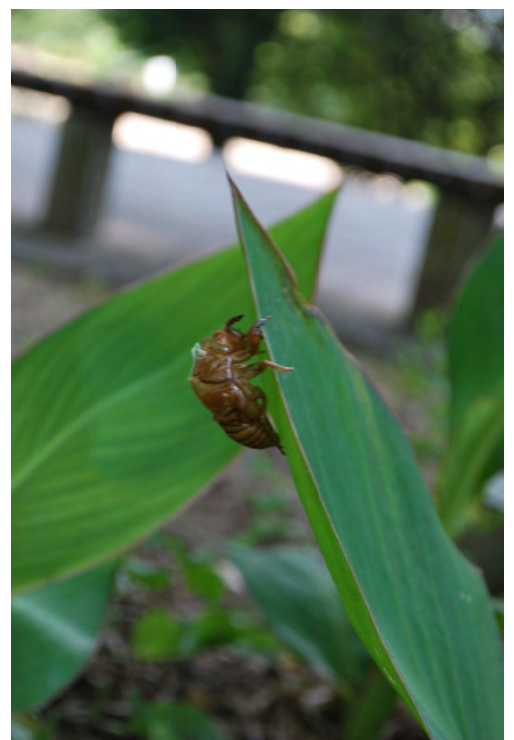


図 7.2.1 PDCA サイクルと本計画の進行管理の手順



資料編



資料1 計画の改定・改訂にあたって

(1)第1次計画の改定

①改定の背景と目的

平成9年(1997年)3月に第1次計画を策定して以降、10年以上が経過しました。この間に、吹田市のマスタープランである「第3次総合計画」を始めとする関連計画が更新・策定され、基本的な事項を変更する必要が生じました。また、みどりに対する市民ニーズの多様化や、都市緑地法と都市公園法の改正や景観緑三法の制定など、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化と法制度の変更が生じ、これまでとは異なる新しい視点によるみどりのまちづくりを進めていく必要が生じました。

これらの背景を踏まえ、第1次計画の策定時には把握できなかったみどりのまちづくりの課題に対し、総合的な検討を行ったうえで、みどりの将来像の実現に向けて、その意義やあり方を再認識し、市民、事業者、行政が一体となった新たなみどりのまちづくり方策などを盛り込み、第1次計画を充実・強化することを目的として改定を行いました。

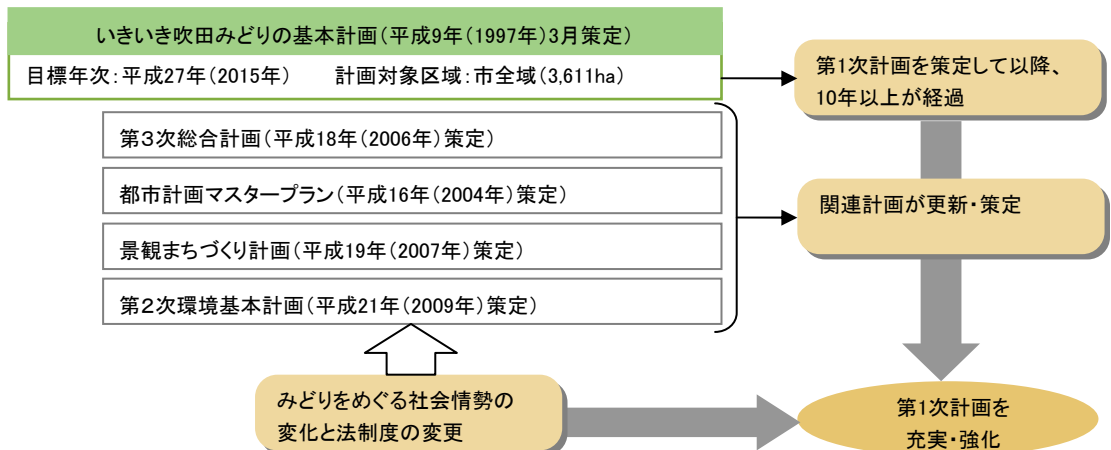


図 資.1.1 改定の背景と目的

表 資.1.1 関係法の動向

関係法の動向	制定・改正年月日	内容
都市緑地法の改正	最終改正 平成20年(2008年) 5月23日	「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の拡充をはじめ、「緑化施設整備計画認定制度」、「管理協定制度」、「地区計画等緑化率条例制度」などの創設に関する改正が行われました。また、従来やや手薄であった緑化推進のための制度が大幅に充実され、緑地の保全のみならず、緑化も含めた都市のみどりに関する総合的な法制度となることから、制定時の都市緑地保全法から都市緑地法へ名称が改められました。
都市公園法の改正	最終改正 平成16年(2004年) 6月18日	多様な主体による都市公園の整備・管理のための仕組みの整備や、「借地公園制度」・「立体都市公園制度」といった、借地又は土地の重層的利用による効率的な都市公園の整備の推進などに関する改正が行われました。
景観緑三法の制定	制定 平成16年(2004年) 6月18日	景観緑三法とは、景観法、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の通称です。個性ある良好な都市環境の整備を進めていくためには、美しい景観づくりと豊かなみどりの形成を一体となって進めていくことが重要であることから、これらの法律が一括で国会審議されました。
農地法の改正	最終改正 平成21年(2009年) 6月24日	農地の「所有」から「利用」を基本とする制度の転換、農地転用の規制強化、農地確保と有効利用の促進などに関する改正が行われました。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定	制定 平成18年(2006年) 6月21日	高齢者や障がい者などの利便性・安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設などのバリアフリー化を推進することを目的として制定されました。これにより、都市公園の新設、増設又は改築を行うときは、法に定められている基準への適合が義務化されました。なお、既存の都市公園については、適合が努力義務となっています。

表 資.1.2 社会動向

- 少子・高齢社会の進展と人口減少時代の到来。
- 地球環境配慮への取組。(例: 温室効果ガス削減の推進。)
- 循環型社会への転換。(例: 循環型資源の活用。)
- 地方分権の推進。
- 市民協働の推進。(例: パブリックコメントの実施。)
- 情報化社会の一層の進展。(例: 都市計画情報の電子データ管理。)

②改定のポイント

表 資.1.3 改定のポイント

区分	視点	内容
改定作業を進める上で留意した視点	関連計画の更新・策定、社会情勢の変化、法の変更の反映	国や大阪府の新たな動向、吹田市の関連計画、社会情勢の変化を把握し、それに則って改定するとともに、みどりに関する法の変更により、新たに活用できるようになった方策を盛り込むよう留意しました。
	第1次計画の評価	第1次計画に関して、継承する内容、改善・見直しする内容、新たに取り入れる内容を明確にし、第2次計画の策定に活かすため、第1次計画の目標達成状況と施策の進捗状況を把握・整理し、これらに基づき第1次計画を評価するよう留意しました。
	みどりの現状の把握・整理	第1次計画を策定して以降、10年以上が経過しており、策定当時と吹田市の概況、みどりの状況、市民意識などが変化してきていることが考えられるため、最新の都市計画データやみどりに関する基礎データなどを用いて、吹田市の概況とみどりの現状を把握・整理するとともに、市民アンケート調査を行い、みどりに関する市民の意向を把握・整理するよう留意しました。
	開発動向の考慮	「北大阪健康医療都市(健都)」や千里山駅周辺などにおける公共事業、千里ニュータウンなどにおける民間の開発事業など、今後の開発動向を考慮するよう留意しました。
	市民意見の反映	本計画の策定作業を進めるにあたり、市民懇談会や市民意見提出手続(パブリックコメント手続)などにより、市民参画の機会を設け、市民意見を反映するよう留意しました。また、策定作業の進捗状況をホームページなどで広報することにより、活発な市民参画が図られるよう留意しました。
	第1次計画の改定	名称・数値などの事務的な修正、文章表現などの部分的な修正、地区概況の微細な変化に伴う部分的な計画の変更などの「軽微な変更」ではなく、「改定」を行うよう留意しました。
第1次計画を充実・強化するために新たに取り入れた視点	「量の増加」から「質の維持・向上、量の継承・創出、活用」へ	これまでは、単にみどりの量を増加させることに重点を置いていましたが、今後は、みどりの機能や役割になお一層着目し、これまで、守り、つくり、育まれてきたみどりの質を維持・向上させながら、みどりを次世代へ継承する、みどりを生み出す、みどりを活かすといった視点を取り入れました。
	「市民参加」から「市民参加・協働」へ	行政の取組に参加・協力することに加え、市民、事業者がそれぞれの役割を分担しながら、共通の目的に向かっていく「市民参加・協働」の視点を取り入れました。
	「やりたいこと」から「やるべきこと」へ	第1次計画の施策は、実現に向けて、長期間の調査と研究が必要なものやアイデアレベルのものがありました。財政面・労力面ともに限られている状況において、今後は、より一層効率的かつ効果的にみどりのまちづくりを進めていく必要があることから、「やるべきこと」に重点を置きました。
	取組目標	第1次計画では、目標として3つの総量目標と1つの成果目標を掲げていました。第2次計画では、取組ごとに総量や成果などを管理するため、計画目標として3つの総量目標を設定するとともに、取組ごとに取組目標を設定しました。
	地域別方針	市内は6つの地域ブロックに区分することができ、それぞれ異なった地域特性があります。市域をよりきめ細やかに捉え、地域に応じたみどりのまちづくりを進めていくことが重要であることから、「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」において設定した地域別方針を更新した内容を取り入れました。
	推進体制	第1次計画では、行政が主体となる取組が多く、市民、事業者が主体となる取組を明確にすることができませんでした。そのため、第2次計画では、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かしながら、連携・協働により、計画を進めていくことができるよう、主体を明確化しました。
	進行管理	第1次計画においては、誰がいつ・どのようにして第1次計画の進行を管理するのが明確ではありませんでした。そのため、第2次計画では、進行を管理する主体、進捗状況の把握・評価と改善・見直しの時期や手法などを明確化しました。

③第1次計画の目標達成状況と評価

第1次計画では、以下の3つの総量目標と1つの成果目標を掲げました。

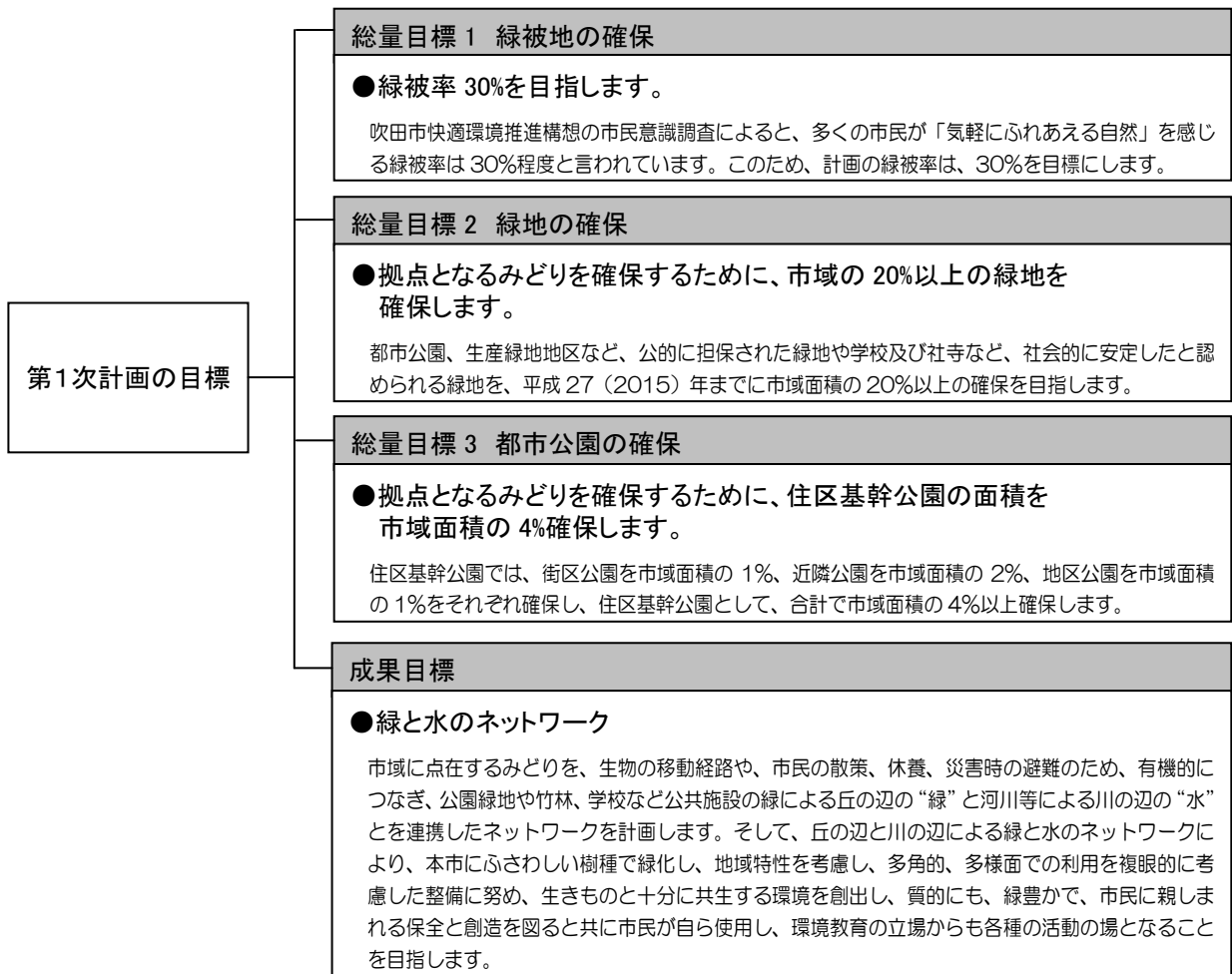


図 資.1.2 第1次計画の目標

a)「総量目標 1 緑被地の確保」の達成状況と評価

衛星画像データを基に解析した緑被率の調査結果(「緑被率調査」平成20年(2008年)3月)では、平成16年(2004年)4月調査時点における緑被率は26.7%となっており、目標に対して3.3%下回っている状況です。

b)「総量目標 2 緑地の確保」の達成状況と評価

平成7年度(1995年度)から平成21年度(2009年度)にかけて、市域面積に対する緑地の面積の割合は、15.2%から15.6%へ、0.4%増加していますが、20%の目標達成には及んでいません。

c)「総量目標 3 都市公園の確保」の達成状況と評価

平成7年度(1995年度)から平成21年度(2009年度)にかけて、市域面積に対する住区基幹公園の面積の割合は、1.9%から2.1%へ、わずかに0.2%増しています。

d)「成果目標」の達成状況と評価

河川や道路の緑化による「線」としてのつながりのあるみどりづくりを進めたほか、地域の自然、歴史、風土を活用した花、緑、水に親しめる散策コースである「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」などの整備・広報により、緑と水のネットワーク化に関する市民意識の醸成を図りました。

④第1次計画の施策進捗状況と評価

第1次計画では、「まとまりのあるみどりづくり（点）」、「つながりのあるみどりづくり（線）」、「地域のみどりづくり（面）」、「市民参加の仕組み」の4つの分類に基づき、施策を展開しました。各施策の進捗状況と評価は下表のとおりです。

表 資.1.4 第1次計画の施策進捗状況と評価

分類	施策	進捗状況と評価
まとまりのあるみどりづくり（点）	都市公園の整備	新規の都市公園を整備するほか、既存の都市公園の再整備などに取り組んできました。平成7年度(1995年度)から平成21年度(2009年度)にかけて、新たに開設した公園は、街区公園が20箇所、近隣公園が1箇所、遊園が57箇所あります。既存の都市公園の再整備では、特色のある植栽や里山の保全に関する整備を行いました。都市公園に関する一定の整備を進めてきたものの、第1次計画目標の達成に十分な整備を行うことができませんでした。また、緑地や緑道についても十分な整備を行うことができなかったため、今後の取組の強化又は施策の見直しなどに向けた検討が必要です。
	学校の緑化	ビオトープの整備や「緑のカーテン」の設置による学習教材としての緑化のほか、小中学校の接道部において、生垣による緑化を行いました。
	公共施設の緑化	「みどりの保護及び育成に関する条例」において、公共施設の分類に応じた緑化基準を設定し、総合運動場を始めとする公共施設の接道部における緑化、市民病院などにおける屋上緑化、吹田市役所における「緑のカーテン」の設置などに取り組んできました。市民参加による公共施設の緑化、維持管理活動が一部で行われているものの、更に連携・協働体制を強化するなど、なお一層の取組が必要です。
	樹林地の保全	春日地区に残る樹林地の保全・活用を目的とした「里山の保全・活用基本計画」を策定しました。その他の施策として、緑地保全地区の指定、市民緑地などの締結、保全基金の創設を目指しましたが、実施に至っていないため、実施可能であり、効率的かつ効果的な樹林地の保全施策を設定する必要があります。
	屋敷林、社寺林、古樹・名木などの緑の保全	「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づき、57本の「保護樹木」と3箇所の「保護樹林」を指定しました。今後も身近なみどりを保全するために「保護樹木」・「保護樹林」の指定を継続するとともに、「保護樹林」の指定要件を満たさない小規模な樹林については、「市民緑地契約」の締結など、何らかの保全対策を検討していく必要があります。
つながりのあるみどりづくり（線）	道路の緑化	個性ある道路景観を創出することを目指して、多様な樹種を用いた街路樹の整備、緑視効果の向上にも寄与する地被植物を用いた狭小道路の緑化、「すいた里親道路制度」を活用している道路沿いやバス停などにおける花壇の設置などを行いました。今後も、これらの取組を継続していくことが重要です。
	鉄道沿線の緑化	あやめ橋緑地の整備や、JR吹田駅南側駅前広場における植栽を行いました。
	河川の緑化	南高浜町の吹田の渡し跡付近の緑化や、糸田川において市民参加・協働による桜並木の整備を行いました。今後も河川沿いの緑化に取り組んでいく必要があります。
地域のみどりづくり（面）	農地の保全	農地を保全する取組については、「市民農園」としての活用による農地の保全や、「花とみどりふれあい農園事業」による農地景観の向上を行いました。災害協定の推進などは行わなかったため、今後の施策の見直しが必要です。
	民間施設の緑化	「緑地協定」の締結や助成制度を活用した生垣緑化が行われました。民間施設における緑化活動を促進するため、今後も「緑地協定」の締結と助成制度の活用が重要となっています。
	屋外駐車場の緑化	実績が少ない状況です。なるべく多くのみどりを生み出していくために、屋外駐車場に関する緑化施策の強化又は見直しが必要です。
	市街地の緑化	「大気浄化植樹事業助成制度」を活用した工場地の緑化や、住宅地における「緑地協定」の締結などを進めてきました。今後は、比較的建物が密集している業務地においても、みどりを確保していけるよう施策を見直ししていく必要があります。
市民参加の仕組み	人づくり	平成19年度(2007年度)から花とみどりの情報センターにおいて「フラワーリーダー養成講座」を開催し、緑化リーダーの育成に取り組んできました。また、普及・啓発活動については、花とみどりの情報センターを中心とした講習会の開催、「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」の地図を始めとする各種メディアを活用したみどりに関する情報の発信に取り組んできました。その他、イベント活動については、「たけのこ掘り」、「花と緑のフェア」、「さつき祭」、「千里の竹あかり」などを開催してきました。
	仕組みづくり	「公園・緑地サポーター事業」に取り組む、市民と共に公園・緑地を維持管理する仕組みをつくりました。また、行政が主体となる取組を行う際には、ワークショップ形式により、市民意見を反映するなどしてきました。今後、市民参加・協働による体制を強化するために、みどりの保全や緑化活動に関する活動拠点としての組織づくりが必要です。

(2)第2次計画の改訂

①改訂の背景と目的

平成23年(2011年)3月に第2次計画を策定して以降、4年が経過しました。この間に、吹田市では、上位計画である「都市計画マスタープラン」を改定するとともに、関連計画である「第2次環境基本計画」を改訂しました。このほか、東日本大震災をきっかけとして、地域防災計画の見直しなども行いました。

また、第2次計画で掲げた目標の達成状況を把握するとともに、計画の進捗状況を把握・分析・評価し、基本施策やみどりのまちづくり推進プロジェクトの改善・見直しを行う必要が生じました。

これらの背景を踏まえ、みどりの将来像の実現に向けて、その意義やあり方を再認識し、市民、事業者、行政が一体となったみどりの新たな方策などを盛り込み、第2次計画を充実・強化することを目的として改訂を行いました。

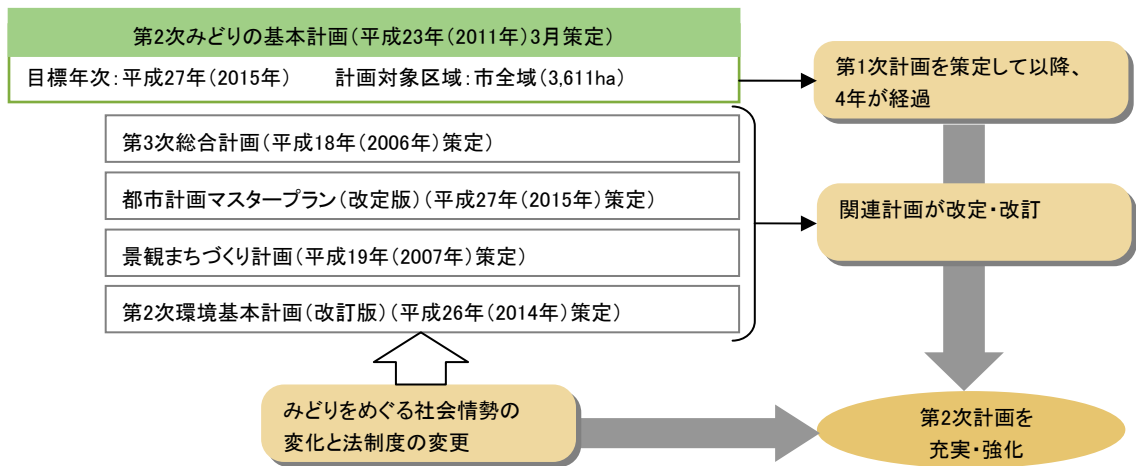


図 資.1.3 改訂の背景と目的

表 資.1.5 関係法令などの動向

関係法令などの動向	制定・改正年月日	内容
都市緑地法の改正	最終改正 平成26年(2014年) 6月13日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)(平成23年(2011年)8月公布)」の施行に伴い、特別緑地保全地区などに関する事務の権限移譲が進められました。
都市公園法の改正	最終改正 平成26年(2014年) 6月13日	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)(平成23年(2011年)8月公布)」の施行に伴い、地域の实情に合った最適な行政サービスの提供を実現する観点から、国が一律に定めていた都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を地方公共団体自らが条例で定めるものとされました。また、法令による地方公共団体の事務に関する義務付けを見直し、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく観点から、地方公共団体が都市公園を設置する場合には、みどりの基本計画に則して行うよう努めることとされました。
都市緑地法運用指針の改正	最終改正 平成25年(2013年) 4月1日	世界全体で生物多様性の保全に取り組むため、平成22年(2010年)に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、2010年以降の世界目標となる新戦略計画(愛知目標)として、各国に積極的な行動を促す「明確で「わかりやすい」世界目標の策定が目指されました。国土交通省はこうした背景を受け、みどりの基本計画の内容や計画策定の際の留意事項に、生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針の改正を平成23年(2011年)10月に行いました。また、計画の策定又は改訂時において、目標の設定、計画の実現のための施策等生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項を提示した「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を平成23年(2011年)10月に策定しました。
都市農業振興基本法の制定	制定 平成27年(2015年) 4月22日	都市農業基本法は、存続の危機にある都市農業(市街地とその周辺で行われる農業と定義)の振興を国や地方自治体の責務として定め、これを後押しすることを狙いとして、平成27年(2015年)に議員立法により衆議院本会議で可決され、成立しました。都市農業の多面的機能が評価され、機能の発揮や農地の保全のため、農業振興を国や地方自治体の責務として明確化し、国に基本計画策定を義務付けるほか、税制上の措置や的確な土地利用計画の策定といった基本的施策を国や地方自治体に求めています。
地球温暖化対策の推進に関する法律の改正	最終改正 平成26年(2014年) 5月30日	平成25年(2013年)3月、地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定されました。これは、改正地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の策定の進め方を明らかにするとともに、計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者、国民に対し、従来の計画に掲げられたものと同様以上の取組を求めることなどを定めたものです。
都市の低炭素化の促進に関する法律(略称:エコまち法)の制定	公布 平成24年(2012年) 9月5日	社会経済活動その他の活動に伴って発生するCO ₂ の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する基本方針を策定するとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成や特別の措置、低炭素建築物の普及の促進のための措置を講じることにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的として制定されました。
ヒートアイランド対策大綱の改定	最終改定 平成25年(2013年) 5月8日	地球温暖化による影響と相まって都市の気温が著しく上昇し、熱中症患者数の増加など、人の健康や生活への影響も顕著となっていることから、健康で快適な都市づくりの観点から早急な対策が求められています。このため、関係府省が連携したヒートアイランド対策会議において「ヒートアイランド対策大綱」(平成16年(2004年)策定、平成25年(2013年)改定)が策定され、各種取組が進められているほか、国土交通省においては屋上緑化・壁面緑化の推進、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の活用による緑化が推進されています。
生物多様性基本法の制定	制定 平成20年(2008年) 6月6日	環境省においては、平成20年(2008年)6月、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的に「生物多様性基本法」を制定しました。生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにするとともに、その方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定されています。

表 資.1.6 社会動向

- 少子・高齢社会の進展と人口減少時代の到来。
- 地球環境配慮への取組。(例:温室効果ガス削減の推進。グリーンインフラの評価。)
- 災害対策意識の高まり。
- 生物多様性への配慮。
- 持続可能な社会への転換。(例:循環型資源の活用。)
- 地方分権の推進。
- 市民協働の推進。(例:パブリックコメントの実施。)
- 情報化社会の一層の進展。(例:都市計画情報の電子データ管理。ビックデータの活用。)

②改訂のポイント

表 資.1.7 改訂のポイント

区分	視点	内容
改訂作業を進める上で留意した視点	新たな関連計画や法制度、新情報などの計画への反映	<p>国や大阪府の新たな動向、吹田市の関連計画、社会情勢の変化を把握し、それに則るとともに、みどりに関する法律などの変更により、新たに活用できるようになった方策を盛り込むよう留意しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連計画や法制度の動向を把握し、本計画の基本方針や基本施策などにおいて反映・活用できるものについては、積極的に導入しました。 ●「すいたの自然 2011」をもとに、生物多様性の観点から、現存するみどりに対する重要性の付加やネットワークの必要性について言及し、本計画に反映しました。 ●きめ細かな緑のストックによる緑被率の向上が必要となるため、建築協定や景観形成地区などの地区指定、街路樹、「保護樹木・保護樹林」などを含む幅広い情報を収集し、本計画に反映しました。
	第2次計画の評価	<p>第2次計画に関して、継承する内容、改善・見直しする内容、新たに取り入れる内容を明確にするため、計画の目標達成状況と施策の進捗状況を把握・分析し、評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●みどりのまちづくり推進プロジェクトについては、個々の成果指標の評価を行いました。また、これらを束ねた基本施策については、当初の目標を達成したものについても、さらなる目標・課題の設定などを検討しました。 ●基本方針を維持しつつ、必要に応じて、ここ5年間で法制度や社会の動向を踏まえた記載内容に変更しました。
	みどりの現状の把握・整理	<p>第2次計画を策定して以降、4年以上が経過しており、策定当時と吹田市の概況、みどりの状況、市民意識などが変化してきていることが考えられるため、最新の都市計画データやみどりに関する基礎データなどを用いて、吹田市の概況とみどりの現状を把握・整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ここ5年間の緑被の減少傾向を明らかにするため、前回の調査方法を踏襲し、その量的、地域的变化を考察し、計画の基礎資料として活用しました。 ●「みどりの現況」については、航空写真での比較により、概ね5年間の樹林地および草地の減少傾向を中心に調査・分析を行い、その変化を検討し、計画に反映しました。
	開発動向の考慮	<p>「北大阪健康医療都市(健都)」や阪急千里山駅周辺などにおける公共事業、千里ニュータウンなどにおける民間の開発事業など、今後の開発動向を考慮し、計画に反映しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開発事業が新たなみどりを生み出し、また、これまで育まれてきたみどりを継承することにより、全体の緑量をアップできるような開発指導やルールづくりについて検討しました。
第2次計画を充実・強化するために新たに取り入れた視点	地域別緑被率目標の設定	<p>第2次計画で設定した総量目標について、中長期的な達成を目指すこととしました。また、吹田市においては、地域によってみどりの特性が異なるほか、みどりに対する意向やまちづくりの取組なども地域により特徴があることから、総量目標の1つである緑被地について、目標値を地域別に設定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ただし、近年の地域の緑の減少傾向からして、目標達成が現目標年次(平成37年度)では困難なことが想定されるため、将来目標としての位置づけにしました。 ●市域で30%の緑被率目標は、実態としてイメージしにくいことから、地域別目標を掲げ、より地域性を反映した目標値を設定しました。
	緑化重点地区と保全配慮地区の検討	<p>第2次計画では、緑化重点地区と保全配慮地区について、候補地選定の考え方を示すに留まっていたが、本計画では、みどりの現状と課題を分析・評価する中で、設定に向けた具体的な検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緑化重点地区については、第2次計画において設定した候補地区を評価し、南吹田の新駅周辺と「北大阪健康医療都市(健都)」の2地区を設定しました。 ●保全配慮地区については、一定の条件に基づいて抽出した一団の緑地について、重要性を評価し、より精度の高い候補地区を選定しました。

③第2次計画の目標達成状況と評価

第2次計画では、以下の3つの総量目標と1つの成果目標を掲げました。

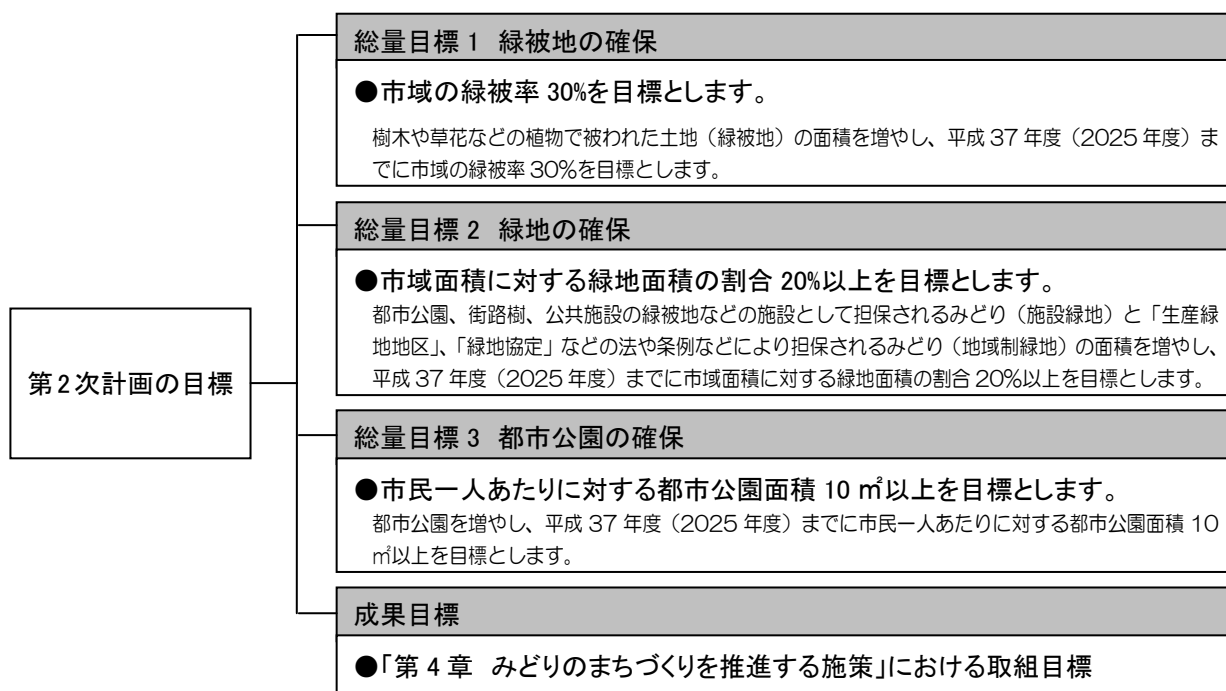


図 資.1.4 第2次計画の目標

a) 「総量目標 1 緑被地の確保」の達成状況と評価

衛星画像データを基に解析した緑被率の調査結果（「緑被率調査」平成 26 年（2014 年）3 月）では、調査時点における緑被率は 26.1%となっており、目標に対して 3.9%下回っている状況です。

b) 「総量目標 2 緑地の確保」の達成状況と評価

平成 26 年度（2014 年度）における市域面積に対する緑地の面積の割合は、15.5%となっており、20%の目標達成には及んでいません。

c) 「総量目標 3 都市公園の確保」の達成状況と評価

平成 26 年度（2014 年度）における市民一人あたりに対する都市公園面積は 8.9 m²と、平成 21 年度（2009 年度）の 9.1 m²よりも人口が増えたため 0.2 m²/人後退しています。

d) 「成果目標」の達成状況と評価

みどりのまちづくりを推進するための基本施策を進めていくための具体的な取組として 35 のみどりのまちづくり推進プロジェクトを掲げ、取組指標とスケジュールごとの達成目標を設定しています。個々の指標目標については、不十分な部分もありますが、全体としては、市民、事業者、行政の連携・協働によるみどりのまちづくりが進められたといえます。

④第2次計画の施策進捗状況と評価

第2次計画においては、「みどりを継承する」「みどりを生み出す」「みどりを活かす」「市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める」を基本方針に掲げ、29の基本施策を進めることとしました。各施策の進捗状況と評価は下表のとおりです。

表 資.1.8 第2次計画の施策進捗状況と評価

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
今ある民有地のみどりを次世代へ継承する	1 住宅地のみどりの保全	○千里ニュータウンを中心として、宅地分割を制限する規定を盛り込んだ建築協定の締結が進んでいます。 ●「保護樹木」については、行政からの所有者に対する働きかけを通じて1本を追加指定しましたが、枯死を理由として3本の指定解除があり、近年の指定数は減少傾向にあります。大規模開発事業が行われる際、市は開発事業者に対し、「開発事業の手続等に関する条例」に基づく緑地の保全及び緑化の推進に係る協議・指導を行っていますが、これまで育まれてきたみどりの大部分を喪失してしまう場合が多くあります。緑地協定の締結数に増減はありません。 →「開発事業の手続等に関する条例」の見直し。開発指導の際、積極的に緑地協定の締結を誘導できるような仕組みづくりの検討。緑地協定、地区計画、景観形成地区などの緑地保全に寄与する制度の利用促進。
	2 丘陵・斜面のみどりの保全	●大規模開発事業が行われる際、市は開発事業者に対し、「開発事業の手続等に関する条例」に基づく緑地の保全及び緑化の推進に係る協議・指導を行っていますが、これまで育まれてきたみどりの大部分を喪失してしまう場合が多くあります。 →ネットワーク形成上、特に重要な丘陵・斜面のみどりの現状凍結的な保全施策の検討。「開発事業の手続等に関する条例」の見直し。
	3 農地とため池の保全	○「市民農園」の区画数と「花とみどりふれあい農園事業」の実施面積が横ばいで推移している一方、「吹田くわい」の栽培面積は「特産物栽培奨励補助制度」の運用や朝市などの即売事業を行ったため、増加傾向にあります。 ●平成26年度(2014年度)末現在における市内の農地面積は約56.8haであり、平成21年度(2009年度)末現在から約15.6ha減少しました。市内に残存する農地の大半が指定を受けている「生産緑地地区」の指定面積は約52.77haであり、3.68haの減少に留まっています。星ヶ池のように、大規模開発事業が行われる際に開発事業者が整備する公園区域に含めて保全を図った事例も見られますが、多くは宅地へと転用されています。所有者の高齢化などの影響もあり、農地を維持することが難しくなっています。 →農地保全の方法検討。特に保全が重要な指定解除予定の「生産緑地地区」に対する用地の買取りの検討。みどり分野や都市計画分野を超えた都市としてのあり方に係る検討。
		4 公園・緑地の適切な維持管理
	5 大学のみどりの保全	○新たに開校された大和大学では、隣接する片山公園と一体となるように境界周辺に高木の苗木が植栽されました。また、校舎には屋上緑化が取り入れられ、まとまりのある豊かなみどりが創出されました。 ●既存の5大学については、吹田市と大学との連携・協力に関する基本協定に基づき行っている協議・調整などがありますが、みどりに関する協議は進めることができていません。 →みどり政策に関する大学との連携。
	6 道路のみどりの適切な維持管理	○現在、市が管理する全ての中高木を対象とした「樹木健全度緊急調査事業」を実施しています。 ●既存の樹木による歩道の根上がり課題になっています。局地的な大雨などにより、道路の側溝が落ち葉などで詰まり、冠水することが増えています。 →「樹木健全度緊急調査事業」を基にした街路樹台帳の整備。街路樹台帳を利用した道路のみどりの整備と維持管理に関する方針の策定。
	7 河川と水路の適切な維持管理	○「大阪アドプト・リバー・プログラム制度」より、神崎川と安威川の美化・清掃活動に取り組んでいます。大阪府と締結した「一級河川糸田川の清掃に関する協定書」を基に、地元自治会、大阪府、吹田市の協働により「糸田川クリーン活動」に取り組んでいます。 ●糸田川を除く中小河川と水路においても、積極的な美化・清掃活動などに取り組んでいく必要があります。 →神崎川、安威川、糸田川における取組の水平展開。
みどりを継承する	今ある公共のみどりを次世代へ継承する	

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
みどりを生み出す	8 商業地・業務地の緑化	○江坂地区の商業施設において大規模な敷地内緑化が行われたほか、「すいた里親道路制度」を活用して道路の植樹帯や花壇の緑化・美化活動を行っています。 ●未だまとまったみどりが乏しい状況にあります。 →立体的な緑化や駐車場緑化を促すための助成制度の創設などの検討。緑化重点地区等の制度の活用。
	9 住宅地の緑化	○大規模開発事業が行われる際、「開発事業の手続等に関する条例」などに基づき開発事業者を指導し、敷地内の緑化や公園、緑地又は広場の設置などを適切に誘導しました。「景観形成地区」の指定数は8地区増加しました。密集した住宅地では、「みどりの協定(みどりの保護及び育成に関する協定)制度」や「生垣等緑化推進助成制度」などを活用した緑化を進めました。 ●「緑地協定」の締結数に増減はありません。 ●吹田市のまちの特徴を捉えた新しい取組の実施も検討する必要があります。 →既存の助成制度の評価と見直しをするとともに、立体的な緑化や駐車場緑化を促すための新たな緑化の助成制度の創設などの検討。開発指導の際、積極的に緑地協定の締結を誘導できるような仕組みづくりの検討。共同住宅が多い本市の特徴を特長と捉えた新たな緑化施策の推進。緑地協定、地区計画、景観形成地区などの緑化推進に寄与する制度の利用促進
	10 公共施設の緑化	○建替えや大規模な改築・改修に併せて緑化した結果、平成25年度(2013年度)末現在において、市内にある242施設のうち、92施設が「みどりの保護及び育成に関する条例」に定められた緑化基準を達成し、達成率が約36%から約38%に向上しました。屋上緑化(10施設)、壁面緑化(2施設)、みどりのカーテン(26施設)、駐車場緑化(7施設)による先導的な緑化を行っている施設もあります。小中学校におけるビオトープの設置数は、15校から17校へ増加しました。 ●屋上緑化や壁面緑化は、維持するための管理費がより多くかかる傾向にあります。 →建替えや大規模な改築・改修に併せた緑化の推進。地域との連携・協働による取組の検討
	11 身近な公園・緑地の新規整備	○大規模開発事業に伴う帰属により、原町ふれあい公園(0.17ha)、星ヶ池公園(0.35ha)、神崎新田公園(0.12ha)、合計0.64haの身近な公園を開設しました。今後は、千里丘上公園の区域変更や吹田操車場跡地における公園整備を予定しており、身近な公園・緑地面積は増加傾向にあります。 ●大規模な公共工事による公園整備が今後は少なくなります。身近な公園・緑地については、「総量目標3 都市公園の確保」の達成に向けた進捗が順調に推移していません。既存の公園の、施設の更新やリニューアルなどが主体になってきています。 →大規模開発事業に伴う新規公園整備の推進。遊休地を活用した暫定的な公園・緑地の確保など、有効な手段の研究・取組みの検討。
	地域に応じたみどりの拠点をつくる	12 「東部拠点」の整備
13 大規模な公園・緑地の未開設区域の整備		○紫金山公園の整備事業が終了し、1.0ha開設しました。(未開設区域として残っている釈迦が池については、水利権が残っていること、修景施設としての利用ができることなどから、要整備区域に当たらないものとして取り扱っています。) ●片山公園の未開設区域のうち、0.1haの土地を吹田市土地開発公社から買い戻しましたが、未整備の状態です。 ●服部緑地の未開設区域については、大阪府との都市計画見直しの検討を踏まえ、整備を促進するよう働きかけてきましたが、開設面積の増加には至っていません。 →片山公園の未開設区域の整備。大阪府都市計画協会が策定した市町村公園の見直し方針を参考にした未開設区域の検討。府宮公園の見直し方針に基づく大阪府の動向を注視した協議の継続。

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める	14 拠点や骨格となるみどりの保全	○拠点や骨格となるみどりのうち、将来的にも残される可能性が高く担保性がある大規模な公園・緑地、大学のみどり、大規模な河川については、保全が図られています。 ●民有地を含む丘陵・斜面のみどりに関しては、大規模開発事業などにより、減少傾向にあります。 →丘陵・斜面のみどりの保全と生き物にも配慮したみどりのネットワークの形成の在り方の検討。みどり分野や都市計画分野を超えた都市としてのあり方に係る検討。
	15 道路の緑化	○都市計画道路千里山佐井寺線や阪急吹田駅前におけるポケットパークの整備などにより、道路のみどりを新たに創出しました。現在、市が管理する全ての中高木を対象とした「樹木健全度緊急調査事業」を実施しています。 ●既存の道路に緑化するスペースが少なくなっています。新規に整備する道路は今後減少していきます。遊休地として道路残地が残っています。 →現在実施している「樹木健全度緊急調査事業」の調査結果を受けた、樹勢回復や伐採・植替えなどの措置。本市の街の特徴を捉えた新しい取組の検討。
	16 中小河川と水路の緑化	○河川の緑化については、「河川親水環境整備事業」に関する計画の策定に向けた検討を進めてきました。水路の緑化については、大角水路において、景観に配慮した整備に合わせて水生植物を植栽しました。基本設計をしている水路もあるので、引き続き取り組んでいく必要があります。 ●国が地方公共団体に向けて創設している河川に関する支援制度の内容が、「レクリエーション性が高く、にぎわいを創出させる水辺整備や地域活性化」に対する支援から「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設整備」に対する支援へと改正されたため、施工条件が厳しくなるとともに、財源の確保が困難になったことから、「河川親水環境整備事業」に関する計画の策定には至っていません。 →河川の緑化に関する国・府の支援制度などの動向を踏まえた施策の再検討。基本設計をしている水路について、緑化に関する取組の継続。
	17 鉄道沿線の緑化	○JR 岸辺駅周辺では、JR 岸辺駅南駅前広場(交通広場)のリニューアルが行われ、交通広場としての機能改善とともにみどりの空間も創出されました。「吹田操車場跡地」では、JR 吹田駅付近から JR 千里丘駅付近まで約 3km におよぶ「緑の遊歩道」が整備されました。阪急千里山駅周辺では、都市計画道路の整備に併せて歩道部に植樹帯を設置したほか、駐輪場を設置する際に壁面緑化を行いました。阪急南千里駅周辺では、「千里南地区センター再整備事業」を実施し、千里ニュータウンプラザや歩行者デッキに壁面緑化と屋上緑化を取り入れました。 →今後も、「北大阪健康医療都市(健都)」のまちづくりや南吹田地域のまちづくりなど、駅周辺及び鉄道沿線におけるまちづくりに併せた効果的な緑化推進。できあがった施設の適正な維持管理。
	18 公園・緑地の再整備	○事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を図るため、平成 23 年度(2011 年度)に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。現在は、「公園施設長寿命化計画」に基づく遊具の撤去・更新を行っています。6 箇所の身近な公園において、防災機能を持った施設を設置しました。設置した施設は、地域の防災訓練等に役立てられています。施設の改修等に併せて、バリアフリー化にも取り組んでいます。 ●団地の建て替えや開発事業の際には、地域から全面リニューアルの要望のあがる公園も増加しています。長寿命化計画を策定していますが、同時期に更新しなければならない施設が多すぎることもあり、安全に公園を管理していく必要があります。周辺住民の世代交代などの理由で、利用されていない遊園が増えてきています。 →全面リニューアルも含めたパークマネジメントプランの策定。遊園の利活用の検討
	19 「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」を活用した市民観光の推進	○コース上に水飲み場やベンチといった休養施設を設置する「花と緑、水めぐる遊歩道整備事業」を完了しました。現在は、案内役となる市民ボランティアが「花と緑、水めぐる遊歩道(愛称:ぶらっと吹田)」を活用した散策イベントを定期的に開催しています。散策イベントでは、市民ボランティアがコース上の要所を解説したり、コースを少し変更して散策するなど、参加者に飽きさせない工夫を凝らしており、参加者の数は増加傾向にあります。
	20 みどりの環境教育・学習の推進	○「自然体験交流センター」において、幅広い年齢層の市民が自然に触れながら環境について理解する機会を提供するため、自然観察会、草花遊び教室、竹林整備ボランティア作業などを開催しました。「花とみどりの情報センター」において、公園内の自然観察を目的とした講習会を開催しました。「アジェンダ 21 すいた」による生物多様性に係る観察会や吹田自然観察会による自然観察会など、市民・事業者・行政の協働による取組も進めました。 →日常的に気軽にみどりの環境教育・学習に取り組む機会の創出
	21 みどりのまちづくり意識の啓発イベントの開催	○「千里の竹あかり」や「花と緑のフェア」などの比較的大規模なイベントでは、市民が協力団体として参画する機会は増加しています。 ●市民が主体的に企画・運営を担うには至っていません。イベントが、みどりのまちづくりに参加するきっかけになっているか、みどりのまちづくり意識の啓発に繋がっているか、についての検証が必要です。 →地域に合わせた個性あるイベントの開催。開催目的の整理と内容の見直し。
	22 みどりが持つ多様な効果の活用	○近年、公園では、これまで行われてきた地域イベントやボランティア活動に加え、「自動車文庫ゆめぶんこ」の巡回や「公園カフェ」の開催など、みどりが持つ多様な効果を有機的に活用した多様な世代の市民が集まる機会が創出されています。現在、吹田操車場跡地では、みどりとふれあいによる心身リフレッシュや国立循環器病研究センター及び市民病院の協力監修による運動プログラムを活用して市民自らの予防医療ができ、健康増進の場となる公園について、具体的な検討や整備(イメージ)が進められています。 ●存在効果、利用効果、媒体効果にかかわらず、みどりが持つ多様な効果が市民に十分に認知されていません。 →公園・緑地の運営管理(パークマネジメント)。みどりが持つ多様な効果の活用。
	みどりを活かす	今ある公園・緑地を充実する
人と地域を育む場としてみどりを活かす		

基本方針	基本施策	進捗状況と評価 (○主な成果 ●問題点 →今後の課題)
市民参加・協働を支える仕組みをつくる	23 花とみどりの情報センターの充実	<p>○平成 25 年(2013 年)9 月に「千里ニュータウンプラザ」内に「千里花とみどりの情報センター」を設置し、既存の「江坂花とみどりの情報センター」と一括した効率的かつ適正な管理運営に努めています。指定管理者制度による管理運営のもと、市民が講師を務める講習会やみどりのまちづくりリーダーを育成する「花とみどりの街づくり市民養成講座」を開催したほか、「花とみどりの街づくり市民養成講座」修了者による花苗の育苗及び公園花壇への植付けにも取り組み、市民参加・協働によるみどりのまちづくりを進めていくための体制の強化を図りました。</p> <p>●市民参加・協働によるみどりのまちづくりを体系的・計画的に推進していくにあたり、花とみどりの情報センターの更なる充実が必要です。</p> <p>→管理運営方針の見直しによる 2 施設の役割の明確化。市民参加・協働によるみどりのまちづくりを推進するにあたっての核としての機能強化。調査・研究と情報発信を行うシンクタンク機能の付加。市民参加・協働によるみどりのまちづくりを推進する組織の設立と運営。</p>
	24 市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立	<p>○「千里花とみどりの情報センター」の設置、「花とみどりの情報センター」を活用して育成した人材の増加、「緑あふれる未来サポーター」の増加など、市民参加・協働によるみどりのまちづくりを促進していくための土壌が醸成されつつあります。</p> <p>●市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立には至っていません。</p> <p>●みどりのまちづくりを推進していくにあたっては、分野横断的な繋がりを持つことも効果的です。</p> <p>→市民参加・協働によるみどりのまちづくり推進組織の設立。福祉・子育て・健康・産業などの広くまちづくりに寄与する組織との情報交換・連絡調整</p>
	25 「緑化推進基金」の有効活用	<p>○基金を取り崩して緑地の保全や公園・緑地の整備などに関する事業予算の一部に充当できるよう規程を整備しました。平成 26 年度(2014 年度)には、「樹木健全度緊急調査事業」の実施にあたり、基金を取り崩して事業予算の一部に充てました。平成 26 年度(2014 年度)末現在において、約 12 億円の基金を積み立てています。</p> <p>→緑化重点地区の整備にあたっての「緑化推進基金」の有効活用</p>
	26 助成制度の見直し	<p>○「みどりの協定(みどりの保護及び育成に関する協定)」の締結数が大幅に増加するなど、利用が促進されている助成制度があります。</p> <p>●制度の見直しには至っていません。枯死を理由とする「保護樹木」の指定解除があるなど、助成の対象・条件との差異が生じている制度もあります。</p> <p>→社会要請と助成の対象・条件との差異が生じている制度についての見直し</p>
	27 みどりの表彰制度の創設	<p>○平成 27 年度に「吹田市環境表彰」を創設しました。既存の環境表彰制度の対象を拡充し、みどりのまちづくりに貢献した市民・事業者も表彰できる制度としました。</p> <p>→表彰制度の運用による市民・事業者の自主的なみどりのまちづくり活動の促進</p>
市民参加・協働による取組を進める	28 多様な主体によるみどりのまちづくりの推進	<p>○市民は、住まいのみどりの保全・緑化・育成、地域のボランティア活動への参加、みどりのイベントやみどりに関する調査と研究への参画などに取り組んでいます。事業者は、敷地内のみどりの保全と緑化、地域の住民とも連携・協働したみどりのまちづくりへの参画などに取り組んでいます。行政は、みどりの普及・啓発、市民参加・協働によるみどりのまちづくりの支援、公園・緑地の整備、みどりの保全、緑化の推進、みどりの調査と研究などに取り組んでいます。</p> <p>●本計画の目標の達成に向けた成果が十分ではありません。市民、事業者、行政が、それぞれの役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かしたみどりのまちづくりに取り組んでいますが、十分な連携・協働によるものとはなっていません。</p> <p>●短視眼的にみどりのまちづくりが進められ、課題が後に残される場合があります。(当初の過密な植栽など)</p> <p>→市民、事業者、行政が十分な連携・協働を図るための組織の設立等。政策への将来世代の意見の反映</p>
	29 みどりの調査と研究	<p>○平成 25 年度(2013 年度)に NPO 法人すいた市民環境会議が行った調査により民有地で発見されたヤマサギソウ(大阪府絶滅危惧 I 類)を公園内に移植し、保護しました。平成 26 年度(2014 年度)には、NPO 法人すいた環境学習協会が緑視率調査を開始するにあたり、必要な技術的助言を行いました。毎年「すいたシニア環境大学」がテーマの一つとしてみどりに関する研究に取り組んで、市は研究に対する資料提供や助言などの支援を行ってきました。みどりのまちづくりに繋がる調査と研究を含む市民公益活動に対して支援を行う「市民公益活動促進補助金」制度を創設しました。</p> <p>●調査・研究の実施や成果の活用にあたっての市民と行政との連携は見られませんが、行政主導による市民参加・協働型の調査・研究には至っていません。</p> <p>→花とみどりの情報センターにおいて行う調査・研究に市民力を活かす仕組みの構築(調査・研究への参加、調査・研究成果の実践、実践結果のフィードバック)。NPO 団体や環境団体などの市民が調査・研究を行う際の行政との連携の促進。</p>

資料2 緑地の現況

(1) 施設緑地の現況

① 都市公園

表 資.2.1 都市公園の現況 (平成26年度(2014年度)末現在)

分類	名称	面積 (ha)	分類	名称	面積 (ha)	分類	名称	面積 (ha)	
街区公園	2・2・205-1 大井池公園	0.54	街区公園	2・2・205-47 山田西第2公園	0.29	街区公園	山田西にここ公園*	0.17	
	2・2・205-2 金田公園	0.16		2・2・205-48 山田西第3公園	0.14		川園公園*	0.79	
	2・2・205-3 玉の井公園	0.20		2・2・205-49 王子公園	0.35		垂水上池公園*	0.32	
	2・2・205-4 住友公園	0.16		2・2・205-50 山田駅東公園	0.43		春日わんぱく公園*	0.33	
	2・2・205-5 松が丘第1公園	0.02		2・2・205-51 末広公園	0.33		千里丘西公園*	0.21	
	2・2・205-6 松が丘第2公園	0.12		2・2・205-52 新いずみ公園	0.10		山田川公園*	0.13	
	2・2・205-7 松が丘第3公園	0.04		2・2・205-53 あんず公園	0.10		千里丘上公園*	0.11	
	2・2・205-8 原新池公園	0.38		2・2・205-54 佐井寺東公園	0.16		長野西公園*	0.21	
	2・2・205-9 豊津公園	0.30		2・2・205-55 いずみの園公園	0.13		新芦屋下公園*	0.18	
	2・2・205-10 江の木公園	0.40		2・2・205-56 円山公園	0.10		新芦屋上公園*	0.28	
	2・2・205-11 穂波公園	0.24		2・2・205-57 尺谷公園	0.39		山田上王子池公園*	1.10	
	2・2・205-12 はぎのき公園	0.95		2・2・205-58 岸部南公園	0.10		山田西ふれあい公園*	0.16	
	2・2・205-13 こでまり公園	0.40		2・2・205-59 南正雀ふれあい公園	0.41		長野公園*	1.40	
	2・2・205-14 あじさい公園	0.25		2・2・205-60 原竜が池公園	0.15		原町ふれあい公園*	0.17	
	2・2・205-15 ふじのき公園	0.98		2・2・205-61 亥の子谷北公園	0.15		星ヶ池公園*	0.35	
	2・2・205-16 おばな公園	0.26		2・2・205-62 亥の子谷公園	0.25		神崎新田公園*	0.12	
	2・2・205-17 さるすべり公園	0.52		2・2・205-63 竹谷公園	0.12		小計	29.96	
	2・2・205-18 やまぶき公園	0.14		2・2・205-64 上山手公園	0.20		近隣公園	3・3・205-10 江坂公園	2.30
	2・2・205-19 さざんか公園	0.29		2・2・205-65 佐井寺南公園	0.10			3・3・205-11 南吹田公園	2.30
	2・2・205-20 ゆりのき公園	0.18		2・2・205-66 千里山東にちご公園	0.12			3・3・205-14 佐井寺南が丘公園	1.00
	2・2・205-21 しいのき公園	0.27		2・2・205-67 宮が谷池公園	0.15			3・3・205-12 山田西公園	1.90
	2・2・205-22 あべりあ公園	0.88		2・2・205-68 片山北ふれあい公園	0.74			3・3・205-13 新芦屋中央公園	1.10
	2・2・205-23 にれのき公園	0.25		2・2・205-69 岸部中第2公園	0.25			3・3・205-1 津雲公園	3.00
	2・2・205-24 もものき公園	0.47		2・2・205-70 佐井寺北公園	0.14			3・3・205-2 高野公園	2.70
	2・2・205-25 あせび公園	0.45		2・2・205-71 佐井寺新池公園	0.22			3・3・205-3 佐竹公園	3.10
	2・2・205-26 下新田公園	0.25		2・2・205-72 山田下ふれあい公園	0.21			3・3・205-4 ねむのき公園	1.20
	2・2・205-27 広芝公園	0.53		千里山公園*	0.22			3・3・205-5 竹見公園	2.00
	2・2・205-28 南金田公園	0.27		こすも公園*	0.10			3・3・205-6 青山公園	2.70
	2・2・205-29 上新田公園	0.37		東御旅公園*	0.14			3・3・205-7 藤白公園	2.30
	2・2・205-30 南清和園公園	0.32		千里山西公園*	0.24			3・3・205-8 古江公園	3.00
	2・2・205-31 川岸公園	0.25		岸部北公園*	0.11		3・3・205-9 くちなし公園	1.70	
	2・2・205-32 山田公園	0.18		千里山東公園*	0.20		小計	30.30	
	2・2・205-33 榎坂大池公園	0.41		山田東公園*	0.10		地区公園	4・4・205-1 中の島公園	6.40
	2・2・205-34 菜の井公園	0.12		ルネ千里丘公園*	0.16			4・4・205-2 片山公園	4.00
	2・2・205-35 谷上池公園	0.27		山田小川公園*	0.20			4・4・205-3 桃山公園	6.00
	2・2・205-36 岸部中第1公園	0.25		千里台公園*	0.16		小計	16.40	
	2・2・205-37 さつき公園	0.24		青葉丘南第1公園*	0.10		総合公園	5・5・205-1 千里南公園	10.50
	2・2・205-38 江坂山北公園	0.13		青葉丘南第3公園*	0.14			5・5・205-2 千里北公園	30.10
	2・2・205-39 江坂山南公園	0.34		だいのき公園*	0.12			5・5・205-3 紫金山公園	8.40
	2・2・205-40 安威川公園	0.54		引谷公園*	0.20		小計	49.00	
	2・2・205-41 いずみ公園	0.10		五反島公園*	0.47		都市緑地	第205-1号千里緑地	58.80
	2・2・205-42 山田下公園	0.15		南正雀わんぱく公園*	0.46			小計	58.80
	2・2・205-43 いずみ南公園	0.16		原町公園*	0.22		広域公園	9・6・205-1 万博公園	129.00
	2・2・205-44 江坂西公園	0.11		吹一公園*	0.10			第2号服部緑地	8.90
	2・2・205-45 吹東公園	0.11		青葉丘公園*	0.14			小計	137.90
	2・2・205-46 山田西第1公園	0.34		上山田公園*	0.23			都市公園合計	322.36

※都市計画決定していない都市公園

②公共施設緑地

表 資.2.2 公共施設緑地の現況 (平成26年度(2014年度)末現在)

分類	名称	箇所数	面積(ha)
遊園	—	334	14.87
緑地	—	15	3.60
緑道	—	27	13.69
街路樹	—	—	30.89
公共施設の緑被地	—	241	35.66
公立高校の緑被地	—	5	2.92
国立大学の緑被地	—	1	27.56
公共施設緑地合計		—	129.22

表 資.2.3 市の道路の緑化状況 (平成26年度(2014年度)末現在)

緑化路線		管理樹木本数			
路線数	緑化延長(m)	高木(本)	中木(本)	低木(本)	合計(本)
222	76,406	9,321	2,644	251,512	263,477

表 資.2.4 市の公共施設の緑化状況 (平成26年度(2014年度)末現在)

施設区分	施設数	敷地面積(m ²)	緑被地面積(m ²)	緑化率(%)	中高木本数(本)
医療施設	1	1,198	199	16.61%	14
教育施設	69	1,040,364	217,054	20.86%	28,078
公営住宅	12	82,612	15,076	18.25%	935
環境衛生施設	18	193,661	54,877	28.34%	2,168
社会福祉施設	43	77,384	20,409	26.37%	1,069
庁舎等	94	182,313	42,700	23.42%	2,335
その他	4	40,225	6,543	16.27%	1,063
合計	241	1,617,757	356,857	22.06%	35,662

(2)地域制緑地の現況

表 資.2.5 地域制緑地の現況 (平成26年度(2014年度)末現在)

分類	名称	箇所数	面積(ha)
風致地区	千里山東風致地区	1	約12.0*(指定面積約40)
	千里山西風致地区	1	約26.4*(指定面積約88)
	服部風致地区	1	約3.3*(指定面積約11)
	小計	3	約41.7*(指定面積約139)
生産緑地地区	—	202	約52.77
保安林	垂水神社	1	0.86
	片山神社	1	0.48
	山田伊射奈岐神社	1	0.50
	小計	3	1.84
緑地協定	リーザス南千里緑地協定	1	0.10
	吹田レストタウン千里山緑地協定	1	1.12
	サニークレスト千里緑地協定	1	1.53
	小計	3	2.75
史跡	国史跡: 吉志部瓦窯跡	1	2.35
	国史跡: 七尾瓦窯跡	1	0.12
	府史跡: 吉志部瓦窯跡(工房跡)	1	0.05
	小計	3	2.52
自然環境の保全と回復に関する協定	—	25	14.39
地域制緑地合計		239	約115.97

※地区内において、30%の緑化が図られると想定 (参考: 風致地区内における建築等の規制に関する条例第4条)

資料3 吹田市の生物多様性を取り巻く状況

(1)吹田市の自然環境の広域的な位置づけ

①「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン(平成18年8月、近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議)」における位置づけ

a) 自然環境の総合評価

自然環境の有する4つの機能(生物多様性の向上、人と自然のふれあいの確保、安全性の向上、快適な環境の形成)から総合評価を行うと、吹田市の丘陵地(千里丘陵)は「中～高評価」と、評価が高くなっています。

b)「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出結果

「保全等を検討すべき地域」として「14.北大阪丘陵地」、「水と緑の重点形成軸」として「F市街地を環状につなぐ軸」が位置付けられています。



近畿圏の都市環境インフラの将来像図

表 資.3.1 「保全等を検討すべき地域」と「水と緑の重点形成軸」の抽出結果

抽出区分	吹田市内の抽出箇所	内容
保全等を検討すべき地域	14 北大阪丘陵地	大阪北部の豊中・吹田・茨木・箕面にまたがるなだらかな丘陵地域。千里ニュータウンなどこの地域の大部分が宅地開発されているが、最も大きな緑地のまとまりとして万博記念公園が存在するほか、服部緑地など数多くの公園が点在しており、快適な生活環境の提供の一助となっている。
水と緑の重点形成軸	F 市街地を環状につなぐ軸	高規格道路である阪和自動車道、近畿自動車道・中国自動車道は、既成都市区域・都市域を貫く動線である。この沿線は緑のまとまりの極めて乏しい一帯であり、とくに自然とのふれあいや景観形成の観点から自然環境のまとまりが必要な地域である。道路整備の中で、沿道の緑化・のり面緑化や環境施設帯の設置などにより、連続した骨格となる緑を形成するとともに、沿道部における公園緑地をはじめとする緑の創出を行いグリーンベルトの形成を目指す。猪名川、服部緑地、久宝寺緑地、大泉緑地などの緑拠点や市民活動との連携も考慮し、道路によって形成される緑の連なりと周辺の緑資源とのネットワーク網を形成していく。

②「みどりの大阪推進計画(平成21年12月、大阪府)」における位置づけ

北大阪地域における施策として、「骨格となるみどり」において「丘陵部の樹林地等の保全、整備」、「北摂山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保全、整備」、「大阪中央環状線の街路樹の育成と充実」、「服部緑地、万博公園の保全、整備」が、「骨格に準ずるみどり」において「千里北公園等の都市基幹公園、住区基幹公園の保全、整備」「神崎川、安威川等の河川的环境整備」が、「きめ細やかなみどり」において「千里丘陵の住宅地などにおける良好で開放性の高い民有地緑化の促進」などが挙げられています。

③「みどりの風促進区域」の位置づけ

平成23年(2011年)5月に大阪府では、海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域「みどりの風促進区域」を指定してみどりづくりに取り組んでいます。吹田市内では、大阪中央環状線及びその沿線が指定されています。

(2)吹田市の自然環境(「すいたの自然 2011」調査結果)

「すいたの自然 2011」は、市全域を対象に、社団法人大阪自然環境保全協会が中心となって自然環境の現況を調査したものです。10年前に取りまとめられた「すいたの自然 2001」と同じ方法・場所で調査を行い、経年変化が把握できるようになっています。

①調査の概要

a) 調査の概要

- 調査・編集：社団法人大阪自然環境保全協会
- 調査期間：2010年度～2011年度（2ヶ年）

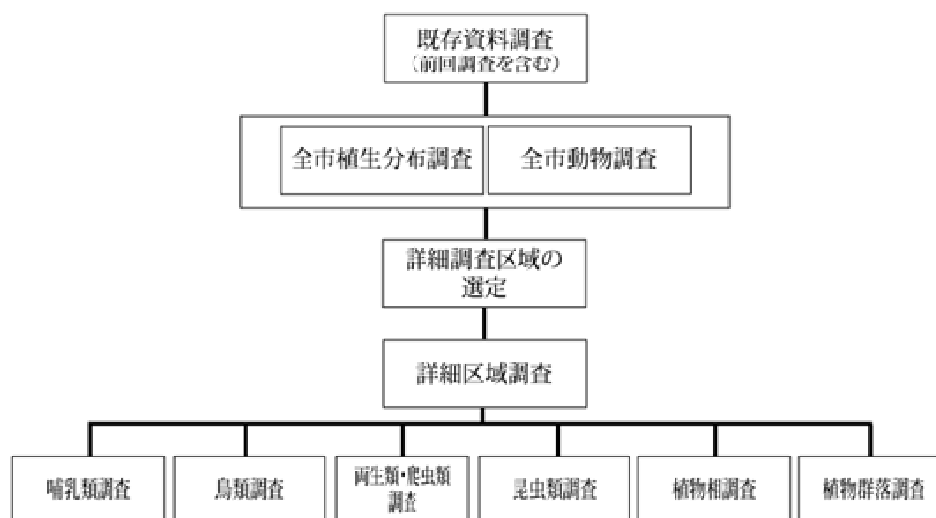


図 資.3.1 「すいたの自然 2011」調査実施フロー

b) 調査項目

- 全市対象調査：植生分布調査、文献調査、哺乳類（コウモリ類）生息分布調査
- 詳細区域調査：植物と動物に分けて実施し、植物は「フローラ調査」「植生群落調査」の2項目、動物は「鳥類」「両生類・爬虫類」「哺乳類」「昆虫類」の4項目について調査を行った。また、併せて、市域の自然環境に関する文献（特に詳細区域について記述したもの）等の調査を行った。

表 資.3.2 「すいたの自然 2011」調査項目と調査方法の概要

全市対象調査	
植生分布調査	相関植生図の作成と主な構成種の確認
コウモリ生息状況調査	バットディテクター
文献調査(植物・動物)	確認場所・種名等の抽出によるリスト作成(2001～2011年分データのみ)
詳細区域調査	
(植物)	
植物相調査	目視と採集・同定によるリストの作成(フローラ調査)
植物群落調査	コドラート法による群落調査
(動物)	
昆虫類	目視、見つけ採り、イエローバントラップ、FIT(衝突板)等
両生類・爬虫類	目視・見つけ採り、鳴き声等
鳥類	ラインセンサス、ポイントセンサス、任意調査等
哺乳類	目視、フィールドサイン法、自動撮影カメラ、聞き取り、バットディテクター

②調査結果

a) 動物調査

全市についての文献調査と特定区域（以下、詳細調査区域）についての現地調査（以下、詳細区域調査）を行った結果、下表の生物が確認されました。地理的には、これら動物の生息状況は、植物の分布傾向と同様におおむね南に少なく北に多い傾向がみられました。

表 資.3.3 「すいたの自然 2011」で確認された動物の科目種数

確認目科種数	全体での確認種数	現地調査での確認種数	文献での確認種数
①鳥類	15目40科166種	12目32科81種	15目39科164種
②昆虫類	14目211科1177種	11目156科696種※	14目185科851種
③両生類・爬虫類	3目9科15種	3目9科13種	3目9科15種
④哺乳類 (ただしノネコとノイヌの2種を含む)	5目8科14種	4目6科8種	4目7科12種

※昆虫類については同定可能数量の点から、おおむね 600 種を目標に採集・同定を行った結果、この種数に落ち着いたもので、実際にはもっと生息している可能性がある。

b) 植物分布調査

- 吹田市（市域面積は約 3,611h）は都市的な土地利用が主で、植物が生育する場所は限定されています。
- 前回の調査時には、まとまった樹林などがあった阪急山田駅東側と千里丘、および広大な草地在が広がっていた JR 吹田操車場跡地では、大規模な開発が行われて、それらの多くが消失しました。
- この 10 年間で、全体としての大きな変化はないが、前回は落葉樹林であったところが今回は常緑樹林化しているなどの細かい変化が多くみられました。
- 植生図をもとに GIS 上で面積を測定し、緑被面積と緑被率を計算した結果、市域全体の面積 3,611ha に対して、緑被面積が 2001 年度には 678.0ha（緑被率 18.8%）、2010 年度には 681.6ha（緑被率 18.9%）と、約 10 年間で 3.6ha（緑被率で 0.1%）増加していました。この 10 年間で植生の変化内容を比較すると、人工的な植生と、ほかの樹種と混交した竹林とで面積の増加傾向が見られ、いわゆる雑木林などの自然的な植生や農耕地などは減少している傾向がありました。
- 現在も維持されている竹林は、春日から桃山台にかけての竹林が最大規模で、高野台～山田～万博公園～山田丘の一体にもやや規模の小さな竹林が点々と存続しています。竹林の増減をみると、市域中央部（原町付近）と市域西側（千里山から春日付近）、及び万博公園西側から北側にかけての山田（北・西・東）と山田丘～上山田のあたりでの減少が著しく、竹林の増加は千里丘陵部分のあちこちに小規模な増加部分が散在しているのみでした。
- 市内 6ヶ所の区域を対象として行った植物調査（植物相調査・植物群落調査）と既存文献調査の結果、市域では 156 科 1089 種の植物種が確認されました。このうち、現地調査での植物相調査と植生群落調査（64 群落）で 137 科 763 種が確認されました。科別の確認種数を比較すると、現地調査（詳細区域調査での植物相調査とコドラート調査）と文献調査において、イネ科の種数が最も多く、次いでキク科、カヤツリグサ科、バラ科、マメ科の出現種数が多くみられました。

(2)吹田市のみどりの特性と生物多様性

①吹田市のみどりの質(樹林地の植生)

「すいたの自然 2011」の相関植生図をもとに、樹林地の植生タイプを整理し、市全域での構成比を算出すると、竹林が約 2 割程度ありますが、全体の 7 割強が常緑・落葉樹林およびその混交林で占められています。

②吹田市におけるみどりのネットワーク

a) みどりの拠点の抽出

みどりの現況図のうち、樹林地、草地、農地、水面を対象にこれらが一団となっているみどりおよび相互の距離が近接(仮に 50m未滿)し、まとまったみどりを構成するものを「みどりの拠点」として抽出しました。

b) ネットワークのみどりの抽出

ネットワークのみどりは、みどりの拠点を街路樹や河川などで相互に連絡している線的・帯状のみどりとして位置づけるものです。航空写真などで拠点間の現状を確認し、下表のとおりネットワークのみどりを抽出しました。

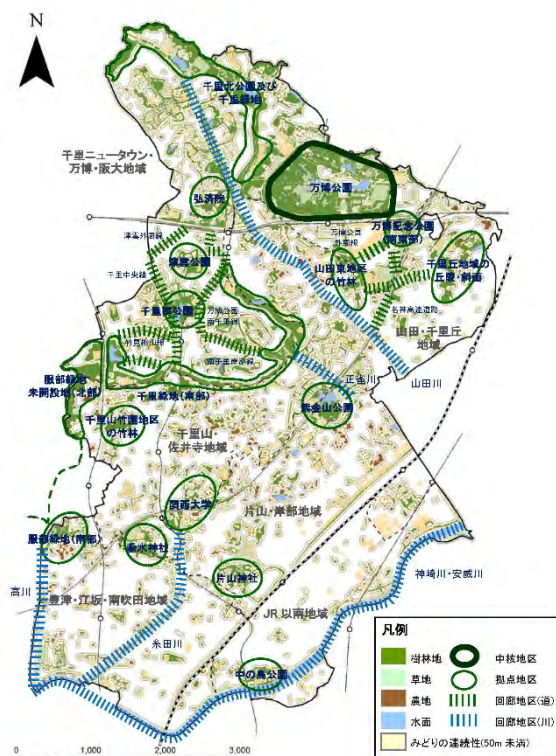


図 資.3.2 みどりのネットワークの現況

表 資.3.4 みどりの拠点の概要

地区		自然的条件
中核地区	万博公園	129haの一大緑地。西側には常緑の広葉・針葉樹林が位置し、東側は主に草地から構成される。
拠点地区	千里北公園及び千里緑地(北部)	公園内に広い草原を有する。池や樹林からなる緑地が連続して多様性に富み、近年、大阪府絶滅危惧種のヤマサギソウやイヌセンブリなどが発見された。
	千里丘陵地の丘陵・斜面	千里丘陵南部に位置し、かつての丘陵地の雑木林が残る斜面緑地が連続する。
	万博記念公園(南東部)	丘陵地の野球場造成地周辺に樹林地が広がる。
	山田東地区の竹林	住宅開発の残地として、竹林を主とした樹林が分布する。
	弘済院	緩い南向き斜面。かつては雑木林が広がっていたが、近年は宅地と竹林が進出する。
	津雲公園	かつての丘陵地開発の宅地内およびその周辺の斜面地に樹林が残される。
	千里南公園	丘陵地の地形を活かして池と斜面緑地が広がる。街路の緑が公園の緑につながる。
	千里緑地(南部)	緑地が連続的に分布し、回廊地区としての役割も有している。千里緑地(第4区)では、ヒメボタルが生息しており、市民団体による植生管理を通じて保全されている。
	服部緑地未開設区域(北部)	一団の緑地であるが、ほとんどが竹林で占められる。畑地も多く分布する。
	千里山竹園地区の竹林	丘陵地の地形を残し、小さなため池と竹林が広がる。
	紫金山公園	千里丘陵南東端部に位置する。コバノミツバツツジが生育しており、市民団体による里山管理を通じて保全されている。
	関西大学	丘陵地を構成する斜面樹林がキャンパスを囲むように残される。
	垂水神社	千里丘陵の南端部に位置し、かつての丘陵地の樹林が残される。
	服部緑地(南部)	丘陵地の地形を活かした都市緑化植物園の植栽木が広がり、西側に高川が接する。
	片山神社	千里丘陵端部の前線緑地を形成し、神社林が広がる。
中の島公園	神崎川に接し、グラウンド周囲や園地の樹林が水際の緑地とつながる。	

表 資.3.5 みどりのネットワークの概要

地区		自然的条件
回廊 (川)	高川	服部緑地の公園区域にあたり、左岸側に落葉常緑混交林が点在する。
	糸田川	河畔に落葉広葉樹林が連なる。千里山の湧水を集めて流れる。
	正雀川	千里緑地につながる小河川であり、自然的要素に限られる。
	山田川	中下流は、自然蛇行して周辺には農地も多いが、上流は、府道箕面摂津線と並走して直線の人工河川となる。
回廊 (道)	千里中央線・津雲外周線	千里ニュータウン内を抜ける緑化街路で、千里緑地、千里南公園、津雲公園をつなぐ。
	南千里・茨木停車場線	千里ニュータウン内を抜ける緑化街路で千里南公園と弘済院の拠点を結ぶ。
	南千里岸部線・竹見桃山線	千里ニュータウン内を東西に抜ける緑化街路で、千里緑地と服部緑地を結ぶ。
	万博公園外周線	万博公園南部の拠点地区を連絡する緑化街路。
	名神高速道路	名神高速道路の土盛り区間で、千里丘の緑地から山田川までを連絡する。

③生物多様性の観点にたったみどりの課題

- 吹田市のみどりの基盤となっている千里丘陵においても、千里ニュータウン地域以外では、丘陵地のみどりの面影を残すところはほとんどみられない状況にあり、拠点間にあったみどりも宅地開発などにより分断され、連続性を失いつつあります。とくに北東から南西方向に延びる JR 京都線や名神高速道路は、大きな分断要因となっているほか、市街地のみどりも少なく、生物多様性の確保は厳しい状況下にあります。
- 万博公園（中核地区）以外の拠点地区として残るみどりは 16 箇所抽出されましたが、周辺の宅地開発などでさらに規模が小さくなることが懸念されるほか、多くが竹林で占められるところもあり、生物多様性に資するみどりの質という面での課題を抱えています。
- とりわけ、市域南部においては、みどりの拠点の数が限られており、生物多様性保全の面で条件の悪い地域となっています。一部のみどりの拠点が、千里丘陵の前線緑地としての名残を留めており、その保全が課題となっています。また、神崎川の支流である高川、糸田川、山田川が、小規模ながら拠点をつなぐ南北のコリドーとして重要な役割を担っており、これらを活用して限られたみどりの拠点を結び、みどりのネットワーク形成を推進していくことが課題となっています。
- 一方、みどりの拠点の中には、そこをフィールドとして生物調査が実施されるなど、市民活動が積極的に展開されているものも多くあることから、こうした活動を通じて、みどりの拠点を保全・活用する気運を高めていくことも求められています。
- 行政においても、市民による活発な保全活動と連携・協働しながら、生き物関連の情報収集を効率的に行うほか、自然環境に関連する計画立案に際しては、市民参画・協働の視点で取り組んでいくことが必要となっています。

資料4 吹田市におけるヒートアイランド現象の実態

(1) ヒートアイランド現象と気温の上昇

日本の年平均気温は、都市化の影響が少ない地点では100年間で平均1.5℃の割合で上昇していますが、大阪では100年間で2.9℃上昇しています。この気温上昇はヒートアイランド現象によるものと考えられています。「都市化の影響による気温上昇等の解析結果について～ヒートアイランド監視報告(平成23年)～(気象庁)」より引用

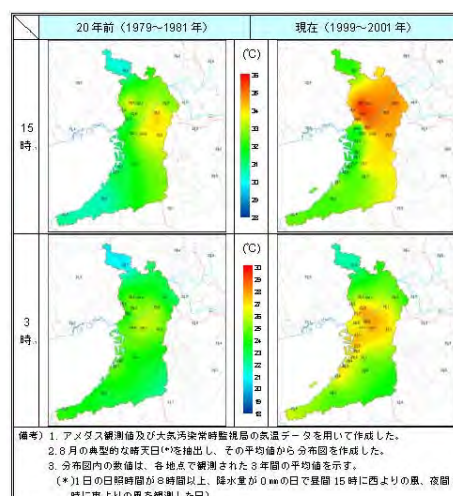


図 資.4.1 大阪府域の気温分布
(大阪府 HP より引用)

(2) 吹田市の夏季高温化(地表面温度)の状況

平成23年度(2011年度)に、航空機搭載型赤外センサーを用いて、吹田市全域の地表面温度を撮影しました。地表面温度が高いところは赤く、低いところを青く示しています。

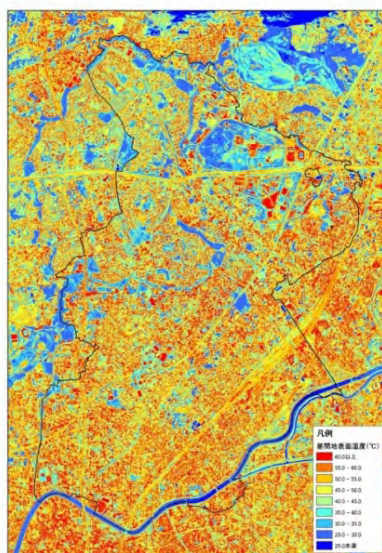


図 資.4.2 夏季昼間の地表面温度
平成23年(2011年)8月11日
12時00分～12時30分

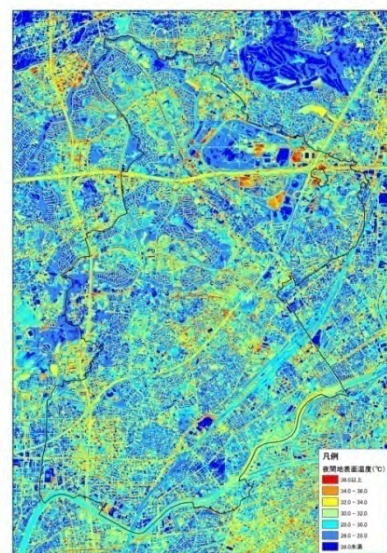


図 資.4.3 夏季夜間の地表面温度
平成23年(2011年)8月10日
23時07分～23時38分

【昼間の地表面温度の状況】

ビルや集合住宅が多い江坂周辺、JR以南地域、吹田サービスエリア周辺(五月が丘、佐井寺南が丘など)ほかで、地表面温度が高くなっています。特に屋外駐車場、人工芝、建築物の屋根は温度が高くなっています。一方、神崎川などの河川や、千里緑地・万博公園などの大規模な公園・緑地は、地表面温度が低くなっています。

【夜間の地表面温度の状況】

戸建住宅が多いJR以南地域は、夜間になると地表面温度が下がりますが、江坂周辺、吹田サービスエリア周辺ほかは、夜間になっても温度が下がらないところがあります。特に、道路や屋外駐車場が高い温度を維持しています。

(3) 熱環境(地表面温度較差)マップ

地表面温度データをメッシュ単位で集計し、昼夜とも相対的に温度が高い地域を把握しました。相対的に温度が高いところは赤く、低いところを青く示しています。ビルや集合住宅が多い江坂周辺、吹田サービスエリア周辺(五月が丘、佐井寺南が丘など)、大規模駐車場がある場所などは、昼夜とも相対的に地表面温度が高くなっています。

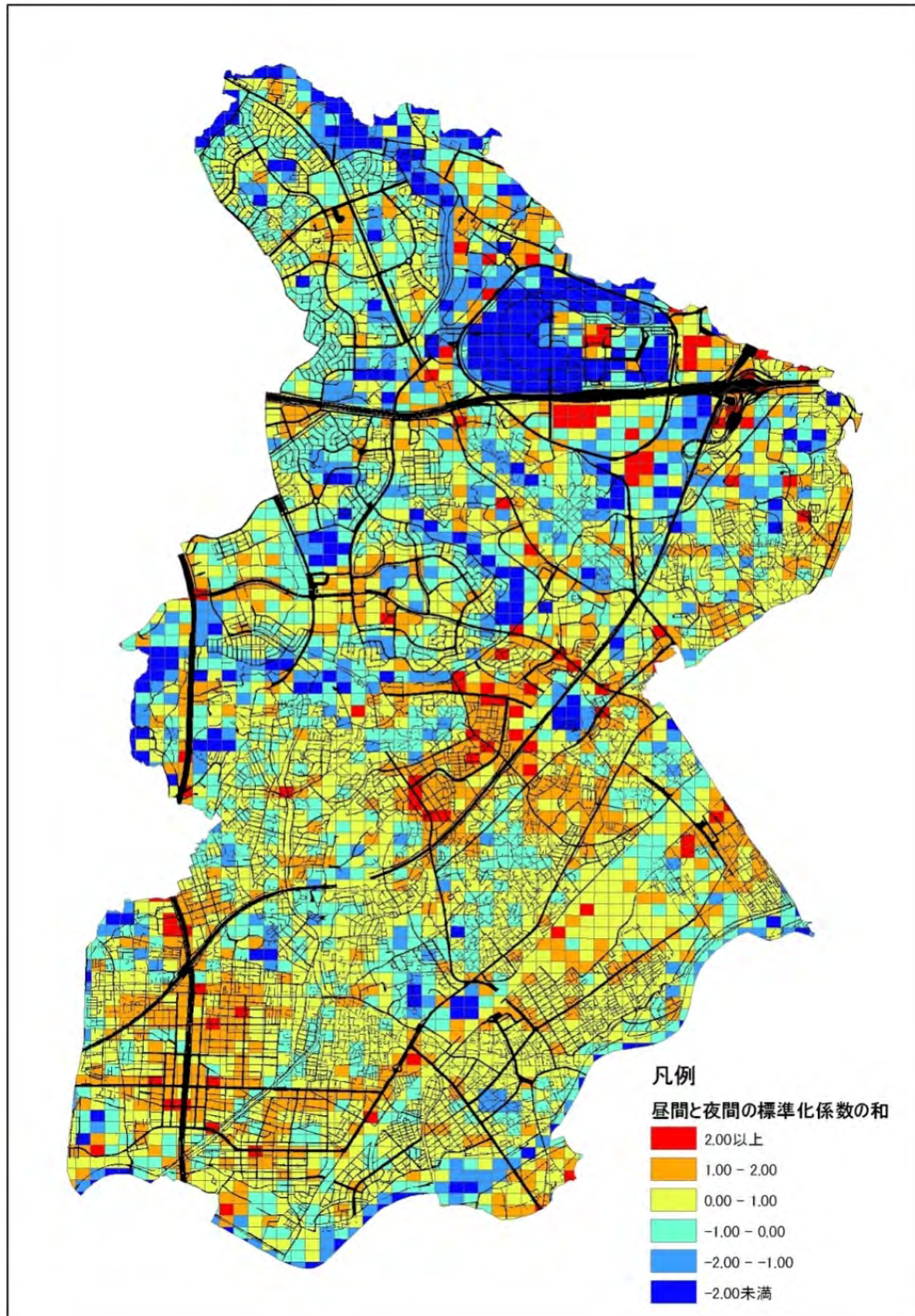


図 資.4.4 昼間と夜間の標準化係数の和

資料5 「地域防災計画」に基づく避難地の指定状況

表 資.5.1 「地域防災計画」に基づく避難地の一覧

一時避難地

(平成 26 年 10 月 31 日現在)

No.	施設名	所管	所在地	No.	施設名	所管	所在地
1	吹田第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	元町 30-35	41	片山中学校グラウンド	市(教育総務部)	竹谷町 35-1
2	吹田第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	泉町 3 丁目 15-18	42	佐井寺中学校グラウンド	市(教育総務部)	五月が丘南 5-1
3	吹田第三小学校グラウンド	市(教育総務部)	高城町 18-39	43	南千里中学校グラウンド	市(教育総務部)	桃山台 4 丁目 2-1
4	吹田東小学校グラウンド	市(教育総務部)	幸町 20-1	44	豊津中学校グラウンド	市(教育総務部)	垂水町 3 丁目 32-50
5	吹田南小学校グラウンド	市(教育総務部)	南吹田 5 丁目 12-1	45	豊津西中学校グラウンド	市(教育総務部)	豊津町 6-1
6	吹田第六小学校グラウンド	市(教育総務部)	南清和園町 43-1	46	山田中学校グラウンド	市(教育総務部)	山田市場 15-1
7	千里第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	片山町 4 丁目 32-10	47	西山田中学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 2 丁目 11-1
8	千里第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里山松が丘 25-1	48	山田東中学校グラウンド	市(教育総務部)	山田東 4 丁目 33-1
9	千里第三小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里山西 2 丁目 13-1	49	千里丘中学校グラウンド	市(教育総務部)	青葉丘南 15-1
10	千里新田小学校グラウンド	市(教育総務部)	春日 4 丁目 10-1	50	高野台中学校グラウンド	市(教育総務部)	高野台 4 丁目 5-1
11	佐井寺小学校グラウンド	市(教育総務部)	佐井寺 3 丁目 3-1	51	青山台中学校グラウンド	市(教育総務部)	青山台 4 丁目 2-1
12	東佐井寺小学校グラウンド	市(教育総務部)	五月が丘西 4-1	52	竹見台中学校グラウンド	市(教育総務部)	竹見台 1 丁目 3-1
13	岸部第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	岸部中 2 丁目 19-1	53	古江台中学校グラウンド	市(教育総務部)	古江台 1 丁目 1-1
14	岸部第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	岸部北 4 丁目 12-1	54	総合運動場	市(地域教育部)	竹谷町 37-1
15	豊津第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	江坂町 1 丁目 15-42	55	山田スポーツグラウンド	市(地域教育部)	山田西 2 丁目 17-1
16	豊津第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	江坂町 2 丁目 5-1	56	桃山台スポーツグラウンド	市(地域教育部)	桃山台 5 丁目 5-1
17	江坂大池小学校グラウンド	市(教育総務部)	江坂町 3 丁目 13-1	57	桃山公園	市(道路公園部)	桃山台 2 丁目 10
18	山手小学校グラウンド	市(教育総務部)	山手町 2 丁目 15-43	58	津雲公園	市(道路公園部)	津雲台 3 丁目 13
19	片山小学校グラウンド	市(教育総務部)	朝日が丘町 16-1	59	高野公園	市(道路公園部)	高野台 1 丁目 4
20	山田第一小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田東 2 丁目 33-2	60	佐竹公園	市(道路公園部)	佐竹台 3 丁目 4
21	山田第二小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里丘下 19-1	61	ねむのき公園	市(道路公園部)	佐竹台 4 丁目 10
22	山田第三小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 1 丁目 4-1	62	竹見公園	市(道路公園部)	竹見台 4 丁目 3
23	山田第五小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 1 丁目 6-1	63	青山公園	市(道路公園部)	青山台 4 丁目 4
24	東山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	青葉丘南 15-10	64	藤白公園	市(道路公園部)	藤白台 3 丁目 4
25	南山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	千里丘西 9-1	65	古江公園	市(道路公園部)	古江台 5 丁目 4
26	西山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田西 2 丁目 10-1	66	江坂公園	市(道路公園部)	江坂町 1 丁目 19
27	北山田小学校グラウンド	市(教育総務部)	山田北 1-1	67	南吹田公園	市(道路公園部)	南金田 1 丁目 12
28	佐竹台小学校グラウンド	市(教育総務部)	佐竹台 4 丁目 12-1	68	佐井寺南が丘公園	市(道路公園部)	佐井寺南が丘 14
29	高野台小学校グラウンド	市(教育総務部)	高野台 2 丁目 16-1	69	吹田高校グラウンド	府	原町 4 丁目 24-14
30	津雲台小学校グラウンド	市(教育総務部)	津雲台 4 丁目 7-1	70	千里高校グラウンド	府	高野台 2 丁目 17-1
31	古江台小学校グラウンド	市(教育総務部)	古江台 5 丁目 6-1	71	北千里高校グラウンド	府	藤白台 5 丁目 6-1
32	藤白台小学校グラウンド	市(教育総務部)	藤白台 3 丁目 3-1	72	山田高校グラウンド	府	山田東 3 丁目 28-1
33	青山台小学校グラウンド	市(教育総務部)	青山台 2 丁目 5-1	73	吹田東高校グラウンド	府	青葉丘南 16-1
34	桃山台小学校グラウンド	市(教育総務部)	桃山台 1 丁目 5-1	74	関西大学・第一中学校・第一高等学校	(学)関西大学	山手町 3 丁目 3
35	千里たけみ小学校グラウンド	市(教育総務部)	竹見台 3 丁目 3-1	75	大阪学院大学・高等学校グラウンド	(学)大阪学院大学	南正雀 3 丁目 12-1
36	第一中学校グラウンド	市(教育総務部)	千里山西 2 丁目 2-1	76	千里金蘭大学・短期大学部・高等学校・中学校グラウンド	(学)金蘭会学園	藤白台 5 丁目 25-1
37	第二中学校グラウンド	市(教育総務部)	岸部北 1 丁目 21-1	77	日本生命千里山グラウンド	日本生命保険相互会社	円山町 50
38	第三中学校グラウンド	市(教育総務部)	中の島町 3-51	78	大阪学院大学千里山グラウンド	(学)大阪学院大学	佐井寺 4-1
39	第五中学校グラウンド	市(教育総務部)	幸町 21-1	79	武田薬品工業(株)吹田寮(運動場)	武田薬品工業(株)	山田南 48
40	第六中学校グラウンド	市(教育総務部)	穂波町 16-1				

広域避難地

(平成 26 年 10 月 31 日現在)

No.	施設名	所管	面積(ha)	No.	施設名	所管	面積(ha)
1	千里北公園	市(道路公園部)	30.1	6	片山公園周辺	市(道路公園部)	22.4
2	万博公園周辺	府(万博公園事務所)	251.7	7	中の島公園周辺	市(道路公園部)	10
3	弘済院周辺	大阪市	23.6	8	アメニティ江坂	(株)サンリバー	13.2
4	千里南公園	市(道路公園部)	10.5	9	服部緑地	府(池田土木事務所)	117.4
5	紫金山公園周辺	市(道路公園部)	18.6				

(出典:「地域防災計画」(吹田市、平成 26 年(2014 年))

資料6 自然環境保全に関する市民活動

表 資.6.1 市民公益活動センターに登録している市民団体による自然環境保全に関する取組

団体名	活動目的	活動内容	活動場所	設立年月	スタッフ数
吹田 自然観察会	吹田の自然を観察し、保全する。	・毎月、吹田市内の自然を親で歩く会を実施 ・市内の生き物の調査、里山再生活動、自然環境の保全について、行政や企業に提案・提言を実施	市内の自然がある場所、紫金山公園	1989年 11月	23人
紫金山 みどりの会	1997年度に行われた「紫金山公園の生態調査と自然回復計画」をきっかけに始動。保全協会を中心に、吹田自然観察会などの地元各団体と市民で結成。	自然林などを市民と行政が協働して管理。	紫金山公園	—	—
NPO法人 すいた 市民環境会議	吹田市の環境について、心に潤いとゆとりを持てるようなまちづくりを考え、身近な自然環境・歴史的文化的遺産・生活環境などの保全、回復、創出などを行い、よりよい吹田の環境を次世代に引き継ぐことを目的とする。(定款より)	・身近な自然環境調査(ヒメボタル、公園等) ・生活環境(省エネ、ゴミ減量等) ・まちづくり(吹田の現状の記録) ・学習研修(公民館講座支援等) ・環境問題の提言、提案	市内全域	2001年 2月	ボランティア 50人
NPO法人 すいた 環境学習協会 (SELF)	1.地域の環境保全のため、市民や行政、企業並びにそれぞれの教育機関と連携して環境学習の支援活動を行う。 2.安全で住みやすいまちづくりの提言とその活動の支援を行う。 3.諸団体との交流を深め、持続可能な社会の発展と実現に寄与することを目的とする。	1.市内の小・中・高等学校の環境学習授業の支援 2.循環型社会形成の推進・普及啓発活動の実施 3.まちづくり、歴史的施設の保全と普及啓発活動の実施 4.里山森林の保全活動の実施 5.市内緑視率調査、樹木名板かけ、遊園管理等の実施 6.子どもエコ工作の普及と指導 7.市民講座の企画・実施	市内全域、 千里緑地 (第2区)	2004年 9月	ボランティア 169人
NPO法人 吹田 みどりの会	吹田市内の公園・緑地などの自然環境に対して、植物をはじめ、多様な生き物が棲息できる環境の保全と創出を地域住民として関わり、自然の豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。(定款より)	・市全域を対象に、多様な生き物が棲息できる豊かな自然環境の創出を目指した活動を目的としている。 ・主な活動域の「千里第4緑地」に棲息するヒメボタル(市天然記念物)とベニイトトンボ(準絶滅危惧種)の棲息環境の保全を目的にした植栽の管理作業と、その創出を図るための調査・観察など、学術的な活動も行っている。	市内全域、 山田・千里丘 地域	2007年 3月	ボランティア 30人
吹田 ヒメボタルの会	吹田の天然記念物であるヒメボタルの保護	・絶滅が危惧されているヒメボタルの生息状況を調査・観察すると共に市天然記念物でヒメボタルと同じ生息地の自然環境の保護活動を行っている。	千里緑地 (第4区)	2011年 4月	ボランティア 8人

※市民公益活動センターのHPをもとに、市民団体からの聞き取り内容を一部加筆して作成

表 資.6.2 「緑あふれる未来サポーター」による自然環境保全に関する取組

団体名	活動内容	活動場所	協定締結年	スタッフ数
千里竹の会	竹林管理	桃山公園、 千里緑地(第7・8区)	2008年	113人
NPO法人すいた環境学習協会(SELF)内 すいた里山クラブ	竹林管理	千里緑地(第2区)	2008年	47人
竹林友の会	竹林管理	千里緑地(第4区)	2008年	—
津雲公園里山クラブ	竹林管理	津雲公園	2008年	10人
西山山緑を守る会	竹林管理	山田西公園	2008年	5人
NPO法人吹田みどりの会	植生管理、竹林管理	千里緑地(第4区)	2008年	25人
佐井寺竹林の会	竹林管理	千里緑地(第6区)	2008年	13人
公益法人ガールスカウト日本連盟 大阪府第21団	吹田クワイ栽培・管理	片山公園	2008年	55人
ピアノ池の環境をよくする会	池の植生管理 (ヒメガマの繁殖抑制)	藤白公園内 ピアノ池	2010年	18人
JR西労組北摂支部 青年女性委員会	池の植生管理 (ヒメガマの繁殖抑制)	桃山公園内 春日大池	2010年	7人
わんぱく公園竹林整備会	竹林管理	春日わんぱく公園	2010年	11人
公益法人ボーイスカウト大阪連盟 吹田第4団	吹田クワイ栽培・管理	千里南公園	2010年	21人
佐竹公園ハスの会	ハスの育成	佐竹公園	2011年	5人
桃山台四丁目竹林友々会	竹林管理	千里緑地(第7区)	2011年	5人
千里第八緑地会	竹林管理	千里緑地(第8区)	2012年	10人
特定外来植物から吹田の自然を守る会	特定外来植物の除草	千里緑地(第4・5区)、 紫金山公園	2015年	24人

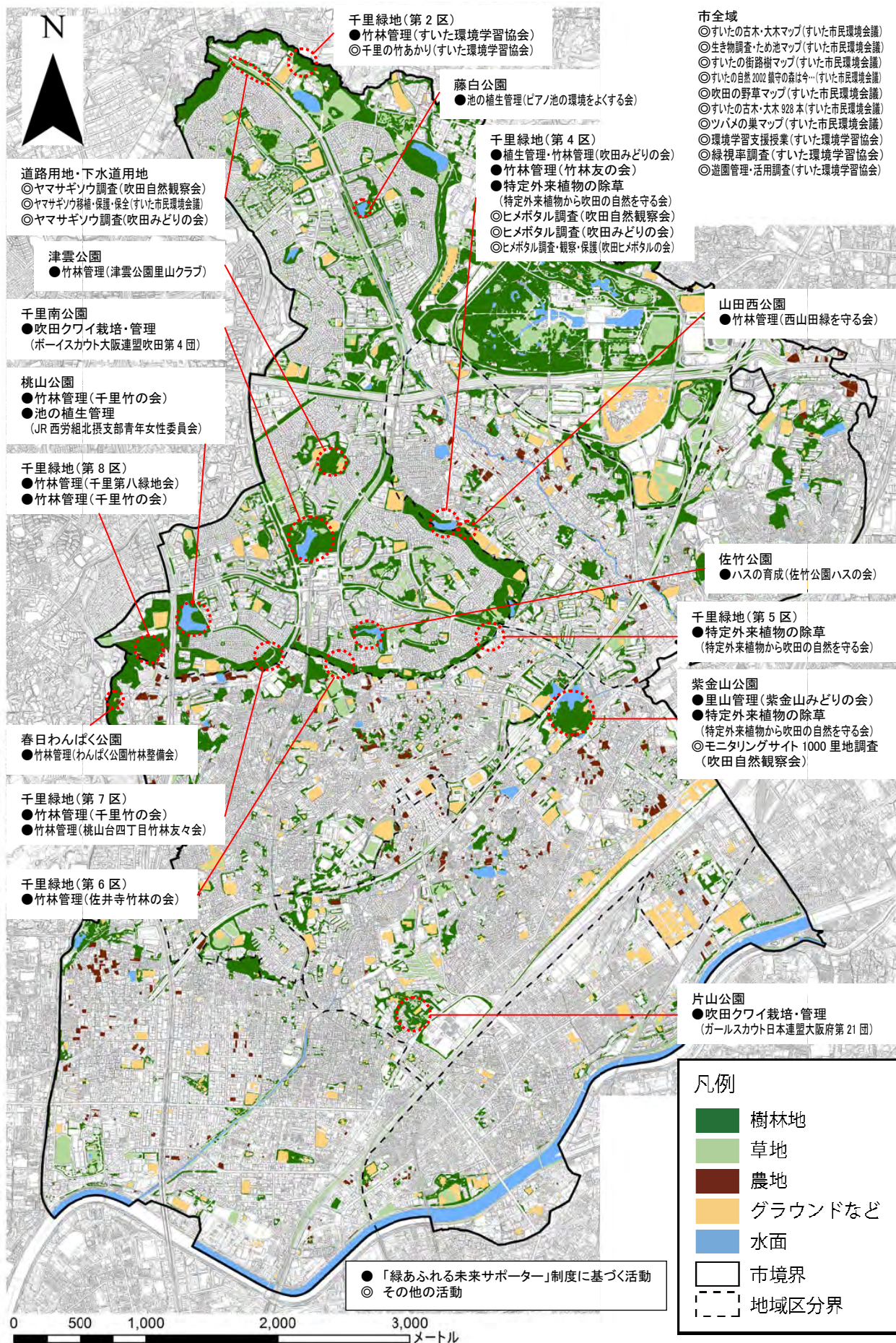


図 資.6.1 自然環境保全に関する主な市民活動

資料7 みどりに関する市民の意向

(1)市民アンケート調査の概要

①目的

「緑」の量・質・機能などに対する満足度、守りたい「緑」、つくりたい「緑」などに関する市民の意向を把握することを目的として、市民アンケート調査を実施しました。なお、本アンケートで対象とする「緑」とは、「住宅の草花や街路樹ばかりではなく、公園・広場、農地、樹林地、河川などの水辺などを含むもの」と定義しました。

②対象者・実施期間・回収結果

- a) 対象者 : 吹田市在住の20歳以上の方3,000名を無作為に抽出。
- b) 実施期間: 平成21年(2009年)9月18日から平成21年(2009年)10月31日まで
- c) 回収結果: ●配布数: 3,000 ●回収数: 1,240 ●回収率: 41.3%

(2)市民アンケート調査の結果

①吹田市に愛着を感じるどころ(複数回答)

吹田市に愛着を感じるどころについて、「万博公園がある」(49.8%)と回答する割合が最も多く、次いで、「大きな公園があり緑が多い」(47.3%)、「美しい街路がある」(25.2%)と回答する割合が多くありました。公園や緑の次に、街路へ愛着を感じている傾向があります。

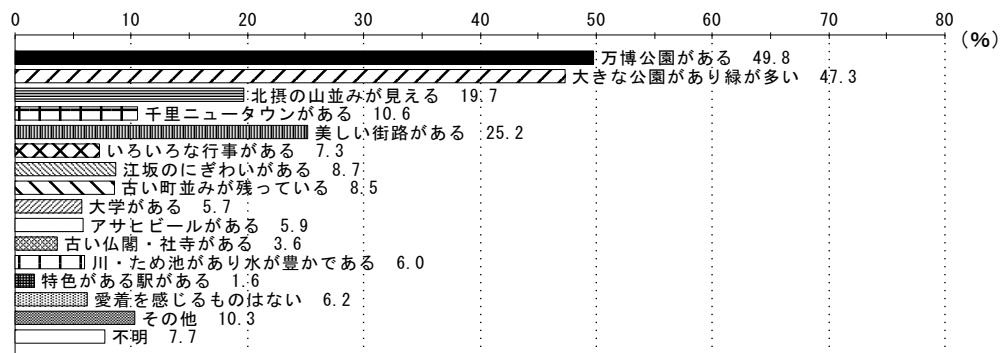


図 資.7.1 吹田市に愛着を感じるどころ (今回調査:平成21年(2009年))

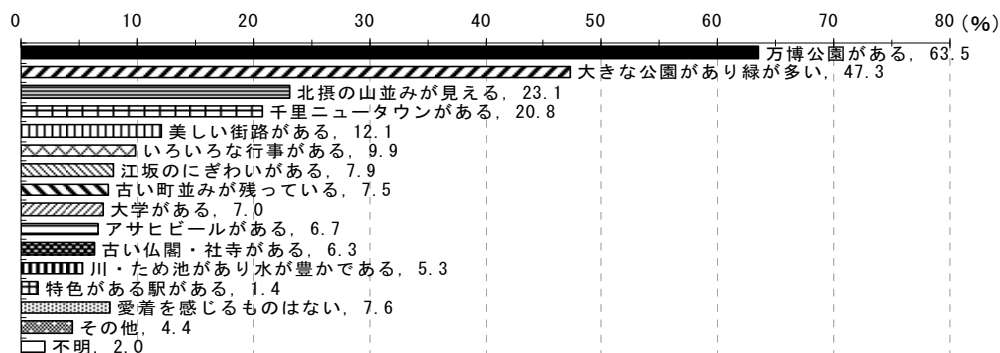


図 資.7.2 吹田市に愛着を感じるどころ (前回調査:平成5年(1993年))

②市内で気軽に自然とふれあう場所(複数回答)

市内で気軽に自然とふれあう場所について、「緑のある公園」(79.3%)と回答する割合が最も多くありました。前回調査時(平成5年(1993年))と比べて、「川や水路」、「堤防や河川敷」と回答する割合が大きく増えていることから、水辺を利用して自然とふれあう市民が増加している傾向が伺えます。

地域別にみると、「山林・竹林」と回答する割合は、市域北部の千里ニュータウン・万博・阪大地域(33%)、千里山・佐井寺地域(31%)、山田・千里丘地域(31%)で多く、また、「堤防や河川敷」と回答する割合は、市域南部のJR以南地域(54%)、豊津・江坂・南吹田地域(36%)、片山・岸部地域(22%)で多くありました。

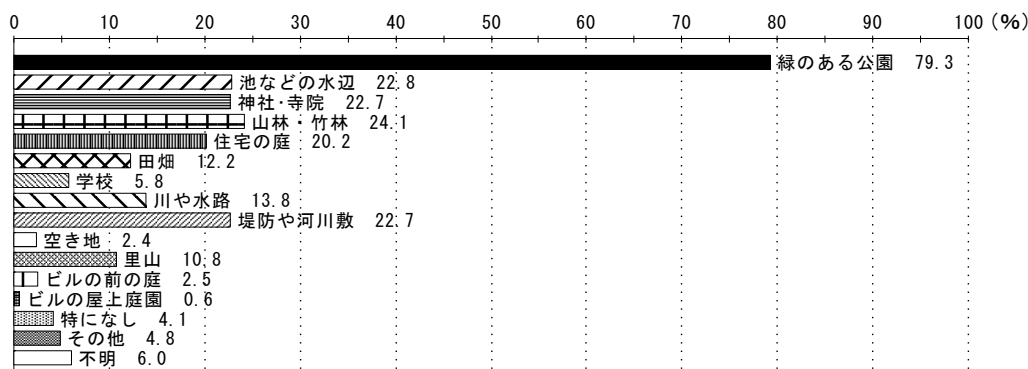


図 資.7.3 市内で気軽に自然とふれあう場所 (今回調査：平成 21 年 (2009 年))

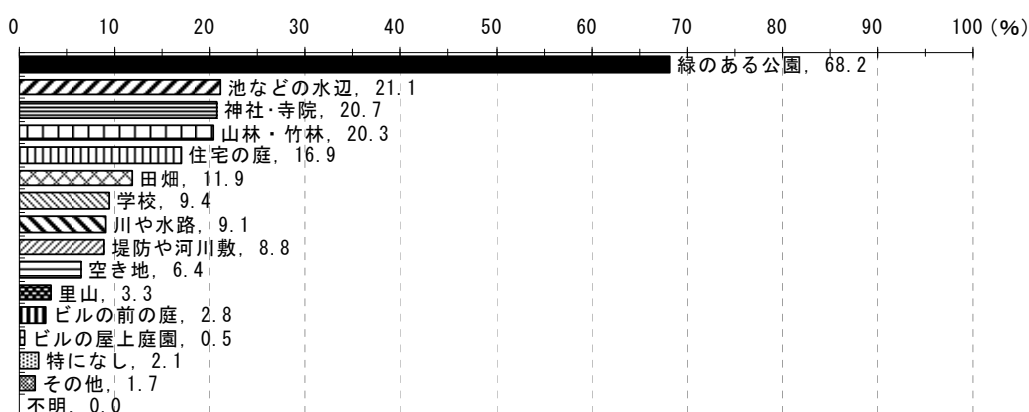


図 資.7.4 市内で気軽に自然とふれあう場所 (前回調査：平成 5 年 (2009 年))

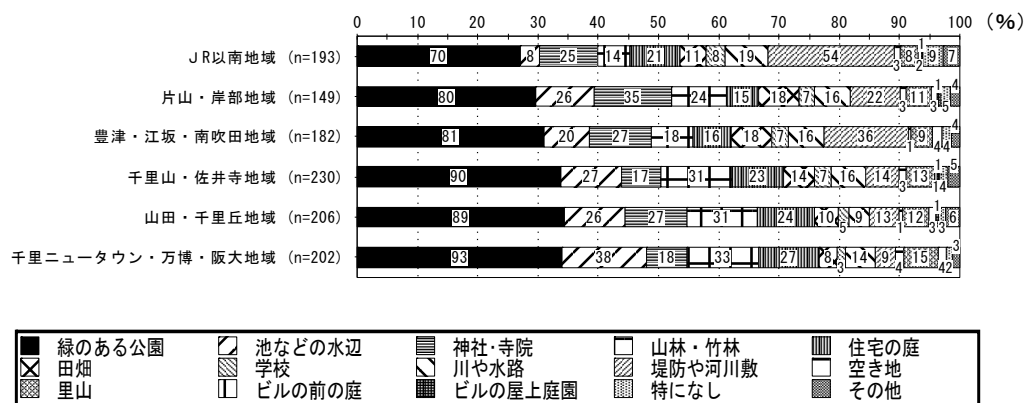


図 資.7.5 地域別にみた気軽に自然とふれあう場所 (今回調査：平成 21 年 (2009 年))

③吹田市の「緑」の量(単一回答)

吹田市の「緑」の量について、「多い」と回答する割合と「やや多い」と回答する割合を合わせて、44.4% (=19.5%+24.9%) となることから、半数近くの調査対象者は、吹田市の「緑」の量が普通よりも多いと感じていることがわかりました。吹田市の「緑」の量の経年的な変化については、「変わらない」(46.4%) と回答する割合が最も多かったものの、「少なくなった」(36.9%) と回答する割合は、「多くなった」(10.3%) と回答する割合の約3倍であることがわかりました。

地域別にみると、市域南部の3地域では「緑」の量が普通よりも少なく、市域北部の3地域では「緑」の量が普通よりも多いと感じられており、片山・岸部地域では最も「緑」の量が少なくなったと感じられていることがわかりました。

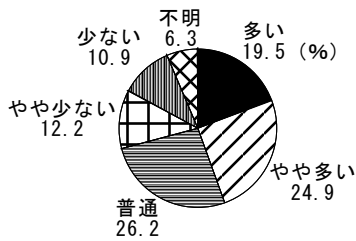


図 資. 7.6 現状の「緑」の量

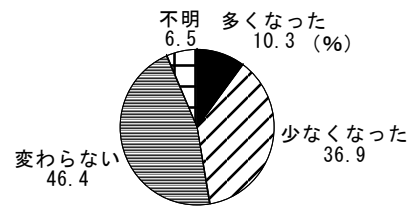


図 資. 7.7 住み始めたところからの「緑」の量の変化

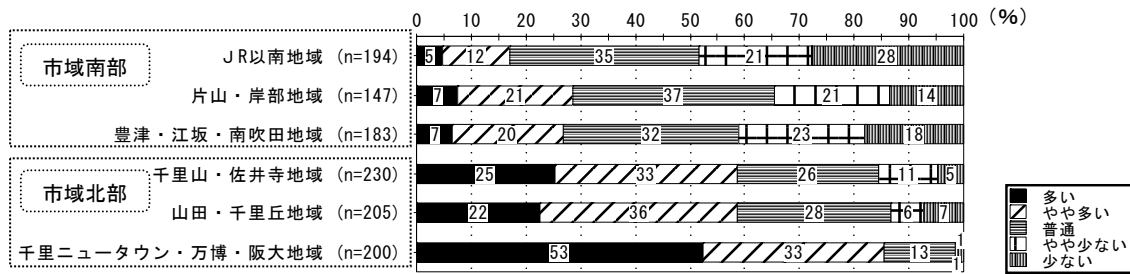


図 資. 7.8 地域別でみた現状の「緑」の量

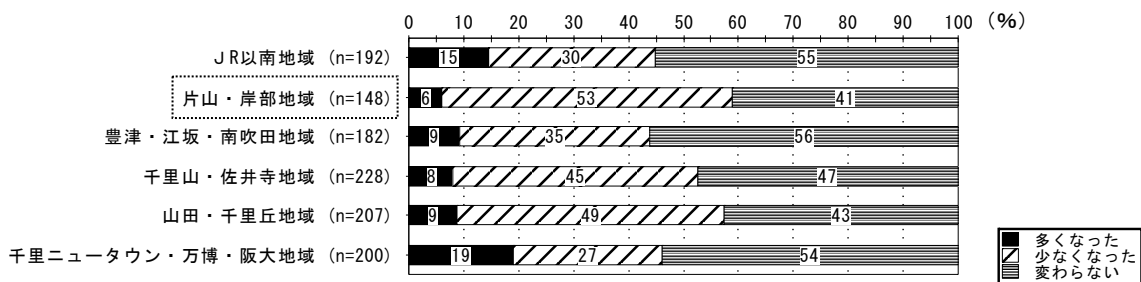


図 資. 7.9 地域別でみた住み始めたところからの「緑」の量の変化

④今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性(単一回答)

今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性について、「今ある「緑」を適切に維持管理し、質を充実させてほしい」(35.5%)と回答する割合が、他の項目と比べて若干多くありました。

地域別にみると、市域南部の3地域では「緑」をもっと増やしてほしい」と回答する割合が最も多く、市域北部の千里山・佐井寺地域と千里ニュータウン・万博・阪大地域では「今ある「緑」を適切に維持管理し、質を充実してほしい」と回答する割合が最も多く、市域北部の山田・千里丘地域では「今ある「緑」を守ってほしい」と回答する割合が最も多くありました。

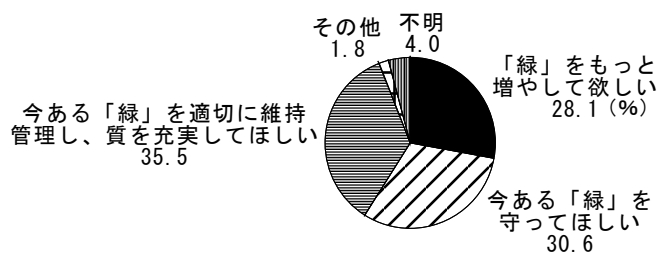


図 資. 7.10 今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性

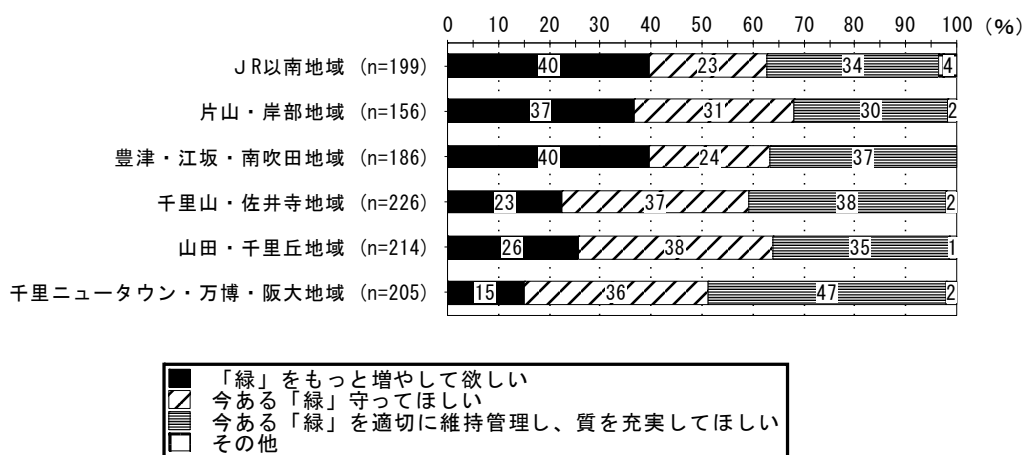


図 資. 7.11 地域別にみた今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性

⑤ 行政に求める整備や取組(複数回答)

行政に求める整備や取組について、「公園や広場を整備・充実させる」(69.8%)と回答する割合が最も多く、次いで「道路、学校、河川などの公共空間の緑化を推進する」(62.3%)、「住宅や工場などの開発の事業者」に、「緑」を守り、増やすよう指導する」(35.0%)、「市民の緑化意識や環境意識を高める普及啓発活動を推進する」(28.1%)の順に回答する割合が多くありました。

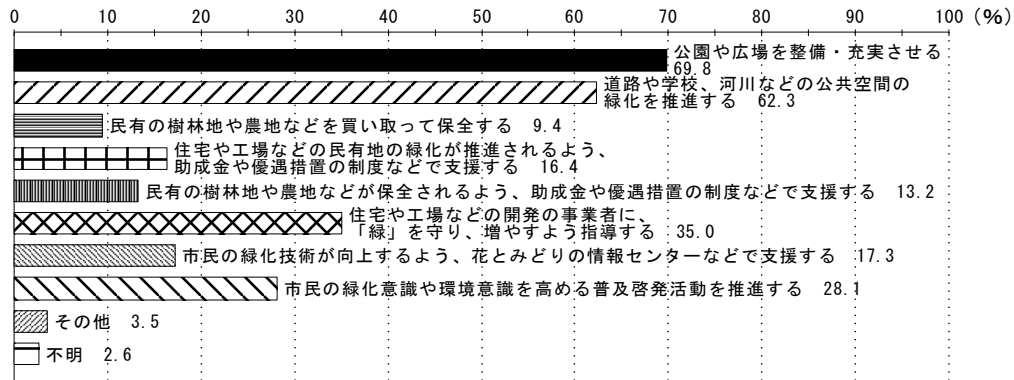


図 資. 7.12 行政に求める整備や取組

⑥ 「緑」のまちづくりのために、市民が取り組んでみたい活動(複数回答)

「緑」のまちづくりのために、市民が取り組んでみたい活動について、「自宅のベランダや玄関先に花や鉢植えを飾る」(54.1%)と回答する割合が最も多く、次いで「身近な公園、道路、河川などに花や木を植える」(25.7%)、「家庭菜園をつくる」(24.5%)、「市民農園などで作物を育てる」(19.7%)の順に回答する割合が多くありました。

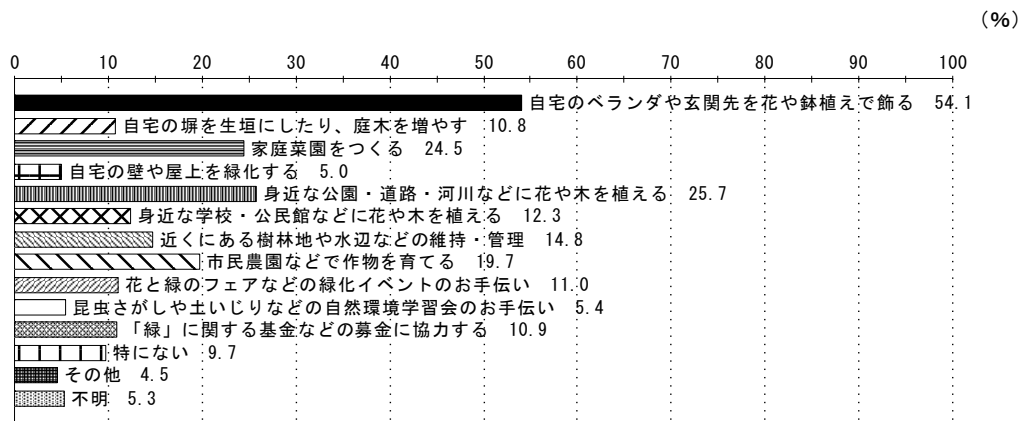


図 資. 7.13 「緑」のまちづくりのために、市民が取り組んでみたい活動

⑦ 市民アンケート調査のまとめ

現状で吹田市の「緑」は豊かであると感じられており、10年前と比べて街路や河川などの水辺に対する市民の評価が向上している傾向があります。

今後は、公園・緑地や街路を中心として、「緑」の適切な維持管理と質の充実が求められており、行政の取組として、「緑」の整備・充実、開発事業者への緑化指導、市民への緑化や環境意識の普及啓発、また、市民の取組として、自宅などでできる身近な取組、農業に関連した取組などの必要性を確認することができました。

⑧自由意見のまとめ

a) 公園・緑地の整備

公園・緑地の整備に関しては、自然がなるべく残された公園、芝生のある公園、ゆったりできるようなスペースやベンチのある公園、みんなが行きやすい・使いやすい公園などの整備・充実を望む意見がありました。

b) 公園・緑地の維持管理

公園・緑地の維持管理に関しては、ゴミの清掃、花壇・植木の手入れなどの管理状況に不満を感じている意見がありました。また、自治会、高齢クラブ、近隣の住民などがその対応にあたってよいという意見がありました。公園内のゴミをリサイクルして、草花の肥料などに活用するという提案もありました。

c) 「緑」の保全

「緑」の保全に関しては、樹林地、公園・緑地、農地などの今ある「緑」を守ってほしいという意見が多くありました。また、そのために、樹林地と農地を買い取って保全することや、近隣の都市と協力していくことなどが大切であるという意見がありました。神社周辺、寺周辺、日本家屋周辺の「緑」の保全も大切であるという意見もありました。

d) 道路の「緑」

道路の「緑」に関しては、枝の剪定、草むしり、害虫などの駆除をしていなかったり、遅かったりするので、十分対応してほしいという意見がありました。その反面、新芽が出ている時期や、紅葉がきれいになりそうな時期に剪定されてしまうことを残念に感じている意見もありました。また、駅前の公共施設や道路などには、季節の花、街路樹が植えられており、花や緑があふれていて素晴らしいと感じている意見もありました。

e) 水辺

水辺に関しては、河川の堤防への桜などの植樹や、親水空間の設置を望む意見がありました。また、水生生物や「緑」が豊かになるように、清掃活動をしてはどうかという意見もありました。

f) 万博記念公園

万博記念公園に関しては、愛着を感じている意見が多く、「緑」豊かで様々な施設があり守っていくべき、集客施設としてもっとアピールすべきといった意見がありました。また、エキスポランドが閉鎖されたことによるマイナス効果を懸念している意見もありました。

g) マンションなどの開発事業

マンションなどの開発事業に関しては、開発事業により自然が少なくなっていると感じている意見があり、最低限今ある自然の状態を維持することや、マンションなどの屋上緑化を進めることを望む意見がありました。

h) 普及・啓発と市民参加

普及・啓発に関しては、講演、イベント、ホームページ、パンフレットなどによるわかりやすくして行動に結びつくような情報発信、自治会やまちのグループを活用した交流による「緑」の維持管理活動、「緑」の相談窓口の設置などを望む意見がありました。

市民参加に関しては、参加するための組織、参加しやすい仕組みづくり、道路の清掃や草花の植付けなどの身近な取組を継続していくことが大切であるという意見がありました。また、子供への環境教育・学習を目的とした体験学習を望む意見もありました。

資料8 本計画の策定経過

(1) 第2次計画の策定

① 検討委員会と庁内検討会

第2次計画を策定するにあたって、庁外組織として専門知識を有する学識経験者、公募市民などで構成する「いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）、庁内組織として関係部署で構成する「いきいき吹田みどりの基本計画改定庁内検討会」（以下、「庁内検討会」という。）を設置して、第1次計画の検証、改定などに関する事項の検討を行いました。



検討委員会

表 資.8.1 第2次計画の策定経過

会議	開催年月日	内容
第1回検討委員会	平成21年(2009年)9月7日	●委嘱式 ●改定の概要と改定にあたっての考え方
第2回検討委員会	平成21年(2009年)10月27日	●旧計画の整理と現状の特性 ●市民アンケート調査結果
第3回検討委員会	平成22年(2010年)1月14日	●改定の骨子(中間案)(案)の検討
第1回庁内検討会	平成22年(2010年)1月18日	
第4回検討委員会	平成22年(2010年)2月4日	
第5回検討委員会	平成22年(2010年)3月25日	
第6回検討委員会	平成22年(2010年)7月8日	●市民意見募集の実施結果 ●改定の骨子(中間案)の検討
第2回庁内検討会	平成22年(2010年)8月9日	●みどりに関する施策(案)の検討 ●みどりのまちづくり推進プロジェクト(案)の検討
第7回検討委員会	平成22年(2010年)9月7日	
第8回検討委員会	平成22年(2010年)11月4日	●地域別方針(案)の検討 ●計画実現方策(案)の検討
第3回庁内検討会	平成22年(2010年)11月10日	
第9回検討委員会	平成23年(2011年)1月11日	●本計画(最終案)の検討
第10回検討委員会	平成23年(2011年)3月2日	●市民意見募集の実施結果 ●本計画(最終案)の検討

表 資.8.2 検討委員会委員名簿(順不同・敬称略)

		氏名	団体・役職
委員長	公園緑地に関する学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
副委員長	都市計画に関する学識経験者	澤木 昌典	大阪大学 大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授
委員	環境に関する学識経験者	宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 建築学科 専任講師
委員	公募市民	高畠 耕一郎	—
委員	公募市民	宮本 佳奈	—
オブザーバー	吹田市都市創造総括監	平井 信三	吹田市都市創造総括監
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	平野 孝子	吹田市政策推進部長
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	永治 和実	吹田市環境部長
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	寶田 保住	吹田市都市整備部長
オブザーバー	吹田市関係部長級職員	森 正一	吹田市建設緑化部長

いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 いきいき吹田みどりの基本計画(平成9年3月策定。以下「現行の計画」という。)の改定に資するため、いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 現行の計画の検証に関する事項
- (2) 現行の計画の改定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内、オブザーバー5人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公園緑地に関する学識経験者 1人以内
- (2) 都市計画に関する学識経験者 1人以内
- (3) 環境に関する学識経験者 1人以内
- (4) 公募市民 2人以内

3 委員会のオブザーバー(以下「オブザーバー」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 吹田市都市創造総括監及び関係部長級職員 5人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は公園緑地に関する学識経験者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員及びオブザーバーの任期)

第5条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱又は任命の日から現行の計画の改定が完了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議にやむを得ない理由により出席できないオブザーバーは、事前に委員長の承認を得て代理の者を出席させることができる。

3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員の報償については、市長が予算の範囲内で支払うものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を建設緑化部緑化公園室緑と水のふれあい課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、建設緑化部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。

図 資.8.1 いきいき吹田みどりの基本計画改定検討委員会設置要領

②策定に関する市民参加

表 資.8.3 市民懇談会の開催結果

回数	開催年月日	内容
第1回	平成21年(2009年)11月20日	吹田市のみどりを考えるワークショップ
第2回	平成22年(2010年)2月19日	改定の骨子(中間案)に関する意見交換
第3回	平成22年(2010年)7月16日	施策の体系に関する意見交換
第4回	平成22年(2010年)9月17日	地域別ワークショップの発表
第5回	平成23年(2011年)2月4日	本計画(最終案)に関する意見交換

表 資.8.4 地域別市民ワークショップの開催結果

回数	開催年月日	対象地域
第1回	平成22年(2010年)7月25日	千里ニュータウン・万博・阪大地域
第2回	平成22年(2010年)8月1日	山田・千里丘地域
第3回	平成22年(2010年)8月21日	片山・岸部地域
第4回	平成22年(2010年)8月29日	千里丘・佐井寺地域
第5回	平成22年(2010年)9月5日	豊津・江坂・南吹田地域

表 資.8.5 市民意見募集の実施結果

	いきいき吹田みどりの基本計画改定の骨子(中間案)	第2次みどりの基本計画(最終案)
実施期間	平成22年(2010年)2月15日から 平成22年(2010年)3月16日まで	平成23年(2011年)1月25日から 平成23年(2011年)2月23日まで
提出意見数	11件	10件

(2)本計画の策定

①検討会議と関係室課長会議

本計画を策定するにあたって、庁外組織として専門知識を有する学識経験者、公募市民、市職員で構成する「第2次みどりの基本計画改訂検討会議」（以下、「検討会議」という。）、庁内組織として関係部署で構成する「第2次みどりの基本計画改訂関係室課長会議」（以下、「関係室課長会議」という。）を設置して、第2次計画の進捗状況の把握・評価、改善・見直しなどに関する事項の検討を行いました。



検討会議

表 資.8.6 本計画の策定経過

会議	開催年月日	内容
第1回関係室課長会議	平成27年(2015年)6月26日	●現計画の進捗状況の把握・評価
第1回検討会議	平成27年(2015年)7月9日	●現計画の進捗状況の把握・評価 ●現計画策定後の社会の動きの整理
第2回検討会議	平成27年(2015年)9月9日	●改訂に向けた検討の要点整理 ●市域のみどりの現状分析
第3回検討会議	平成27年(2015年)9月29日	●生物多様性の確保に関する技術的配慮の検討 ●基本方針と基本施策の改善・見直し ●「緑化重点地区」と「保全配慮地区」の検討
第2回関係室課長会議	平成27年(2015年)10月27日	●改訂に向けた検討の要点整理 ●市域のみどりの現状分析 ●生物多様性の確保に関する技術的配慮の検討 ●基本方針と基本施策の改善・見直し
第4回検討会議	平成28年(2016年)1月15日	●基本施策の改善・見直し ●「緑化重点地区」と「保全配慮地区」の検討
第3回関係室課長会議	平成28年(2016年)2月25日	●重点プロジェクトの改善・見直し
第5回検討会議	平成28年(2016年)4月28日	●みどりの将来像の検討 ●地域別緑被率目標の設定 ●重点プロジェクトの改善・見直し ●推進体制と進行管理の検討
第6回検討会議	平成28年(2016年)6月30日	●市民意見募集の実施結果 ●本計画(最終案)の検討

表 資.8.7 検討会議委員名簿（順不同・敬称略）

		氏名	団体・役職
委員長	公園緑地に関する学識経験者	増田 昇	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
副委員長	都市計画に関する学識経験者	澤木 昌典	大阪大学 大学院 工学研究科 環境・エネルギー工学専攻 教授
委員	環境に関する学識経験者	宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 建築学科 専任講師
委員	生物多様性に関する学識経験者	藤原 宣夫	大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
委員	公募市民	金谷 薫	—
委員	関係部長	稲田 勲	吹田市行政経営部長
委員	関係部長	今川 学	吹田市環境部長
委員	関係部長	上野 雅章	吹田市都市計画部長
委員	関係部長	松本 利久	吹田市土木部長

吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議設置要領

(目的)

第1条 吹田市第2次みどりの基本計画(以下、「現行の計画」という。)の改訂に関して、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 現行の計画の進捗状況の把握・評価に関する事項
- (2) 現行の計画の改善・見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 公園緑地に関する学識経験者 1人以内
- (2) 都市計画に関する学識経験者 1人以内
- (3) 環境に関する学識経験者 1人以内
- (4) 生物多様性に関する学識経験者 1人以内
- (5) 公募市民 1人以内
- (6) 関係部長 4人以内

3 委員の選任期間は、選任の日から現行の計画の改訂が完了するときまでとする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、検討会議の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、道路公園部公園みどり室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、道路公園部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年 6月 1日から施行する。

図 資.8.2 吹田市第2次みどりの基本計画改訂検討会議設置要領

②策定に関する市民参加

表 資.8.8 市民懇談会の開催結果

回数	開催年月日	内容
第1回	平成28年(2016年)6月13日	第2次みどりの基本計画改訂版(案)に関する意見交換

表 資.8.9 市民意見募集の実施結果

第2次みどりの基本計画改訂版(素案)	
実施期間	平成28年(2016年)5月25日から平成28年(2016年)6月23日まで
提出意見数	0件

資料9 用語集

あ行

●アドプト・プログラム

大阪府が管理する道路や河川、公園等の施設について、地元自治会や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、府と関係市町村が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むもの。

●暗渠

おおいをした水路の構造物で、道路などの下を通すもの。

●生垣等緑化推進助成

道路に接している場所で生垣をつくる方に、助成金を支給。道路に接した塀などをツタで覆う場合に、ツタ苗を支給する制度や、道路を通行する人の目にふれる場所に花を植える場合に、花の種を支給する制度。

●NPO

Non-Profit Organization の略。民間非営利団体などと訳され、利潤の追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する、営利を目的としない組織や団体の総称。最近では、市民による自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動に見られるように、ボランティア活動の盛り上がりや背景に、市民の非営利組織を示すものとして広く用いられる。

●エリアマネジメント

一定のエリアを対象に、地域の多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら、一体となって、地域に関する様々な活動を総合的に進めるもの。開発だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）を担っていくことが重要となっている。

●オープンスペース

公園、広場、河川、池、山林、農地など建物によって覆われていない土地の総称。非建ぺい地。

●屋上緑化

建築物の屋上に植栽基盤を作り、植物を植えて緑化すること。スペースの限られた都市部における緑化手法であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしても注目されている。癒しの空間、コミュニケーションの場として活用され、建築物の耐荷重に配慮した軽量土壌などの資材や植栽、防水、防根、排水といった様々な工法や技術が開発されている。

か行

●開発事業の手続等に関する条例

土地利用における良好な住環境の形成・保全、安全で快適な都市環境の創造を実現することを目的に大規模開発事業又は中規模等開発事業に関する必要な手続並びに公共施設及び公益的施設の整備に関する基準その他必要な事項を定めた条例。平成 16 年 7 月 1 日施行。愛称は「好いた すまいる条例」。

●風の道

都市気象の緩和を目的として設けられる、自然の風を活用するための風の通り道。

●環境教育

学校での教育だけでなく、社員・職員への教育や研修、生涯学習など環境に関する教育全般を指す。小中学校の学習指導要領においても、総合的な学習の時間における環境学習が位置づけられている。

●協働

地域の自治、まちづくりの分野においては、市民と事業者、行政が、地域社会の課題の解決など共通の目的を実現するため、信頼と理解のもと、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場の違いを認めたとで尊重し合い、協力すること。

●ゲリラ豪雨

都市部のヒートアイランド化による局地的かつ突発的な集中豪雨。

●原風景

雑木林・ため池・田んぼ・小川・民家などが一体となった風景のことをいい、人と自然との長年にわたるかかわりの中で培われてきた風景を示す。

●公園

主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地。

●コミュニティ

特定目的のため、自らの参加を促す機能的集団である。広くには、自治会や町内会などの地域のつながりを持つ共同体なども指す。

さ行

●里山

民家・集落の後背地として広がる薪などを確保するための雑木林を里山と言う。近年は人々により手入れがなされないため自然環境の荒廃が問題になっている。

●指定管理者制度

これまでの管理委託制度に代わって、地方公共団体が指定する法人その他の団体が公の施設の管理を行う制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る。

●市民農園

市民の余暇の充実、農地の有効利用等を目的に、農家が経営する農園を一般市民が利用できるよう、市が指定したもの。

●生産緑地

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する 500㎡以上の市街化区域内の農地を保全するため、市が都市計画に定める地域地区。

●生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、わが国は平成5年(1993年)5月に批准している。

た行

●第3次総合計画

平成18年度(2006年度)から平成32年度(2020年度)までを期間とする、吹田市のこれからのあるべき姿を描いたもので、総合的・計画的にまちづくりを進めていく上での基本的な方針。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から成っている。

●第2次環境基本計画

吹田市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策について、総合的・計画的に推進する役割を担うものとして、目標、施策の大綱などを定めるもの。平成21年(2009年)3月に策定。平成26年(2014年)3月に改訂。

●第2次みどりの基本計画

都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市域内における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現の施策などを内容として策定する、みどりに関する総合的な計画。平成23年(2011年)3月に策定。平成28年(2016年)8月に改訂。

●地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。現在の気候は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、今後もこうした傾向が続いていくと、100年後には地表の平均気温は約2℃程度上昇すると予測されている。

●地区計画

良好な市街地環境の保全あるいは形成を図るため、住民の意向に基づいて必要な道路や公園などの施設(地区施設)の配置と建物の用途や形態などの制限を都市計画で定めるもの。地区計画が定められた地区における建築行為は届け出が必要になる。

●低炭素化

都市活動に伴う地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑える取組。

●都市基盤

都市において市民が快適で文化的な生活を送るために必要不可欠な都市の基幹施設。一般には鉄道、道路、下水道、公園などを指すが、大規模な公共建築物を含める場合もある。インフラストラクチャーともいう。

●都市計画道路

都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。

●都市計画マスタープラン

市の都市計画を推進するための長期的な目標・方針を定めたもの。今後のまちづくりを進めるうえでの基本的な方向性を示している。

●都市公園

地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のうち、都市公園法に基づき管理されているもの。国が設置するものもある。設置目的や規模等に応じて、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園などの種別に区分される。吹田市では、都市計画法に定める都市計画公園及び都市計画緑地と合わせて、概ね1,000㎡以上の公園を都市公園として取り扱っており、都市公園法に基づく管理を行っている。

●都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、昭和48年(1973年)に制定された法律。緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)、緑地保全地域、緑化地域、緑地協定、市民緑地、緑化施設整備計画の認定、緑地管理機構などについて規定している。

●土地区画整理事業

道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設の整備、改善と宅地の区画や形状を整える市街地開発事業、「土地区画整理は都市計画の母である」とも言われる。

は行

●パークマネジメント

公園管理の一手法であり、公園利用の積極的な支援、多様なニーズへの柔軟かつ適切な対応、他の公園利用者や周辺住民などとの利害対立の予防、現状の公園利用の適切性の評価と改善策の実施、公園施設の利用に伴う安全確保などを目的とする運営管理。ほかに公園管理の手法として、利用環境と施設条件を良好に維持することを目的とする維持管理、都市公園法などに基づき公園の健全な発達を図ることを目的とする法令管理がある。

●花と緑、水めぐる遊歩道

吹田市域にある多様で魅力的な「花・緑・水」の資源を活かし、市民と行政とが協働で育む新しいスタイルの遊歩道。ワークショップ形式で市民参画を図り、平成16年に21コースを選定。愛称は「ぶらっと吹田」。

●バリアフリー

障害者や高齢者の社会参加や自立を妨げる物的あるいは社会的な障害がないこと。建物をはじめ道路、歩道、公園などにおける段差の解消など、主として移動を妨げる物的な障害が除去された状態をさす。

●ヒートアイランド現象

都市部の気温が周辺部より高くなる現象のこと。主な原因は、都市部の緑地減少・人口排熱の増加・地表面の人工化などが挙げられる。

●ピオトープ

ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が安定的に生息できる空間のこと。吹田市では、垂水上池公園にピオトープが造成されたほか、学校などでも取り組みが進められている。

●広場

主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地。

●風致地区

都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区。樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観を保持している地域や、良好な住環境を維持している地区などを指定し、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするもの。

●保安林

森林法に基づく森林保護制度。水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備、名所又は旧跡の風致の保存などの特定の公共目的のために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が保安林として指定する。

●ポケットパーク

本来は高密度都心部の中高層ビル街の一角などにつくられた小さな公園を指すが、より広くは都心部に限らず市街地内につくられた人々が自由に利用できる小規模なオープンスペース。

●保護樹木・保護樹林

一定の指定基準を満たし、特に保護する必要があると認められる樹木や樹林で、管理に対して市が助成を行う。

ま行

●緑あふれる未来サポーター

市民、事業者、行政による連携・協働の下、公園・緑地と道路を維持管理するための制度。市民又は事業者が、事前に行政と交わした維持管理の場所や内容などに関する取決めに基づく活動を行うにあたり、行政は資機材の貸与や「吹田市市民活動災害保障制度」への加入などを行う。

●みどりの協定

道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づく協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木等の配付の助成制度がある。

●みどりの保護及び育成に関する条例

吹田市環境基本条例の理念にのっとり、みどりの保護及び育成に関し必要な事項を定め、これを推進し、もって現在及び将来の市民の健康かつ快適な生活の確保に資することを目的にみどりの保護、みどりの育成、みどりの普及及び啓発等に関する事項を定めた条例。

ら行

●緑陰

樹木の枝葉が作り出す木かげ。

●緑地

主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地。

●緑地協定

都市緑地保全法にもとづき、都市計画区域内の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

●緑道

街路樹や植栽などの緑が連続的に施された道路。

●緑化率

建築物などの敷地面積に対する緑被地面積の割合。特に、開発事業に対する緑化率の基準を定める際には、誘導や緩和等の目的で、接道部緑化の緑被地面積を割り増して捉えたり、壁面緑化の垂直投影面積を緑被地面積として捉えて算出する場合がある。

わ行

●ワークショップ

特別の課題について関心を持つ人々が、小さいグループに分かれて調査、学習、提案、討論など、密度の濃い合意形成のための作業を行うこと。市民参加の手法として導入される機会が増えている。

心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市^{まち} すいた

吹田市第2次みどりの基本計画(改訂版)

平成 28 年 (2016 年) 8 月

編集・発行 吹田市土木部公園みどり室

〒565-0855 吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 1 号

TEL 06-6834-5364

<http://www.city.suita.osaka.jp/>



吹田市

